

「秋田県八峰町及び能代市沖」、
「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、
「新潟県村上市及び胎内市沖」、
「長崎県西海市江島沖」
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
公募占用指針

令和 4 年 12 月 策定

令和 5 年 12 月 改訂

令和 7 年 ● 月 改訂

経済産業省

国土交通省

目 次

第 1 章 総論	1
(1) 趣旨	1
(2) 定義	2
第 2 章 公募対象とする事業の要件	4
(1) 公募対象とする発電設備について	4
1) 対象発電設備区分等（法第 13 条第 2 項第 1 号）	4
2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第 13 条第 2 項第 4 号）	4
(2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域（法第 13 条第 2 項第 2 号）	5
(3) 供給価格等に関する事項について	5
1) 供給価格上限額（法第 13 条第 2 項第 7 号）	5
2) 公募に基づく再エネ特措法第 2 条の 3 第 1 項に規定する基準価格又は同法第 3 条第 2 項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第 13 条第 2 項第 8 号）	5
3) 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象に係る再エネ特措法第 2 条の 3 第 1 項に規定する交付期間又は同法第 3 条第 2 項に規定する調達期間（法第 13 条第 2 項第 9 号）	5
(4) 事業の実施期間に係る事項について	6
1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期（法第 13 条第 2 項第 3 号）	6
2) 公募占用計画の認定の有効期間（法第 13 条第 2 項第 13 号）	6
3) 占用の期間	6
(5) その他留意すべき事項	6
1) 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項（法第 13 条第 2 項第 14 号）	6
2) 本促進区域に係る漁業・地域との協調の在り方等について	7
3) 廃坑井について	7
4) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占有をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第 13 条第 2 項第 12 号）	7
第 3 章 事業実施に必要な情報の提供	11
(1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第 13 条第 2 項第 2 号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項（法第 13 条第 2 項第 11 号）	11
(2) 国が行った調査結果に係る情報の提供について	11

1) 情報提供の手続	11
2) 提供する情報の内容	11
第4章 公募の実施スケジュール	13
（1）スケジュール	13
（2）説明会の開催	13
（3）協議会構成員による説明会	14
（4）公募占用指針に関する質問の受付	14
第5章 公募参加のための手続	15
（1）公募の参加者の資格に関する基準（法第13条第2項第5号）	15
1) 公募参加資格	15
2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等	15
（2）公募占用計画の提出	18
1) 公募占用計画の提出期間及び提出方法	18
2) 提出書類	19
3) 応募の無効、公募の延期	21
i) 応募の無効について	21
ii) 公募の延期等	21
（3）保証金に関する事項（法第13条第2項第6号）	21
1) 保証金の額及び提供方法	22
2) 保証金の返還	26
3) 保証金の没収に関する事項	27
4) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除	29
5) 没収通知等に関する事項	31
第6章 公募占用計画に記載すべき事項	33
（1）概要	33
（2）公募占用計画に記載すべき事項	33
1) 公募に応じて選定事業者になろうとする者の氏名、生年月日その他必要な事項（施行規則第4条第2項第1号及び第2号）【様式3-1-2 1）】	33
2) 占用の区域及び占用の期間	34
3) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等	36
4) その他必要な事項	39
5) 公募占用計画の要旨	41
第7章 選定事業者の選定の流れ	42
（1）事業者選定のプロセス	42
（2）公募占用計画の審査	42
1) 公募占用指針との適合性の審査（法第15条第1項第1号）	42
2) 法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（法第15条第1項第2号）	42
3) 法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査（法第15条第1項第3号）	42

4) 公募占用計画の提出者の審査（法第 15 条第 1 項第 4 号）	42
(3) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定	43
1) 評価プロセス	43
2) 選定及び学識経験者等の意見の聴取	43
3) 通知	44
4) 選定又は非選定理由に関する説明	45
(4) 選定の取消し等	45
1) 選定事業者の選定の取消し事由	45
2) 選定事業者の選定の取消し通知	46
3) 選定事業者の選定の取消しがあった場合の事業者選定等	46
第 8 章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第 13 条第 2 項 15 号）	47
(1) 供給価格の評価方法	47
(2) 事業実現性に関する評価項目及び確認方法	47
(3) 評価の配点及び採点方法	48
(4) 評価に関する補足事項	60
第 9 章 選定事業者の選定後に行う手続	63
(1) 基準価格等の決定	63
(2) 公募占用計画の認定	63
(3) 公募占用計画等の公示	63
(4) 系統に係る契約等の承継と承継条件等について	64
1) 系統に係る接続契約等について	64
2) 本件契約上の地位等以外の資産について	65
3) 本件契約上の地位等の承継に関する条件の詳細について	65
(5) 公募占用計画の変更に係る事項	65
1) 変更を認める場合の基準	66
2) 認定公募占用計画の変更内容の公示	67
3) 軽微な変更についての変更の届出	68
4) SPC の構成員の変更について	68
(6) FIP 認定の申請期限(法第 13 条第 2 項第 10 号)	69
(7) 占用許可に係る事項について	69
1) 選定事業者の責務	69
2) 占用許可及び占用料	69
i) 占用許可	69
ii) 占用料	70
iii) 選定事業者以外の占用の禁止	70
iv) 占用許可の条件	71
v) 占用料の支払方法	72
(8) 公募占用計画の履行状況の報告について	72
(9) 地位の承継	73
1) 選定事業者の一般承継人	73

2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権等を取得したもの	73
第10章 その他	74
（1）公募占用計画の認定の取消し	74
（2）公募占用計画に係る接続検討申込みについて	74
（3）その他の留意事項	75
（4）担当部局	76
第11章 選定事業者の希望に基づく制度変更	77
（1）選定事業者の希望に基づく制度変更の適用の趣旨	77
（2）新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用する変更	77
1) 制度変更に係る公募占用計画の変更	77
2) 保証金制度の変更内容	77
3) 価格調整スキームの適用の内容	86
（別添1）本公募対象区域	89
（別添2－1）秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見とりまとめ	99
（別添2－2）秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会意見とりまとめ	103
（別添2－3）新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見とりまとめ	109
（別添2－4）長崎県西海市江島沖における協議会意見とりまとめ	114
（別添3）促進区域と一体的に利用できる港湾	119
（別添4）公募参加資格	132
（別添5）系統に係る契約上の地位の承継条件等	135
（別添6）公募参加者一者あたりの落札制限に関する事項及び 能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項	137
（別添7）関係都道府県知事の評価の考え方	141

第 1 章 総論

(1) 趣旨

経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 8 条及び第 7 条に規定する基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、同法第 8 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして、令和 3 年 9 月 13 日付けで、「秋田県八峰町及び能代市沖」、令和 4 年 9 月 30 日付けで「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）に指定した。

本公募占用指針は、法第 13 条第 1 項に基づき、上記の 4 促進区域内の海域（その上空及び海底の区域を含む。以下「本促進区域内海域」という。）において、海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募によりそれぞれ選定するため、調達価格等算定委員会、関係都道府県知事及び学識経験者の意見を聴いた上で、公募の実施及び本促進区域内海域の占用に関する事項を定めるものである。

具体的には、法第 13 条第 2 項各号に基づき、以下①～⑯に掲げる事項及び一般海域における占用公募制度の運用指針（令和 4 年 10 月）においてその他公募占用指針に定めるべき事項として追加した以下のア～クに掲げる事項を定めるとともに、その他公募に当たって必要な事項を定める。

（法第 13 条第 2 項各号に基づき本公募占用指針において定められた事項）

- ① 公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条の 2 第 1 項に規定する交付対象区分等（以下、「交付対象区分等」という。）又は再エネ特措法第 3 条第 1 項に規定する特定調達対象区分等（以下「特定調達対象区分等」という。）
- ② 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域
- ③ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期
- ④ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準
- ⑤ 公募の参加者の資格に関する基準
- ⑥ 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- ⑦ 供給価格（当該海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて供給することができる海洋再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格をいう。）の上限額（以下、「供給価格上限額」という。）

- ⑧ 公募に基づく再エネ特措法第2条の3第1項に規定する基準価格又は同法第3条第2項に規定する調達価格の額の決定の方法
- ⑨ 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分等に係る再エネ特措法第2条の3第1項に規定する交付期間又は同法第3条第2項に規定する調達期間
- ⑩ 選定事業者における再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請の期限
- ⑪ 当該再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項
- ⑫ 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占有をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項
- ⑬ 法第17条第1項の認定（以下「公募占用計画の認定」という。）の有効期間
- ⑭ 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項
- ⑮ 選定事業者を選定するための評価の基準
- ⑯ ①から⑮に掲げるもののほか、その他必要な事項

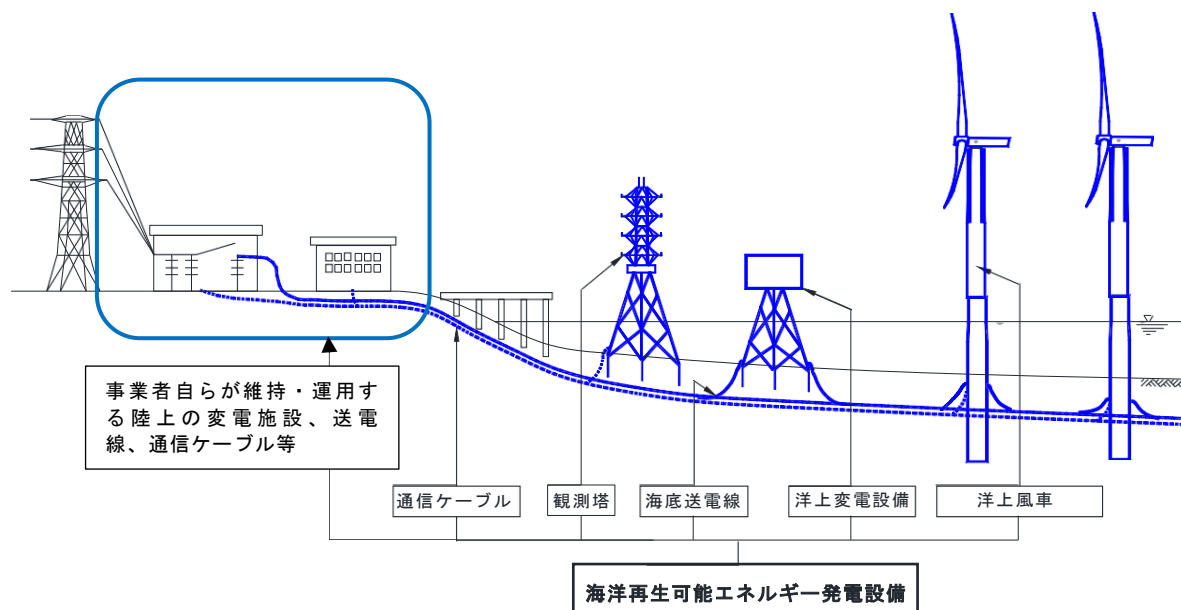
（一般海域における占用公募制度の運用指針に基づき公募占用指針に記載すべき事項）

- ア．公募占用計画に記載すべき事項
- イ．占有の許可条件
- ウ．提供情報
- エ．公募参加者一者当たりの落札制限に関する事項
- オ．承継される系統の容量とその価格
- カ．漁業・地域との協調の在り方について
- キ．公募占用計画の履行状況の報告について
- ク．遵守すべき事項について

（２）定義

１）海洋再生可能エネルギー発電設備

本公募占用指針において、海洋再生可能エネルギー発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル（陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。）を含めるものとする。



2) その他

前項で定めるもののほか、本公募占用指針において用いる用語は、法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成 31 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「施行規則」という。）、再エネ特措法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）において使用する用語の例による。

第2章 公募対象とする事業の要件

本公募により募集する発電事業は、下記（１）から（５）までを満たす事業とする。

（１）公募対象とする発電設備について

1) 対象発電設備区分等（法第13条第2項第1号）

本公募の対象とする対象発電設備の区分等は、風力発電設備（着床式洋上風力）（再エネ特措法施行規則第3条第6号に該当する風力発電設備をいう。以下同じ。）とする。

2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第13条第2項第4号）

本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準は、最大受電電力は、当該区域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統（以下「確保されている系統」という。）の範囲で事業を実施することとし、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（※）については、公募参加者が一般送配電事業者との調整を行うことを前提に、上限を設定せず、下限は確保されている系統の容量から20%を減じた値（2者以上から、自らが確保している系統を当該区域で活用することを希望するとして情報提供があった場合は、事業者毎の系統容量の小さい方から20%を減じた値）とする。

（※）海洋再生可能エネルギー発電設備の出力とは、本促進区域内海域における海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる能力（kW）の合計をいう。

本公募の対象とする区域における確保されている系統及び出力下限値は、以下のとおり。

促進区域名	確保されている系統	出力下限値
秋田県八峰町及び能代市沖	35.6 万 kW	28.5 万 kW
秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖	33.6 万 kW	26.9 万 kW
新潟県村上市及び胎内市沖	35.2 万 kW 70 万 kW	28.2 万 kW
長崎県西海市江島沖	12.4 万 kW 30.0 万 kW	9.9 万 kW

（留意事項）

本公募は、系統を確保し、これを本公募へ活用することを希望した事業者（以下「系統提供事業者」という。）の系統（詳細は第3章（2）2）により提供する情報のとおり）を活用することを前提に実施する。このため、本公募に参加する事業者（以下「公募参加者」という。）は、系統提供事業者が一般送配電事業者に対して接続検討申込みを行った内容について、出力等の変更が可能か検討する必要がある。上記の出力の量の基準の範囲内においても、系統状況や連系する風車の仕様等（出力等）によっては、出力等の変更が不可となる場合があるため個別に判断が必

要なことに留意すること。

なお、公募参加者は、公募期間中に一般送配電事業者に対して、承継後の出力の変更可否を判断するための接続検討申込みを行うことが可能であり、詳細は第10章(2)1)「公募占用計画に係る接続検討申込みについて」を参照すること。

(2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域（法第13条第2項第2号）

本公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域は以下とする。

- ① 所在地
- ・秋田県八峰町及び能代市沖
 - ・秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖
 - ・新潟県村上市及び胎内市沖
 - ・長崎県西海市江島沖

- ② 対象区域 別添1 参照

(3) 供給価格等に関する事項について

1) 供給価格上限額（法第13条第2項第7号）

各促進区域における本公募において公募参加者が提案する供給価格上限額は、以下のとおり、海底地盤の状態から想定される設置の形態・施工法に基づき、供給価格上限を区分して設定する。

促進区域名	供給価格上限額
[モノパイル式を想定] 秋田県八峰町及び能代市沖 秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖 新潟県村上市及び胎内市沖	19 円/kWh
[ジャケット式を想定] 長崎県西海市江島沖	29 円/kWh

2) 公募に基づく再エネ特措法第2条の3第1項に規定する基準価格又は同法第3条第2項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第13条第2項第8号）

本公募はFIP制度を適用することとし、基準価格の額は、選定事業者が公募占用計画に記載した供給価格の額とする。

3) 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象に係る再エネ特措法第2条の3第1項に規定する交付期間又は同法第3条第2項に規定する調達期間（法第13条第2項第9号）

本公募はFIP制度を適用することとし、交付期間は20年間とする。

ただし、選定事業者が初めて公募占用計画の認定を受けた時点で公募占用計画に

記載されている海洋再生可能エネルギー発電設備による運転開始予定日（市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日をいう。公募占用計画には「事業の実施時期（運転開始予定日）」として記載し、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた日から起算して8年が経過した日以前の日とすること。）を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間とする。なお、他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第37条第1項に基づく許可を受けた者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。

また、法第21条第1項に基づき、公募占用計画の認定が取り消された場合には、当該取消しの日をもって交付期間は終了することとする。

（４）事業の実施期間に係る事項について

1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期（法第13条第2項第3号）

法第13条第2項第3号に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用開始の時期は、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた日から起算して原則6年以内とする。

2) 公募占用計画の認定の有効期間（法第13条第2項第13号）

公募占用計画の認定の有効期間は30年とする。

3) 占用の期間

本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の本促進区域内海域の占用の期間は、占用の許可を受けた日から30年とする。ただし、公募占用計画の認定の有効期間内に限る。

なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することを原則とする。ただし、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。

（５）その他留意すべき事項

1) 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項（法第13条第2項第14号）

洋上風力発電事業の実施のためには、地元関係者等の理解を得る必要がある。その基本となるのは、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整であり、事業の実施に当たっては、選定事業者は関係法令を遵守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長と十分に調整し、十分な理解がなされるように努めること。

2) 本促進区域に係る漁業・地域との協調の在り方等について

本促進区域の指定に当たっては、本促進区域における発電事業と漁業・地域との協調を図る観点から、法第9条第1項の規定に基づき、令和2年11月17日に秋田県八峰町及び能代市沖における協議会、令和4年1月25日に秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会、令和4年1月19日に新潟県村上市及び胎内市沖における協議会、令和3年4月23日に長崎県西海市江島沖における協議会が設置され、促進区域の指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議が行われた。

当該協議会においては、（別添2－1）秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見とりまとめ、（別添2－2）秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会意見とりまとめ、（別添2－3）新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見とりまとめ、（別添2－4）長崎県西海市江島沖における協議会意見とりまとめのとおり、促進区域として指定することに異存はないものの、指定に当たっては、公募から発電事業終了までの全過程において、同協議会が示す事項に留意することを求める旨の意見が取りまとめられた。

（別添2－1）～（別添2－4）の協議会意見とりまとめ「3. 留意事項」及び「4. 将来像」を尊重して事業を実施すること。

3) 廃坑井について

秋田県八峰町及び能代市沖内、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖周辺、新潟県村上市及び胎内市沖内には廃坑井が存在することが判明している。このため、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置位置等を計画する際は、第3章（2）で定める情報提供の手続きを行い廃坑井の情報を入手した上で、これを損傷等することで海洋環境に影響を及ぼすことのないよう留意すること。

4) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第13条第2項第12号）

選定事業者は促進区域内海域の占用をしないこととなった場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務を負う。なお、法第20条に基づき、選定事業者の地位を承継した者がいる場合は当該承継者が同義務を負う。海洋再生可

能エネルギー発電設備の撤去に当たっては、下記事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占用計画を策定すること。

- i) 撤去に当たっては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）等の関係法令を遵守すること。
- ii) 本促進区域内海域において設置する施設の撤去に関しては、原則、原状回復すること。ただし、海防法対象施設の一部を残置または海洋に捨てる（以下「残置等」という。）ことを前提とした公募占用計画を作成する場合には、関係法令を遵守することとし、特に下記の事項に留意すること。

① 海防法との関係

環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置等することを前提とした公募占用計画の作成を認める。

ただし、撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置等した後に問題が明らかになった場合の責任は事業者に帰するものとする。

なお、一部残置等することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」（環境省）において示されている「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」（※）に留意し、海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法を検討すること。

（※）「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」の公表について
（環境省）

<https://www.env.go.jp/press/110046.html>

② 法との関係

上記①に基づき、環境大臣の許可を得て施設の一部を残置等する行為は、法第 12 条における禁止行為には該当しない。また、当該行為は、法第 10 条第 1 項における国土交通大臣の許可を要しない（施設として残置する場合は除く）。

- iii) 撤去に当たっては、占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備え、次の①②を踏まえた撤去費用の確保等に関する方法を公募占用計画に示すこと。

① 撤去費用の金額

撤去費用のうち、公募段階における海洋に設置した設備の撤去費用は、一律に、海洋における施工費（海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、基礎・風車・ケーブル、洋上変電所等の資材

購入費は含まない。また、陸上に設置する変電施設や送電線の施工費や施工に要する資材購入費は含まない。)の70%とする。(撤去費用の金額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない。)

ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、海洋における建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。

なお、今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴い撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である。

② 撤去費用の確保方法

選定事業者は、発電事業の開始から撤去の完了までの全期間において、①で算出した撤去費用の金額の全額について、以下のア)又はイ)の方法により撤去費用を確保するための措置を講じること。

ア)及びイ)の方法を併用することも可能であり、この場合はア)及びイ)の方法により確保される金額の合計額が①の撤去費用の金額となるようにすること。なお、ア)及びイ)の金額の配分を事業年度ごとに変更すること及びア)については事業年度ごとの保証状の更新が可能である。但し、保証状の更新が行えない等、①の撤去費用の金額の確保ができない場合には、占用許可の取り消しを行うことがある。

ア) 撤去費用を担保するための保証状の提出

海洋再生可能エネルギー発電設備により市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日(以下「運転開始日」という。)までに政府宛の金融機関保証状(デコミッショニング LCに限らず、保証状の形式でも可)を国土交通省の担当部局に差し入れること。なお、当該保証状の条件として、不可抗力等の事由の如何を問わず当該撤去費用に関する保証履行を担保する旨が記載されていること。

※ 公募占用計画提出時に金融機関による Letter of Intent(金融機関等が公募段階で公募参加者に対し融資等の検討を実施することを約する文書をいう。以下「LOI」という。)を提出すること。なお、プロジェクトファイナンスを利用する場合の金融機関の LOI にデコミッショニング LC を含むことで、プロジェクトファイナンスに関する LOI を以て当該 LOI を代替出来るものとする。なお、金融機関が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A-又はA3以上であることを要する。

なお、保証状は、選定事業者による公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去が完全に実施されたことが確認された後に返還する。

イ) 撤去費用の積立てを証する書類の提出

倒産時にも隔離可能であり、また、撤去以外の目的での預金の利用を制限する口座を開設し（例えば、信託銀行の国内支店に、国土交通大臣を受益者、選定事業者を委託者兼受益者とするエスクロー口座等を開設するなど）、運転開始日までに必要な金額を当該口座に入金すること。当該口座に信託等した金銭は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認なく引き出してはならない。また、選定事業者は、当該口座への信託等を開始した時点から、毎年、国の会計年度の終了の日（当該日が土曜日、日曜日、祝日に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。））までに当該口座の残高証明書を国土交通省に提出することとする。

- iv) 撤去完了時の状況をカメラによる撮影その他の方法で確認し、遅滞なく国土交通大臣に対して報告すること。

第3章 事業実施に必要な情報の提供

- (1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項（法第13条第2項第11号）

海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、各促進区域内海域と一体的に利用できる港湾は、それぞれ下表のとおりであり、その諸元や利用条件、留意事項等は別添3に記載するとおりとする。

促進区域	促進区域と一体的に利用できる港湾
秋田県八峰町及び能代市沖	能代港又は秋田港
秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖	
新潟県村上市及び胎内市沖	新潟港（注）
長崎県西海市江島沖	北九州港

（注）新潟港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、新潟県村上市及び胎内市沖の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。

- (2) 国が行った調査結果に係る情報の提供について

1) 情報提供の手続

促進区域の指定に当たって経済産業大臣及び国土交通大臣が行った調査等によって得られた情報については、事業者が本公募への参加及び公募占用計画における提案内容を検討する際に参考になると考えられることから、令和4年11月24日付け「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき情報提供を行っている。

情報の提供を受けることを希望する事業者は、上記「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」の定めるところに従い本情報の提供申請を行うこと。

2) 提供する情報の内容

上記「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき提供している情報の概要は以下のとおりである。

i) 風況・海象等の調査の結果

項目	内容	
気象	風況【注】	年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等
海象	潮汐	潮汐変化、最高／最低静水位等
	波浪	有義波高・波のピーク周期等
海底	海底形状、海底人工物、海底面下の土層構造等（音波探査・土質調査）	

【注】申請の受付開始時点では暫定的な調査結果であるが、その後情報収集を継続した上で情報を追完した内容を提供する予定（「一般海域における占用公募制度の運用指針」p. 11～12 参照）。

ii) 系統に係る契約等の情報

項目	内容
系統に係る契約等の情報	系統提供事業者から提供を受けた系統連系に関する契約書や接続検討回答書等の情報
承継が義務付けられる資産等の承継価格を算出するために必要な情報	系統提供事業者が一般送配電事業者に対して支出した実費（工事費負担金等）及びその支払日、未払の工事費負担金の額等
承継する系統容量に付随する事業資産等の情報	発電事業者が自己の責任で敷設する自営線や、海底送電線・通信ケーブルの敷設状況等に関する情報等（各事業者により容易に異なる選択肢を選択し得ると考えられるもの等を除いたもの）

iii) 廃止された坑井の情報

長崎県西海市江島沖を除く本促進区域内もしくは周辺の廃止された坑井（以下「廃坑井」という。）に関する坑井の位置情報及び当該廃坑井の最終鉱業権者からの要請事項に関する情報を提供する。

第4章 公募の実施スケジュール

(1) スケジュール

【公募実施関係】

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1) 公募占用指針の配布開始 | 令和4年12月28日(水) |
| 2) 公募占用計画の受付期限 | 令和5年6月30日(金) 17時00分 |
| 3) 審査・評価 | 令和5年7月3日(月)～ |
| 4) 選定結果公表 | 令和6年3月 |

※ただし、(別添6)に記載する能代港又は秋田港の利用重複に伴う公募占用計画の再提出プロセスが生じなかった場合等においては令和5年12月に前倒しして公表

【情報提供関係】

- 1) 「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報提供の受付 令和4年11月24日(木)～令和5年3月30日(木)

(ただし、第二次被提供者の追加の申請期限は令和5年5月30日(火)とする。)

※ 令和4年11月24日付け「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」参照

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| 2) 説明会申込受付 | 令和4年12月28日(水)
～令和5年1月10日(火) |
| 3) 説明会 | 令和5年1月13日(金) 14時～16時 |
| 4) 公募占用指針の質問受付 | 令和4年12月28日(水)
～令和5年1月30日(月) |
| 5) 協議会構成員による説明会 | 令和5年1月～2月頃(促進区域毎に実施) |
| 6) 質問への回答 | 令和5年3月頃 |

(2) 説明会の開催

希望者を対象に提出資料の記載要領等の公募に関する説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は事前申込みを行うこと。なお、説明会当日は、事務局から公募占用指針の概要等について説明することとし、参加者からの本公募に関する質問に対する回答は、後日、後記(4)の質問に対する回答と合わせて公表する予定である。

- | | |
|---------|--|
| 1) 日 時 | 令和5年1月13日(金) 14時～16時 |
| 2) 実施方法 | オンラインの方式による。
詳細については、希望者に電子メールにて連絡する予定
回線の都合により、1社につき3回線での接続に制限する予定。 |
| 3) 申込様式 | 「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋 |

田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込書【様式 1】

4) 申込期間 令和 4 年 12 月 28 日（水）～令和 5 年 1 月 10 日（火）

5) 申込方法

下記申込先に、公募に関する説明会参加申込書【様式 1】を電子メールにより送付すること

6) 申込先

宛先 : 第 10 章（4）「担当部局」記載の国土交通省の担当部局

アドレス : hqt-2022koubo@gxb.mlit.go.jp

件名 : 「公募に関する説明会参加申込について」と記載すること

（３）協議会構成員による説明会

事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施する。

開催日程及び開催方法等の実施の詳細については、追って、経済産業省・国土交通省ホームページ等で公表する予定である。

（４）公募占用指針に関する質問の受付

本公募占用指針に基づいて公募占用計画を提出するに当たっての質問がある場合には、次のとおり受け付ける。

1) 提出様式 「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」洋上風力発電事業の公募に関する質問書【様式 2】

2) 受付期間 令和 4 年 12 月 28 日（水）～令和 5 年 1 月 30 日（月）

3) 提出方法 様式 2 を Word 形式にて電子メールに添付し提出すること。
（メール件名：「公募に関する質問書（事業者名・提出日）」）

4) 提出先 第 10 章（4）「担当部局」記載の経済産業省及び国土交通省の担当部局

5) 回答

提出された質問及びその回答は、令和 5 年 3 月頃にホームページで公表する。

※ なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて上記の取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表する。

第5章 公募参加のための手続

(1) 公募の参加者の資格に関する基準（法第13条第2項第5号）

1) 公募参加資格

公募に参加できる者は、（別添4）公募参加資格に記載する要件をいずれも満たす企業、又は複数の企業で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

コンソーシアムにより公募に参加する場合には、選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでに、公募占用計画に記載した議決権保有割合の構成員により構成される SPC（本公募に係る事業の実施のみを目的とする会社をいう。以下同じ。）を設立して、コンソーシアムを解消することを条件とし（ただし、公募占用計画の提出前に、SPC を設立していた場合は、当該 SPC を活用することは差し支えない。）、SPC として公募占用計画の認定を受けるものとする。なお、コンソーシアムの全ての構成員が、SPC の構成員になるものとする。

コンソーシアムにより公募に参加する場合には、コンソーシアムの構成員が公募参加資格に記載する要件をいずれも満たす必要がある。また、SPC により公募に参加する場合（以下「SPC 参加の場合」という。）には、SPC の議決権を有する企業の実績等についても公募占用計画の評価の対象となるが、この場合には、SPC の議決権を有する構成員についても公募参加資格に記載する各要件（別添4の2(1)の要件を除く。）を満たす必要がある。

2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等

本公募への参加及び事業の実施に当たっては、下記の事項を遵守すること。また、コンソーシアムにより公募に参加する場合にはコンソーシアムの構成員、SPC 参加の場合には SPC の議決権を有する企業（以下「SPC の構成員」といい、コンソーシアムの構成員及び SPC の構成員を併せて「コンソーシアム又は SPC の構成員」という。）においても下記事項を遵守すること。

なお、下記の遵守事項に違反した場合、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがある。また、（別添4）で定めるところにより、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがある。

i) 公募参加者がコンソーシアムである場合又は SPC 参加の場合は、コンソーシアム又は SPC の構成員の中から公募参加者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が公募手続を行うこと。

ii) コンソーシアムにより公募に参加する場合には、選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでに、公募占用計画に記載した議決権保有割合の構成員により構成される SPC を設立し、コンソーシアムを解消すること（ただし、公募占用計画の提出前に、SPC を設立していた場合は、当該 SPC を活用することは差し支えない。）。

iii) 関係法令、基準及び本公募占用指針を遵守し、公募占用計画を作成すること。

iv) 関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。また、本公募占用指針（別添４）公募参加資格３に掲げる事項については、公募占用計画を提出した日から事業者選定の通知がされる日までの期間、遵守すること。なお、選定事業者においては、同公募参加資格３のうち(3)イ、ウ、オを除く事項について、選定後、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続すること。

v) 協力企業についても（別添４）公募参加資格３（(3)イ、ウ、オを除く。）に該当することがないように、適切に管理すること。

vi) 本公募占用指針が公示された日（令和４年１２月２８日。ただし、秋田県八峰町及び能代市沖については令和３年１２月２０日。）から事業者選定の通知がされる日までの間は、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様（※１）による地元関係者並びに学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員（以下「地元関係者等」という。）（※２）への接触は行わないこと。

※１ 具体例として、例えば、以下のような行為については、公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者等との接触に該当する。

- ・ 地元関係者等から他社の情報を聞き出す行為
- ・ 自らに有利となるような都道府県への陳情を地元関係者等に依頼する行為
- ・ 事業者が地元関係者等に公募に関する助言を求めるといった行為
- ・ 地元関係者等の費用を負担して飲食する行為など地元関係者等に便宜を供与する行為

なお、公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための接触や地元のイベントに参加すること、協議会等において公平性・公正性・透明性を確保しながら接触を行うことについては、これだけをもって、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害するものではないと考えられるため、参加資格を失うことにはならない（ただし、上記の便宜供与等を伴う場合は除く。）。

※２ 地元関係者の範囲は、協議会の構成員（関係省庁、自治体及び有識者を除く。以下同じ。）及び協議会の構成員となっている団体の構成員等とする。

関係省庁及び自治体については、国家公務員倫理法等の規程に基づく範囲において接触することは可能であるが、当該規程等に違反する行為を伴う接触があった場合には、公募参加資格を失うこととする。

なお、上記に該当しない者との接触であったとしても、例えば接触相手を通じ

て都道府県に対して自ら有利になるような働きかけを行った場合など、明らかに公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する行為があった場合は、参加資格を失うこととする。

vii) 公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域（以下「近隣の促進区域」という。）の選定事業者との調整を行わないこと。

viii) 公募に参加しようとする他の者（自らが公募に参加しない他の促進区域の公募に参加しようとする者を含む。）に係る当該公募に関する情報（※1）を収集する活動及び当該公募に関する自社の情報（※1）を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと。ただし、FIP 制度の適用に伴い、相対取引等の検討のために小売電気事業者等（※2）との間で協議が必要になることに鑑み、相対取引等の検討のために必要な範囲で当該小売電気事業者等との間で情報の収集・提供を行う場合は除く。

※1 公開情報及び事業者間での地盤や風況の共同調査で共有される調査データ（公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性が阻害されない場合に限る）を除く。

※2 公募に参加する者が同一法人内に小売電気事業部門や特定卸供給事業（アグリゲーター）部門を有している場合、相対取引等の協議において入手した他の公募参加者の情報について、公募占用計画の作成に当たって活用しないこと。具体的には、他の公募参加者との間で守秘義務契約を締結する等して、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害しないよう情報管理を徹底すること。これらを確認するため、必要に応じて国から小売電気事業者等に対して直接ヒアリング等を実施する。

ix) 公募占用指針の公示後、選定結果の公表前において、公募参加者は、公募参加意思の表明や公募占用計画提出に関する事実に係るプレスリリース等により、公募参加の事実や公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと（なお、他法令に基づく手続きによる資料公表や、守秘義務を結んだ上での調整（コンソーシアム又は SPC の組成、協力企業との調整等）は意図的な開示には含まない。また、資金調達への支障など特段の事情があり国が必要と認めた場合を除く。）。

x) 系統提供事業者とは別の事業者が選定事業者として選定された場合、系統提供事業者は、選定の通知を発した日の翌日から 3 ヶ月以内に遅滞なく系統提供事業者が有している系統に係る契約上の地位を選定事業者に承継し、選定事業者は同期間内に譲渡対価を支払いの上、系統提供事業者から当該契約上の地位の承継を受けること。（詳細は第 9 章（4）「系統に係る契約等の承継と承継条件等について」参照。）

xi) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと。

xii) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する電気事業者から、当該電気事業者がその供給する電気の電圧及び周波数の値を電気事業法第 26 条第 1 項（同法第 27 条の 26 第 1 項の規定により準用される同法第 26 条第 1 項の規定を含む。）に規定する経済産業省令で定める値に維持するために必要な範囲で、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力すること。

xiii) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること。

xiv) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を開始したときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供すること。

xv) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該海洋再生可能エネルギー発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供すること。

xvi) 令和 4 年 11 月 24 日付け「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき提供を受けた情報の取扱いについては、当該情報の利用条件として定められている条件を遵守すること。

(2) 公募占用計画の提出

1) 公募占用計画の提出期間及び提出方法

公募参加者は、本公募占用指針を熟覧の上、下記及び別紙「記載要領及び様式集」に従って作成した「公募占用計画」及び添付書類を提出するものとする。なお、期限を経過後の提出は受理しない。また、本公募の対象となる促進区域のうち、複数の促進区域の公募に参加する場合においては、促進区域ごとに公募占用計

画を作成・提出するものとする。

公募占用計画の記載事項の詳細については、第 6 章「公募占用計画に記載すべき事項」参照のこと。

i) 提出期限 持参の場合：令和 5 年 6 月 30 日（金）17 時 00 分

※ 土日祝を除く平日の 10 時 00 分～17 時 00 分
に持参すること

送付の場合：令和 5 年 6 月 30 日（金）17 時 00 分（必着）

ii) 提出先

第 10 章（4）「担当部局」記載の国土交通省の担当部局

iii) 提出方法

① 正本と副本の電子データ（CD-R 又は DVD-R：PDF、様式指定があるものは PDF と指定の様式）をそれぞれ正本は 1 枚、副本は 2 枚、持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）すること。

※ただし、法人登記事項証明書、宣誓書等の印鑑証明書の添付が必要な書類について、「電子署名＋タイムスタンプ＋電子証明書」を使用しない場合は、上記の正本・副本とともに、原本や印鑑証明書を 1 部紙媒体で提出すること。

② 代理人が公募占用計画の電子媒体を持参して提出する場合には、併せて委任状を提出すること。

iv) 提出に当たっての注意事項

① 公募占用計画に記載する提出者の住所、事業者名及び代表者欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印又は署名（電子署名を含む）すること。

② 公募参加者又は代理人は、本件公募について他の公募参加者（当該「公募参加者又は代理人」が公募に参加しない他の促進区域の公募参加者を含む。）の代理人を兼ねることはできない。

③ 公募参加者による提出書類に不備がある場合や、公募に関する不正行為を行った場合などについては、当該公募参加者による公募への参加は無効とすることがある（下記 3）参照）

④ 供給価格【様式 3-1-2 3）7.】については正本にのみ記載すること。

⑤ その他、提出書類の作成に当たっては、「記載要領及び様式集」の「第 1 提出書類及び各様式の記載要領」に従うこと。

2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

i) 公募占用計画【様式 3-1-1～3-1-20】

ii) 添付書類

- ・表紙（公募申込書及び資格審査書類）【様式 3-2-1】
- ・公募申込書【様式 3-2-2】
- ・委任状（代表企業以外のコンソーシアム構成員用）【様式 3-2-3】
※コンソーシアムの場合のみ、全てのコンソーシアム構成員のもの
- ・関心表明書（協力企業用）【様式 3-2-4】
※協力企業がある場合のみ、全ての協力企業のもの
- ・第一次保証金について【様式 3-2-5】
- ・実績を証する書類【様式 3-2-6】
- ・（プロジェクトファイナンスを利用する場合）金融機関の関心表明（LOI）
及び実績を証する書類【様式 3-2-7】
（自己資本による調達を予定する場合）事業者名義の誓約書（様式自由）
※ 一部でも自己資本による調達を予定する場合は、事業者名義の誓約書を提出すること。全額についてプロジェクトファイナンスを利用する場合は事業者名義の誓約書の提出は不要。
- ・定款及び役員名簿 最新のもの（写し）
- ・法人登記事項証明書 提出日前 3 箇月以内に発行されたもの（原本）
- ・事業報告書等 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、付属明細書 過去 3 年分（写し）
※ 設立 3 年未満の事業者においては提出可能な年数分
- ・納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税についての直近の納税証明書（写し）
- ・宣誓書【様式 3-2-8】
※ 下記①及び②の事項を宣誓する旨の宣誓書を添付すること。
 - ① （別添 4）公募参加資格の 3 に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。
 - ② 第 5 章（1）2）「公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等」記載の事項をいずれも遵守すること。

（留意事項）

- ・ 定款及び役員名簿、法人登記事項証明書、事業報告書等、納税証明書、宣誓書については、コンソーシアム又は SPC の全ての構成員分のものを提出すること。

3) 応募の無効、公募の延期

i) 応募の無効について

次のいずれかに該当する応募は無効とすることがある。

- ① 公募参加資格のない者がした応募
- ② 遵守事項（第5章（1）2））に違反する者がした応募（なお、応募後、選定事業者の選定までに遵守事項に違反した者の応募も同様とする。）
- ③ 指定の時刻までに提出しなかった、又は、全ての必要書類が提出されなかった応募
- ④ 所定の様式によらない応募
- ⑤ 記名、押印又は署名（電子署名を含む）を欠く応募
- ⑥ 公募参加者又はその代理人が、同一の促進区域に対して1人で2件以上の応募をした場合、その全ての応募
- ⑦ 公募参加者及びその代理人が、同一の促進区域に対してそれぞれ応募した場合、その双方の応募
- ⑧ 委任状の提出がない代理人がした応募
- ⑨ 供給価格、公募参加者の氏名その他主要部分が識別し難い応募
- ⑩ 供給価格を訂正した応募
- ⑪ 公募に関し、不正な行為を行った者がした応募

ii) 公募の延期等

公募参加者（代理人が公募占用計画を提出する場合にあつては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であつて、公募を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該公募を延期し又はこれを取り止めることがある。

（3）保証金に関する事項（法第13条第2項第6号）

恣意的に供給価格を低く設定して複数の応募を行うこと等による公募の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な公募の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第1次保証金」という。）の提供を求める。また、本区域においては、選定事業者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、選定事業者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、選定事業者に対し、選定時に保証金（以下「第2次保証金」という。）の提供を求めるとともに、更に選定から24か月以内に追加の保証金（以下「第3次保証金」という。）の提供を求める。

保証金の提供については、現金納付による方法のほか、保証金に相当する額を国土交通省の担当部局に提供することを担保する書面（当該保証金に相当する額の提供を担保する者（以下「保証人」という。）が経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものに該当する場合に限る。以下「保証状」という。）を国土交通省の担当部局に提出する方法によることができる。現金納付と保証状を併用することも可能であり、この

場合はそれぞれにより確保される金額の合計額が保証金相当額となるようにすること。なお、現金納付及び保証状の金額の配分を事業年度ごとに変更すること及び保証状については事業年度ごとの保証状の更新が可能である。この方法による場合において国土交通省担当部局は、当該保証状を返還することにより、保証金の返還に代える。

1) 保証金の額及び提供方法

i) 第1次保証金

① 第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500 円/kW とする。したがって、公募参加者が提供すべき第1次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる出力か、最大受電電力かのいずれか小さいものをいう。第2次保証金及び第3次保証金の額についても同様とする。）に当該単価を乗じて得た額とする。

② 第1次保証金の提供期限

第1次保証金は、公募占用計画の提出時まで提供すること。

第1次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該応募は無効とする。

③ 第1次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

公募占用計画の提出時まで第1次保証金の払込みを行った上、公募占用計画の提出時に保管金提出書【様式 4-1】及び保管金領収証書を国土交通省の担当部局に提出すること。

（留意点）

- ・ 事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第1次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する場合

第1次保証金の納付を保証状の提出に代える場合は、下記の条件を満たす保証状及び添付書類の原本を公募占用計画の提出時に国土交通省の担当部局へ提出すること。

（保証状の条件）

- ・ 【様式 4-2】で定めた保証状様式を使用していること
- ・ 保証人が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者によ

る信用格付が、A－又はA 3 以上の金融機関であること

- ・ 保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・ 保証期間の終了日が令和6年5月末日よりも長いこと（第7章（4）1）iv）に留意すること）
- ・ 保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から6か月間以上あること
- ・ 被保証人は公募参加者（本事業実施のために設立されたSPCを含む。）であること
- ・ 下記3）i）「第1次保証金の没収事由」で定めた場合に国土交通大臣が請求書を発行することで10営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・ 保証は取消不能かつ無条件であること
- ・ 支払通貨は日本円となっていること
- ・ コンソーシアムの形態で公募に参加する場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であれば足りる。また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。
- ・ 準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

（添付書類）

- ・ 保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・ 保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・ 保証状提出時に使用する連絡票【様式4-4】

※ 提出日より3か月以内に発行された原本を提出すること。

（保証状の提出先）

- ・ 公募占用指針第10章（4）に記載の国土交通省の担当部局
- ・ 公募占用計画の提出に当たっては、「記載要領及び様式集」に従い第1次保証金について【3-2-5】に金融機関の保証状概要（銀行名、支店名、発行日、保証状の番号等）を記入し、提出すること。

ii) 第2次保証金

① 第2次保証金の額

第2次保証金の単価は、5,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第2次保証金の額は、選定事業者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当

される（選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状が第2次保証金の一部に係る保証状とみなされる）ため、選定事業者が第2次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、選定事業者が第1次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

なお、本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第2次保証金の額とする。

ア）当該保証金等の提供を証する資料を提供すること

イ）本公募に係る事業を中断等した場合には当該系統を本促進区域の再公募に活用することとし、当該系統の承継等により回収した費用のうち保証金に相当する額を国に納付すること

② 第2次保証金の提供期限

第2次保証金の提供期限は、当該選定について選定事業者に選定された旨の通知を発した日の翌日から起算して8週間以内とする。

第2次保証金が期限までに提供されなかった場合、選定事業者の選定は無効とする。

③ 第2次保証金の提供方法

ア）現金納付による場合

第2次保証金に係る保管金提出書【様式 4-1】及び保管金領収証書を選定事業者に選定された旨の通知を発した日の翌日から8週間以内に国土交通省の担当部局に提出すること。

（留意事項）

- ・ 事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第2次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ）金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

選定事業者に選定された旨の通知を発した日の翌日から8週間以内に保証状及び添付書類の原本を国土交通省の担当部局に提出すること（必着）。なお、下記の条件を満たしていることが確認できない場合、第2次保証金を期限内に提出したものと認められない。

（保証状の条件）

- ・ 【様式 4-3】で定めた保証状様式を使用していること
- ・ 保証人が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者によ

る長期信用格付が、A－又はA 3以上の金融機関であること

- ・ 保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者氏名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・ 保証期間の終了日が少なくとも提出日から1年が経過した日より長いこと（第7章（4）1）iv）に留意すること）
- ・ 保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から6か月間以上あること
- ・ 被保証人は選定事業者（本事業実施のために設立されたSPCを含む。）であること
- ・ 下記3）ii）「第2次保証金及び第3次保証金の没収事由」に該当する場合に国土交通大臣が請求書を発行することで10営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・ 保証は取消不能かつ無条件であること
- ・ 支払通貨は日本円となっていること
- ・ コンソーシアムの形態で公募に参加した場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であれば足りる。また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。
- ・ 準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

（添付書類）

- ・ 保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・ 保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・ 保証状提出時に使用する連絡票【様式4-4】
※提出日より3か月以内に発行された原本を提出すること。

（保証状の提出先）

公募占用指針第10章（4）に記載の国土交通省の担当部局

（留意事項）

運転開始前に国土交通省担当部局に提出された保証状の保証期間が終了する場合は、保証期間終了までに、①新たな保証状の提出、又は②第2次保証金相当額の現金納付を行うこと。

なお、現金納付による場合は上記ア）現金納付による場合に準ずる方法で、保証状による場合は上記イ）金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合に準ずる方法で、増額期日までに増額相当分の保証金納付又は保証状を追加で提供すること。

ウ) 納付形式の変更

保証金納付後の納付形式の変更は、金融機関の発行する保証状を提出する方法から現金納付による方法へ変更する場合のみ認められる。したがって、一度現金納付による方法で保証金を納付した場合は、保証状を提出する方法へ変更することはできない。現金納付形式へ変更する場合は、金融機関発行の保証状の保証期間内に上記で記載されている振込先へ第2次保証金相当額の振込を行うとともに、保証状の返却手続を行うこと。

iii) 第3次保証金

① 第3次保証金の額

第3次保証金の単価は、13,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第3次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額が第3次保証金に充当する（選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状が第3次保証金の一部に係る保証状とみなす。）ため、選定事業者が第3次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

なお、本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第3次保証金の額とする。

ア) 当該保証金等の提供を証する資料を提供すること

イ) 本公募に係る事業を中断等した場合には当該系統を本促進区域の再公募に活用することとし、当該系統の承継等により回収した費用のうち保証金に相当する額を国に納付すること

② 第3次保証金の提供期限

第3次保証金の提供期限は、当該選定について選定事業者に選定された旨の通知を発した日の翌日から起算して24か月以内とする。

第3次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定は無効とする。

③ 第3次保証金の提供方法

上記 ii) ③「第2次保証金の提供方法」に準じるものとする。

2) 保証金の返還

i) 第1次保証金

公募参加者のうち、選定事業者として決定した者及び（３）保証金の没収に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、選定事業者を選定された旨の通知を発した日の翌日以降、当該公募参加者が提出する保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）の受付日から起算して 2 週間以内に、当該公募参加者が提供した第 1 次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者が提供した第 1 次保証金は、当該選定事業者に戻還せず、当該選定事業者が提供すべき第 2 次保証金に充当する（選定事業者が第 1 次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状を第 2 次保証金の一部に係る保証状とみなす。）。

ii) 第 2 次保証金及び第 3 次保証金

選定事業者が公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日以降、当該公募参加者が提出する保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）の受付日から起算して 2 週間以内に、当該選定事業者が提供した第 2 次保証金及び第 3 次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者は、再生可能エネルギー電気の供給開始報告【様式 4-7】及び供給開始したことを証明する書類（買取実績を記載した検針票等）を国土交通省の担当部局へ提出し、供給開始した旨を申し出るとともに、保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）をもって保証金（又は保証状）の返還（返却）を行うこと。

3) 保証金の没収に関する事項

i) 第1次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、違約罰として第 1 次保証金の全額を没収し、国庫に納付する。

	第 1 次保証金の没収事由	没収額
1	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2	公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第 2 次保証金の提出期限までに必要な第 2 次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額

ii) 第2次保証金及び第3次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、違約罰として第 2 次保証金及び第 3 次保証金の全額を没収し、国庫に納付する。

	第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由	没収額
1	当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	選定事業者が本公募占用指針に定める取得期限までに、再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による FIP 認定を取得しなかったこと。	全額
3	選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	全額
4	第 3 次保証金の提出期限までに第 3 次保証金を提供していることが確認できなかったこと。	全額
5	選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	全額
6	選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。 ア 当該法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、又は当該法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であること イ 当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること ウ 当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること	全額
7	当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始（※）をしなかったこと（ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合は除く。） ※運転開始：市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること	全額

iii) 保証状に係る保証債務の履行

公募参加者又は選定事業者が保証金の提供に代えて保証状を提出した場合において、没収事由に該当したことにより国土交通大臣が当該保証状に係る保証人に当該保証状に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証人は、国土交通大臣が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を国土交通大臣に提供しなければならないこととする。

4) 第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除

選定事業者は、上記 3) で定める第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由に該当する場合であっても、以下 i) から iii) に該当する事由があったときは、第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収の免除を受けることができる。

i) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲

第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲は、法第 23 条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害とする。没収事由 7 の同範囲については、上記に加え、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合とする。

ii) 第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除を受けるための要件

選定事業者が第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収の免除を受けるには、上記 i) 事由に該当した上で、以下の①、②の要件のいずれかを満たすものとし、没収事由 7 については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすもの又は③、④の要件をどちらも満たすものとする。また、当該要件を満たしていることについて、国土交通大臣又は経済産業大臣が行う現地調査による確認を受ける必要がある。

- ① 法第 23 条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること
- ② 激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備若しくはその設置予定地並びに本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること
- ③ 選定事業者の自己の過失によらないものであること
- ④ 当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること

iii) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の可否

第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の可否については、それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとする。

不可抗力事由 第2次保証金及び第3次保証金没収事由	法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等	激甚災害による直接の被災 ／ 武力行使による直接の被害			左記以外のその他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象
		発電事業を行う事業者の本社	海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社・事業所	海洋再生可能エネルギー発電設備又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置予定地	
当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	<u>可</u>	<u>可</u>	<u>可</u>	<u>可</u>	不可
選定事業者が、第9章(6)に定める取得期限までに再エネ特措法第9条第4項の規定による認定を取得しなかったこと。	<u>可</u> (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	<u>可</u> (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	<u>可</u> (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	<u>可</u> (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	不可
選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと(当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。)	不可	<u>可</u>	<u>可</u>	不可	不可
第3次保証金の提出期限までに第3次保証金を提供していることが確認できなかったこと。	不可	<u>可</u>	<u>可</u>	不可	不可

選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	不可	不可	不可	不可	不可
選定事業者たる法人等が暴力団あるいはこれと関係があること。	不可	不可	不可	不可	不可
法第 24 条の監督処分により公募占用計画の認定の取消又は効力の停止の処分を受けたこと。	不可	不可	不可	不可	不可
当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始しなかったこと	可	可	可	可	可

iv) 保証金没収の免除を受けようとする場合の手続

第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収の免除を受けようとする場合、当該事由が発生次第速やかに、国土交通省の担当部局宛てに、下記の書類により申請すること。

書類の提出後の現地調査の詳細については、別途担当部局から連絡するところによる。

(必要書類)

- ・ 第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収の免除申請書【様式 4-8】
- ・ 被災証明書（激甚災害による直接の被害があった場合）

5) 没収通知等に関する事項

経済産業大臣及び国土交通大臣は、3) 保証金の没収の規定に基づき第 1 次保証金、第 2 次保証金又は第 3 次保証金を没収した場合は、その旨を当該第 1 次保証金に係る公募参加者又は第 2 次保証金若しくは第 3 次保証金に係る選定事業者に対し通知（以下「没収通知」という。）する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、没収通知に当たってその没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して 5 日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）

に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の規定により説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し回答する。3）保証金の没収に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、没収通知を取り消し、その旨を合わせて回答する。

第6章 公募占用計画に記載すべき事項

(1) 概要

公募占用計画には、法第14条第2項に基づき、(2)に掲げる事項の記載を求める。

なお、これらの記載は、本公募占用指針及び別紙「記載要領及び様式集」に従い、公募占用計画【様式 3-1-2】及び事業実現性に係る各評価の考え方への対応【様式 3-1-3】、その別紙1～17【様式 3-1-4～3-1-20】へ記載すること。

提出された公募占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、無効とすることがある。また、本公募占用指針において示した事項以外の内容を含む公募占用計画については、無効とすることがある。

なお、海洋再生可能エネルギー発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため、公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、公募占用計画が認定された場合にあっては、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出すること。

※なお、公募占用計画の審査・評価では公募占用計画の様式每ではなく様式全体及び添付資料を含めて審査・評価するため、別の様式に記載した内容や添付資料を引用して説明記載を簡略することは可とする。

(2) 公募占用計画に記載すべき事項

1) 公募に応じて選定事業者になろうとする者の氏名、生年月日その他の必要な事項 (施行規則第4条第2項第1号及び第2号)【様式 3-1-2 1)】

i) 公募参加者の実施体制の概要

応募企業（1社で公募に参加する者をいい、SPCを含む。以下同じ。）の名称、住所、担当者及び連絡先を記載する。また、コンソーシアムの場合はコンソーシアムの名称を記載するとともに、コンソーシアム又はSPC参加の場合は代表企業、コンソーシアム又はSPCの構成員の名称、住所、担当者、連絡先、役割の概要並びに議決権の保有割合を記載すること。

記載に当たっては下記に留意すること。

- ：コンソーシアムとして参加する場合又はSPC参加の場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員の名称及び本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。
- ：コンソーシアムとして参加する場合又はSPC参加の場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。コンソーシアムによる場合には、コンソーシアム構成員は委任状を提出すること。
- ：応募企業又はコンソーシアム若しくはSPCの構成員のいずれかが、同一の促進区域の公募への参加において、同時に他の応募企業又はコンソーシアム若

しくは SPC の構成員となることは認められない。なお、後記協力企業が、重複して複数の応募企業又はコンソーシアムの協力企業となることは可能である。

- : 公募参加者は、事業を実施・管理する予定の応募企業又はコンソーシアム若しくは SPC の構成員の他に、海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（以下「EPC 等」という。）に関して協力を求める企業（以下「協力企業」という。）がある場合は、その名称及び役割を明らかにするものとする。この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。
- : 公募占用計画の認定を受けた日以降に選定事業者の議決権を取得する者がある場合は、法第 18 条に基づき公募占用計画の変更を行う必要がある。
- : 法第 14 条第 2 項第 15 号、施行規則第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により、公募に応じて選定事業者となろうとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日その他必要な事項、個人である場合にはその者の氏名、生年月日その他必要な事項を記載すること。

2) 占用の区域及び占用の期間

- i) 促進区域内海域の占用の区域（法第 14 条第 2 項第 1 号）【様式 3-1-2 2) 1.】及び別紙 4【様式 3-1-7】

公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所を記載する。一方、公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブル（以下「海底送電線等」という。）の配置場所を記載することも可能とし、この場合、当該配置が真に必要な理由を公募占用計画に記載することとする。また、公募占用指針に示された占用の区域以外の各海域に海底送電線等を配置する場合の取扱いとは以下のとおりとする。

＜促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を配置する場合＞

事業者選定後に、選定事業者が責任をもって、一般海域に係る関係漁業者の団体その他の利害関係者を含む協議会構成員（既存の協議会構成員を含む）から協議会の開催に対して同意を得るとともに、協議会において促進区域の追加を行うことの合意を得た後、国は当該追加の対応を行う。当該追加面積は利害関係者等への支障等を考慮し、必要最小限の面積とすることとする。また、事業の具体化に伴い促進区域の追加を行う場合には、促進区域の追加に先立って協議会の同意や公告・縦覧等の法定手続きが必要であることに留意すること。

＜港湾区域に海底送電線等を配置する場合＞

法第 15 条第 5 項において、公募占用計画に港湾区域内の占用許可等に関する

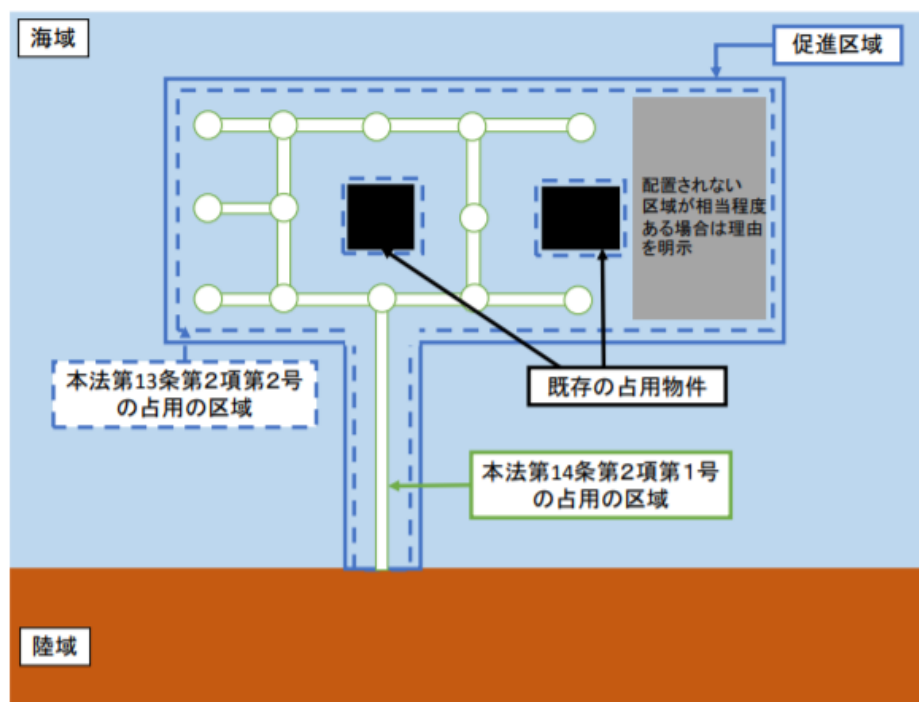
事項が記載されているときは、国土交通大臣は港湾管理者に同意を得ることとされている。そのため、港湾管理者からの占用許可等が必要な場合は、別紙4【様式 3-1-7】に必要事項を記載の上、提出すること。なお、占用許可以外に法第15条第5項に基づく港湾管理者からの同意を受けたい場合は、公募占用計画にその旨明記した上で、通常、当該行為の許可をうける場合の様式を当該港湾管理者より入手し、必要事項の記載、関連資料の添付をして、公募占用計画の一部として提出すること。

<近隣の促進区域に海底送電線等を配置する場合>

公募占用計画の作成に当たっては公表されている資料をもとに合理的な海底送電線等の配置を検討すること。また、近隣の促進区域における選定事業者との調整は、本公募における選定事業者となった後に行い、調整の結果、海底送電線等の配置場所が変更となった場合は、公募占用計画の変更が必要であることに留意すること。

なお、公募占用指針で示した占用の区域は、あくまで対象区域であり、占用の許可の申請が必要となる区域は、対象区域のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備とロータの旋回により占用することとなる区域のみになることに留意すること。また、発電量予測を含む当該配置場所とする理由を添えることとし、特に提示する海洋再生可能エネルギー発電設備の配置される区域が公募占用指針で示した占用の区域（対象区域）を下回る場合は、その理由について明示すること。

【占用の区域等のイメージ】



ii) 促進区域内海域の占用の期間（法第 14 条第 2 項第 2 号）【様式 3-1-2 2）
2.】

占用の開始時期及び占用の期間を記載する。なお、占用の期間は公募占用計画の認定の有効期間内で記載すること。

※近隣の促進区域において、海底送電線等を配置する場合、海底送電線等の配置場所が記載された公募占用計画が認定され、かつ、近隣の促進区域における選定事業者や協議会の構成員である関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者から了解を得ていることを条件に、30 年を上限に近隣の促進区域の占用の許可を受けることは可能とする。

3) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等

i) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期（法第 14 条第 2 項第 3 号）【様式 3-1-2 3) 1.】

一発電事業の内容、運転開始日及び事業の実施期間等が把握できる資料とする。

※ 法第 13 条第 3 項により、公募占用計画の有効期間は最大 30 年間とされているが、これは、環境アセスメント（4～5 年程度）と建設作業（2～3 年程度）、事業実施（20 年程度）、撤去（2 年程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているものである。本公募に係る発電事業における交付期間は 20 年であるため、発電事業の実施期間は基本的には 20 年間を想定しているものの、選定事業者が、環境アセスメントや建設作業等を速やかに実施すれば、交付期間外の事業として 20 年後も事業を継続することは可能であり、公募の際に、事業実施期間を 20 年以上（例えば 25 年）に設定して公募占用計画を作成することも可能である。ただし、一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、交付期間を短縮する。事業者はこれに留意し、事業の開始時期を定める必要がある。

※ なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用の取扱いについては、第 2 章（4）3）「占用の期間」に記載のとおりである。

※ 公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占有許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められない。

ii) 設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再エネ特措法第 2 条の 2 第 1 項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等（法第 14 条第 2 項第 4 号）【様式 3-1-2 3) 2.】

一風力発電設備（着床式洋上風力）とする。

- iii) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造（法第 14 条第 2 項第 5 号）【様式 3-1-2 3) 3.】及び別紙 6【様式 3-1-9】
- －構造（標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量）及び地震、波浪等に関する設計条件の設定方法が把握できる資料とする。
- ※ 公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、構造解析を行った結果については記載すること。その際、国の調査結果を参考とすることができる。
- なお、公募段階における構造解析は、静的解析までで良いこととし、これを評価等する。既に動的解析を行っている場合は動的解析を公募占用計画に記載することも可能であるが、評価等で加点されるものでないことに留意すること。
- iv) 工事实施の方法（法第 14 条第 2 項第 6 号）【様式 3-1-2 3) 4.】及び別紙 7【様式 3-1-10】
- －工事の施工計画が把握できる資料とする。なお、現場における感染症対策についても記載すること。
- v) 工事の時期（法第 14 条第 2 項第 7 号）【様式 3-1-2 3) 5.】及び別紙 8【様式 3-1-11】
- －工事の工程が把握できる資料とする。
- vi) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（法第 14 条第 2 項第 8 号）【様式 3-1-2 3) 6.】
- －海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が把握できる資料とする。
- vii) 供給価格（法第 14 条第 2 項第 9 号）【様式 3-1-2 3) 7.】
- －本公募に係る区域において発電事業を実施する際の供給価格を記載する。
- なお、供給価格等に基づいた収支計画を作成することになるが、事業の確実な実施の観点から、適切にリスクを特定し分析がなされているか、それらのリスクを踏まえた適切な収支計画となっているかという観点等から評価されることにも留意すること。
- viii) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法（法第 14 条第 2 項第 10 号）【様式 3-1-2 3) 8.】及び別紙 10【様式 3-1-13】
- －保守点検及び維持管理の方法及び体制が把握できる資料とする。なお、現場における感染症対策についても記載すること。
- ix) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第 1 号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）【様式 3-1-2 3) 9.】
- －海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該促進区域内海域と一体的に利用する港湾の名前、利用スケジュール並びに利用するふ頭の名前及び諸元を記載するとともに、ふ頭

の位置図を添付する。

（別添 3）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」における埠頭を活用する場合は、活用する港湾に応じて、下表に記載の行政機関に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認した結果を記載すること。

活用する港湾	通知・確認を行う相手方
能代港又は秋田港	東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）
新潟港	北陸地方整備局及び港湾管理者（新潟県）
北九州港	九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）

また、（別添 3）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を活用する場合は、利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、当該港湾が活用できることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を公募占用計画の提出時に添付すること。

- x) 促進区域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法（法第 14 条第 2 項第 12 号）【様式 3-1-2 3) 10.】及び別紙 11【様式 3-1-14】

一撤去方法、撤去費用の金額及びその算出根拠、撤去費用の確保方法が把握できる資料とする（第 2 章（5）4）撤去に関する事項の留意点を踏まえて記載すること）。なお公募時点では、環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置等することを前提とした公募占用計画の作成を認める。そのため、撤去方法については、一部残置等を前提とするか全て撤去するかを記載し、撤去費用の金額及びその算出根拠については、「海洋における施工費」の内訳を記載した上で 70%を乗じて算出した旨を記載すること。

- xi) 法第 13 条第 2 項第 14 号に規定する関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項（法第 14 条第 2 項第 13 号）【様式 3-1-2 3) 11.】及び別紙 13【様式 3-1-16】

一関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料とする。

- xii) 資金計画及び収支計画（法第 13 条第 2 項第 14 号）【様式 3-1-2 3) 12.】及び別紙 3【様式 3-1-6】

一資金計画

資金計画の適切性が把握できる資料。例えば、以下の資料を提出すること。

：事業費、資本金額、出資者、出資比率

：借入額、借入の形式、想定する金融機関等

：債券を発行する場合はその種類及び発行条件

ー収支計画

収支計画の適切性を把握できる資料。例えば、以下の資料を提出すること。

：キャッシュフロー計算書・損益計算書（風況変動や工期、金融面（インフレや為替、金利）等に関する感度分析や LLCR（ Σ （元利金支払前キャッシュフローの現在価値）/ 借入元本）を含む）

：収支に係る計画（調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M 費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、需給調整に伴う費用等）

：内部収益率（IRR）

なお、現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。

ー資金調達の体制

資金調達の適切性が把握できる資料。例えば、以下の資料を提出すること。

：資金調達方法、応募企業等の格付け、純資産、金融機関の LOI、金融機関の格付け、金融機関の自己資本比率、融資の実績

4) その他必要な事項

i) 評価基準に係る事項について

法第 13 条第 2 項第 15 号の評価基準に基づく評価を実施するに当たり必要な下記事項について、公募占用計画に記載することとする。（詳細は第 8 章「選定事業者を選定するための評価の基準」及び別紙「記載要領及び様式集」を参照）

① 事業の実施能力に関する事項【様式 3-1-2 4) 1. 】

（事業の確実な実施）

- ・ 事業実施実績（各企業の役割に応じた実績）【様式 3-1-2】の別紙 2【様式 3-1-5】

ー実績の詳細を記載すること（ウィンドファームの規模や実績の期間等）

※ 長期的、安定的、効率的な観点から適切な実績であると考えられる場合は、その根拠を添えること

※事業の長期的かつ安定的な実施及び設置時の安全性の確認の観点から、本事業で使用予定の設備について、風車の大きさ（出力）に応じた製造や施工、維持管理の実績等の有無について明記すること

- ・ 事業計画【様式 3-1-2】の別紙 1【様式 3-1-4】、別紙 3～11【様式 3-1-6～3-1-14】

ー事業全体のスケジュール、施工計画、維持管理計画 等

ー事業の実施体制（応募企業又は代表企業及びその他の構成員並びにそれらの協力企業の役割分担の詳細、出資比率、施工・O&M の体制）

－その他事業計画の実現性の根拠となる資料

(電力安定供給) 【様式 3-1-2 4) 1. 】の別紙 12 【様式 3-1-15】

- ・ 電力安定供給に係る方策 (部品製造・保管等の場所、部品の供給方法、修理のための施設の有無、サプライチェーン形成計画がどのように早期復旧に資するか等)

② 地域との協調・共生、地域経済等への波及効果に関する事項

(関係行政機関の長等との調整能力) 【様式 3-1-2】の別紙 13 【様式 3-1-16】

- ・ 関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料
- ・ 関係行政機関の長等との調整の実績
 - －国内の洋上風力における実績
 - －国内の陸上風力における実績
 - －その他の調整に係る有意義な実績

(周辺航路、漁業等との協調・共生) (施行規則第 4 条第 2 項第 3 号) 【様式 3-1-2】の別紙 14 【様式 3-1-17】

- ・ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法 (関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者と、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのか等)

(地域経済波及効果) 【様式 3-1-2】の別紙 15 【様式 3-1-18】

- ・ 地域経済への波及効果の見込み (地元雇用がどの地域にどの程度増加するか、地元に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進されるか、地元の物流拠点等に対する需要がどの程度拡大するか等)

(国内経済波及効果) 【様式 3-1-2】の別紙 16 【様式 3-1-19】

- ・ 国内経済への波及効果の見込み (国内への経済波及がどの程度見込まれるか、国内雇用がどの地域にどの程度増加するか、国内に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進されるか、国内の物流拠点等に対する需要がどの程度拡大するか等)

ii) その他について

公募占用計画の履行状況等に関する報告方法 【様式 3-1-2】の別紙 17 【様式 3-1-20】

- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、法第 25 条に基づき必要な限度において報告の徴収等ができることとされている。この規定を踏まえ、選定事業者は、

経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、定期的（少なくとも年に１度）に公募占用計画の履行状況等に関する報告を実施することとし、報告の時期及び実施体制を公募占用計画に記載することとする。

5) 公募占用計画の要旨

公募占用計画の要旨 様式自由（A3 横 1 枚）を添付すること。

第 7 章（３）３）で定める「選定結果公表時の公表内容」（ア） iii）を除く。）を網羅する内容とすること。

第 7 章 選定事業者の選定の流れ

(1) 事業者選定のプロセス

公募による事業者選定は、以下の 2 段階のプロセスで実施する。

- 1) 事業者が提出した公募占用計画につき、第 15 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「適合基準」という。）に適合していることを審査する。
- 2) 適合基準に適合する全ての公募占用計画について、評価の基準に従い評価し、「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である」と認められる者を選定する。

(2) 公募占用計画の審査

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者となろうとする者から提出された公募占用計画について、法第 15 条第 1 項各号の適合基準に適合するかを審査する。

適合基準は、発電事業を実施する上で最低限必要な基準（事務的又は技術的に適合の判断が可能な基準）とし、その審査は、経済産業省及び国土交通省の事務局で実施する。

1) 公募占用指針との適合性の審査（法第 15 条第 1 項第 1 号）

提出された公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであることを審査する。具体的には、本公募占用指針の各項目について、指針の求める要求事項に明らかに合致していない公募占用計画は不適合とする。

2) 法第 10 条第 2 項に該当しない計画であることの審査（法第 15 条第 1 項第 2 号）

当該公募占用計画に係る本促進区域内海域の占用が法第 10 条第 2 項の許可をしてはならない場合に該当しないものであることを審査する。

具体的には、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画は不適合とする。

3) 法第 15 条第 1 項第 3 号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査（法第 15 条第 1 項第 3 号）

海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法については、施行規則第 5 条に定める基準に適合することを審査する。具体的には、施行規則第 5 条に定める基準に明らかに適合しないと判断される公募占用計画は不適合とする。

4) 公募占用計画の提出者の審査（法第 15 条第 1 項第 4 号）

公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査する。原則として、第 5 章（1）記載の公募の参加者資格の有無を審査する。

（３）公募占用計画の評価、選定事業者の選定

1) 評価プロセス

評価については、評価基準に基づき公募占用計画の評価に当たり、公募占用計画の内容に関する質問書を送付し回答書を求める。その上で、公募参加者等に対しヒアリングを実施し、最終的な選定を行う。その他、評価のために必要な場合には、随時、質問書の送付やヒアリング等を実施することがある。ヒアリング等を実施する際は、担当部局より公募参加者に対し、事前に連絡する。

2) 選定及び学識経験者等の意見の聴取

経済産業大臣及び国土交通大臣は、評価の基準に基づく評価に従い、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定する。ただし、同一の公募参加者が、系統容量合計及び設置する発電設備容量合計のいずれも１GWを超える複数の促進区域において評価点１位であった場合には、（別添６）に記載の方法により落札制限を適用する。また、「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については、それぞれの促進区域において評価点１位の公募占用計画間で能代港又は秋田港の利用期間（海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事のために埠頭を独占排他的に使用する期間）に重複があった場合には、（別添６）に記載の方法により事業者の選定を行う。

選定事業者の選定は、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて行う。

なお、評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、評価項目のうち「関係行政機関の長との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」の３項目については地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、都道府県知事の意見が法第７条に規定する基本方針に掲げる目標と整合的である場合は、都道府県知事意見を最大限尊重して評価を実施する。

また、都道府県知事意見の提出に当たっては、都道府県は以下の点に留意し、関係市町村や漁業関係者等に対して意見照会を行うことができる。

<意見照会時の留意点>

- ・都道府県知事が意見照会を行う関係市町村や漁業関係者等については、意見を代表する者（例えば、市町村長や組合長。複数名となることも可。）を決定し、当該者から公募占用計画の情報に関する守秘義務宣誓書等（国が指定）を提出してもらった上で照会を行うこと。
- ・照会の際には、公募の公平性・公正性を阻害しない方法で実施すること。（例え

ば、特定の場所・特定の時間において計画内容を確認いただき、その場で回答をいただく（自治体の判断により非公開の委員会形式も可）等）

- ・当該海域の特定の公募参加者の公募占用計画作成に直接関わっている者や利害関係者（資本関係、人的関係があることを認識している者）など、公平性の観点から意見照会に不適当な者は照会対象にはしないこと。
- ・国から都道府県に指定する資料（事業者名が特定されないよう編集したもの）を用いて照会を行うこと。
- ・都道府県は、知事意見提出時に意見照会先及び守秘義務宣誓書等についても国に提出すること。

3) 通知

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画の審査、評価により選定事業者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知する。

選定の結果及びその理由、選定事業者の概要（応募企業又はコンソーシアムの名称、コンソーシアム又は SPC 参加の場合は代表企業名および構成員の名称、発電設備出力、建設時に利用する港湾及び当該港湾の利用スケジュール等）については、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

また、通知の際、選定事業者に対しては、評価プロセスを通じて指摘された留意事項等を合わせて通知する場合がある。この場合、事業者は公募占用計画の認定の取得前に当該留意事項を踏まえて公募占用計画を変更しなければならない。

留意事項等を合わせて通知する場合には、当該留意事項が実施可能か、当該留意事項を踏まえて事業を実施する場合にも事業者選定を希望するかについて、選定事業者への選定を確定する前に、対象となる事業者の意見を聴取する機会を与えることとする。なお、評価については、最も評価点の高い事業者から留意事項を伝え、上記の調整をする。

また、選定結果の公表内容については、以下の内容を公表する。

【選定結果公表時の公表内容】

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表

- i) 事業者名、構成員名
- ii) 事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）
- iii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表

- i) 供給価格
- ii) 事業実施体制
- iii) 工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール）

- iv) サプライチェーン形成計画の概要
- v) 地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果

4) 選定又は非選定理由に関する説明

上記 3) の選定又は非選定の通知を受けた者は、下記の受付期間内に、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して自らが選定又は非選定された理由に関する説明を求めることができる。

- i) 提出様式 選定事業者の選定結果に係る確認書【様式 5】
- ii) 受付期間 上記 3) の「選定結果公表時の公表内容」の全てを経済産業省及び国土交通省のホームページに掲載した日（令和 6 年 3 月）の翌日から起算して 7 日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）
- iii) 提出方法 電子メールによる。
（メール件名：「選定結果に係る確認書（事業者名・提出日）」）
なお、電子メール送信後、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。
- iv) 提出先 第 10 章（4）に記載した経済産業省及び国土交通省の担当部局とする。
- v) 回答 上記への回答は、電子メールにより行う。

（4）選定の取消し等

1) 選定事業者の選定の取消し事由

選定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該選定事業者の選定を取り消すことがある。

なお、公募占用計画の認定後に下記に該当する事由が発生し、選定事業者の選定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定についても取り消されることになる。

- i) 当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。
- ii) 選定事業者が本公募占用指針に定める取得期限までに再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定を取得しなかったこと。
- iii) 選定事業者が第 2 次保証金及び第 3 次保証金の全額を各提出期限までに提供しなかったこと。
- iv) 選定事業者が第 1 次保証金、第 2 次保証金及び第 3 次保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。
- v) 選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。
- vi) 選定事業者が本公募占用指針で定める遵守事項に違反したこと。

- vii) 選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が（別添 4）公募参加資格 3(3)カのいずれかに該当すること。

2) 選定事業者の選定の取消し通知

経済産業大臣及び国土交通大臣は、1) 選定事業者の選定の取消し事由の規定に基づき選定事業者の選定を取り消した場合、当該選定に係る選定事業者に対し、その旨を通知（以下「選定取消通知」という。）する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定取消通知に当たって、その選定の取消しの理由を付すとともに、選定取消通知を発した日の翌日から起算して 7 日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の説明を求められたときは、原則として、選定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して 10 日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答する。

3) 選定事業者の選定の取消しがあった場合の事業者選定等

前記 1) の規定により選定事業者の選定を取り消した場合、又は選定事業者が辞退した場合には、適切な候補者がある場合には、他の公募参加者を繰り上げて選定事業者を選定することがある。

ただし、経済産業大臣及び国土交通大臣が、国民負担削減や海域管理等の観点から、公共の利益の一層の増進に寄与するものであるとして、再度公募を実施することが適切であると判断する場合はこの限りではない。

また、公募占用計画の認定後、認定を受けた選定事業者が事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じて再度公募を実施する場合がある。

第8章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号）

公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から総合的に評価する。具体的には、公募占用計画に記載された供給価格を120点満点、事業実現性に関する要素を120点満点として採点し（合計240点満点）、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者を選定事業者として選定する。ただし、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者が2者以上該当する場合は、くじ引きにて選定事業者を選定する。くじ引きは該当する事業者立ち合いの下で行う。

同一の公募参加者が、系統容量合計及び設置する発電設備容量合計のいずれも1GWを超える複数の促進区域において評価点1位であった場合には、（別添6）に記載の方法により落札制限を適用する。

「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については、それぞれの促進区域において評価点1位の公募占用計画間で能代港又は秋田港の利用期間（海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事のために埠頭を独占排他的に使用する期間）に重複があった場合には、（別添6）に記載の方法により事業者の選定を行う。

供給価格は、下記（1）に記載する算定式により評価する。

事業実現性に関する要素は、下記（2）・（3）記載のとおり、「事業実施能力」、「地域との調整、地域経済等への波及効果」という観点から評価する。

（1）供給価格の評価方法

供給価格は、以下の算定式により評価する。

供給価格の点数 = （同一の促進区域における各公募参加者が公募占用計画（※1）に記載した供給価格のうち、最も低い供給価格（※2）／当該事業者が公募占用計画に記載した供給価格）×120点

※1 当該公募占用計画が法第15条第1項各号に掲げる基準に適合しており、かつ、当該公募占用計画に記載された事業実現性に関する要素の評価が下記（3）に記載する失格要件に該当しないものに限る。

なお、供給価格がゼロプレミアム水準（以下、「ZPL」とする。）以下の場合は、一律120点として評価する。本公募におけるZPLは3円/kWhとする。

※2 最も低い供給価格がZPL以下の場合かつZPL以上の供給価格を提示している公募占用計画の供給価格点を算出する際は、供給価格点の算出式における「最も低い供給価格」はZPLとして算出する。

（2）事業実現性に関する評価項目及び確認方法

事業実現性に関する各項目の具体的な確認方法は、以下のとおりとする。

大項目	中項目	小項目	確認方法
事業の実施能力 (80 点)	事業計画の 迅速性		・ 事業実現性が認められる計画の運転開始時期の迅速性を評価
	事業計画の 基盤面	事業実施体制・実績	・ 公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価
		資金・収支計画	・ 適切な財務計画となっているかを評価
	事業計画の 実行面	運転開始までの事業計画	・ スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程の適切性を評価
		運転開始以降の事業計画	・ 維持管理、撤去の適切性を評価
	電力安定供給		・ 電力の安定供給の観点から、安定供給や故障時の早期復旧に資するようなハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性を評価
地域との調整、 地域経済等への波及効果 (40 点)	関係行政機関の長等との調整能力		・ 知事意見を聴取 ・ 関係行政機関の長等との調整実績を評価
	周辺航路、漁業等との協調・共生		・ 知事意見を聴取 ・ 地域や漁業等との協調・共生策の提案内容を評価
	地域経済波及効果		・ 知事意見を聴取 ・ 経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価
	国内経済波及効果		・ 経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価

(3) 評価の配点及び採点方法

事業の実現性に関する要素の評価の配点は下記の表のとおりとし、評価の採点方法は、以下のとおりとする。

- 1) 5 段階の階層（トップランナー、優れている、ミドルランナー、良好、最低限必要なレベル）＋失格を設けて採点する。

2) 各項目のトップランナーを満点として、トップランナー（100%）、優れている（75%）、ミドルランナー（50%）、良好（25%）、最低限必要なレベル（0%）、失格として採点する。

3) 事業計画の迅速性については、下記 i) に記載の方法で評価を行う。

4) 各評価項目の合計点を基礎として、事業実現性評価点は以下の算出式により評価する。

$$\text{事業実現性評価点} = (\text{提案者の評価点} / \text{同一の促進区域における公募参加者の最高評価点}) \times (\text{満点【120点】})$$

i) 事業計画の迅速性

事業計画の迅速性については、運転開始時期に応じた下表の評価点を基礎とし、「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率（配点 40 点に対する比率）を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする（ただし、「事業計画の基盤面」及び「事業計画の実行面」の合計点が 20 点に満たない場合は迅速性の評価点は 0 点とする）。

「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」に係る評価基準

運転開始時期	基礎となる評価点
令和 9 年 6 月 30 日までの期間	20 点
令和 9 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの期間	16 点
令和 10 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの期間	12 点
令和 11 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの期間	8 点
令和 12 年 7 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間	4 点
令和 13 年 4 月 1 日以降の期間	0 点

「新潟県村上市及び胎内市沖」に係る評価基準

運転開始時期	基礎となる評価点
令和 11 年 6 月 30 日までの期間	20 点
令和 11 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの期間	13.33 点
令和 12 年 7 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間	6.67 点
令和 13 年 4 月 1 日以降の期間	0 点

「長崎県西海市江島沖」に係る評価基準

運転開始時期	基礎となる評価点
令和 10 年 8 月 31 日までの期間	20 点
令和 10 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までの期間	15 点
令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までの期間	10 点
令和 12 年 9 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間	5 点
令和 13 年 4 月 1 日以降の期間	0 点

ii) 事業実施体制・事業実施実績

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	○「優れている」の基準を満たすもののうち、当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの。
優れている (7.5点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①～③のいずれも満たすもの。 ①SPC の意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である。 ②SPC の意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。 ③緊急時体制・対応・訓練について、具体的かつ実現可能性のある内容である。
良好 (2.5点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル (0点)	①応募企業、コンソーシアム、SPC 構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が明確なもの。 ②各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの。（事業への出資参画のみの実績は評価しない。国内外の実績は問わない。） ③当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、コンソーシアム、SPC 構成員及びそれらの協力企業自らの実績といえるもの。または、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。 《①～③いずれも満たす必要》
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
事業実施体制・事業実施実績	緊急事態（自然災害やサイバー攻撃等）への対応体制不備	・自然災害等により、想定していた建設・運転が中断・休止または遅延するリスク

	コンソーシアムの事業実施体制構築不全	・コンソ構成員の能力不足や、一部構成員の離脱等により、コンソ構成員間で当初想定していた機能分担が実現しない等、十分な事業実施体制が構築できなくなるリスク
	委託事業者（風車メーカー、EPC、相対取引、O&M等を含む、事業に重要な影響を及ぼす契約相手先）との契約締結難航・契約不履行・解除	・委託事業者との契約交渉（価格面等）が難航し、入札時点に想定していた経済性や操業安定性が悪化するリスク ・コンソーシアムと委託事業者間の理解相違等により契約が不履行、または、当初想定していた内容から大きく乖離した形で履行されるリスク。 ・委託事業者の撤退等により契約解除に至るリスク。

iii) 資金・収支計画

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	○「優れている」と評価されるもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析も含め、コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画であると評価されるもの。
優れている (7.5点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①～②いずれも満たすもの。 ①公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。 ②プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザー等の専門家との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。
ミドルランナー (5点)	○「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。
良好 (2.5点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の①～②いずれも満たすもの。 ①公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、すべてのケースでLLCR（ $LLCR = \Sigma(\text{元利金支払前キャッシュフローの現在価値}) / \text{借入元本}$ ）が1.0以上のもの。 ②プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合、ファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がAーまたはA 3以上の金融機関から当該資金調達額のLOIを取得しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。

	②必要な資本金額の調達方法に実現性がない等不適切ではないもの。 ③事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用、基準価格、オフテイク情報や相対取引契約内容、卸市場価格見通し等を考慮したものであること。公募占用指針で示す関連のリスクシナリオについて、検討内容や対応が具体的に記載されていること。 ④当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累積解消ができる計画であるもの。 ⑤撤去費用が適切に確保されているもの（撤去期限までに必要額の積立が計画されているもの） 《①～⑤のいずれも満たす必要》
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価 カテゴリ	リスクシナリオ区分		リスクシナリオの概要
資金・収支計画	運転開始までの資金調達	追加資金調達の発生	・金融市場の変化等により、資金調達が当初想定していた通りに進まず開発資金が不足するリスク。 ・工期遅延等により開発・建設費用が増加（コストオーバーラン）し、当初想定していた資金に加え追加の資金調達が必要になるリスク。
		収入減少	・風況の悪化により、想定発電量が減少するリスク 【感度分析】風況が超過確率 P90 の場合の発電電力量となる場合
	運転開始以降のキャッシュフロー	故障や事故による稼働率低迷	・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、稼働率が低迷することで想定発電量が減少するリスク
		出力抑制	・電力需給バランスの変化により発電量が需要量を上回り、出力抑制が発生し、想定発電量が減少するリスク
		卸市場価格低下	・卸市場価格が低下した場合のリスク（卸市場価格に連動する相対取引契約下での売電についても該当）
		オフテイクの契約不履行・倒産	・相対取引の需要家の財務状況悪化等により、相対取引契約の不履行が発生するリスク（未払発生のみならず、売電単価の値下げ要求等契約内容の変更リスクも含む）
		費用増加	・景気や金融政策を受け、金利水準が上昇するリスク
		インバランス負担変動	・（F I P 制度の下で）インバランス負担が増大するリスク
		故障や事故による費用増大	・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、維持管理費用が増大するリスク 【感度分析】事業期間を通じて維持管理費

			用が 10%増大する場合
		物価・人件費高騰	・原材料価格や人件費の高騰や為替変動により調達コスト水準が上昇し、維持管理費用が増大するリスク
		保険料上昇	・事故の発生等により保険料支払いが増大するリスク 【感度分析】事業期間を通じて保険料支払いが 15%増大する場合

iv) 運転開始までの事業計画

評価区分	評価の考え方
トップランナー (15 点)	○「優れている」と評価されるもののうち、以下①、②のいずれも満たすもの。 ①運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。 ②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。
優れている (11.25 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (7.5 点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～⑤のいずれも満たすもの。 ①ウェイクの影響等を考慮し、超過確率 P50 (※) の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの。 (※50%の確率で達成可能と見込まれる数値。平年値相当。) ②国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの。 ③サイトに応じて求められる水準の型式認証 (CLASS T など) を取得済みの風車を用いているもの、又は同認証を未取得の場合は運転開始前までに取得する見通しについて根拠を持って示されているもの。 ④工事の確実性や効率性を示す検討内容やそれらの考え方が明確に示されているもの。 ⑤工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者が ISO45001 (労働安全衛生) や建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) 又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。
良好 (3.75 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

最低限必要なレベル (0点)	①選定結果の公表から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの。 ②航路や港湾施設等との隔離距離について適切にとられているもの。 ③騒音や振動、電波障害等の社会制約要因を適切に考慮した配置となっているもの。 ④促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないもの。 ⑤洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に準じた考え方となっているもの。 ⑥施工開始から施工完了まで、各工程の内容が具体的に記載されているもの。 ⑦自然条件や施工方法等に照らして適切な工事期間・予備日が設定されていないものや、地盤条件に照らして明らかに工法が不適切なものなど、実現可能性のない施工計画ではないもの。 ⑧施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。 ⑨協議会意見とりまとめの設置や建設にあたっての留意点を考慮した配置計画や施工計画となっているもの。 《①～⑨のいずれも満たす必要》
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運転開始までの事業計画 (開発・建設・試運転期間)	許認可プロセス難航	・建設面（WF認証等）や環境面（環境アセス等）、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク
	設計変更	・環境規制への対応から発電所レイアウトを修正する等、入札時点で想定していた設計が変更されるリスク
	主要部品や船舶の調達難航	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク
	建設遅延	・天候不順、設計・施工欠陥、必要人材の調達不調、基礎部品や海底ケーブル等の品質未達等により施工スケジュールが後ろ倒しとなるリスク
	地域関係者との調整難航	・開発から試運転までの期間を通じ、地域関係者との間で調整が難航するリスク

v) 運転開始以降の事業計画

評価区分	評価の考え方
トップランナー (5点)	「優れている」と評価されるもののうち、メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの。
優れている (3.75点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (2.5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～②のいずれも満たすもの。 ①各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。 ②撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの。
良好 (1.25点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル (0点)	①各種法令への対応が明記されているもの ②「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」に明らかに準拠していないものではないもの。 ③運営・維持管理段階の労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。 ④撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの。 ⑤撤去費用の確保方法が示されているもの（撤去期限までに必要額の積立や金融機関からのLOI取得）。 ⑥協議会意見とりまとめの発電事業の実施や事業終了時の設備等の扱いに係る留意点を考慮した維持管理計画や撤去方針となっているもの。 《①～⑥のいずれも満たす必要》
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運転開始以降の事業計画	風車基幹部（ローター・ナセル）や海底ケーブルの損傷	・自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、風車や海底ケーブルが損傷を受けるリスク
	上記以外の設備の故障	・上記以外の設備について、自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、不具合や故障が発生するリスク

vi) 電力安定供給

評価区分	評価の考え方
トップランナー (20 点)	「優れている」と評価されるもののうち、安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンや O&M の取組内容が特に優れていると評価されるもの。
優れている (15 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (10 点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①、②いずれも満たすもの。 ①ハード（設備・部品調達等）に係るサプライチェーンについて、洋上風力発電設備のうち、故障率が高い部品かつ故障したときに調達リードタイムがかかる部品を特定した上で、（i）国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討、（ii）サプライチェーンの複線化、（iii）調達期間の短納期化等、電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な検討がなされている。 ②ソフト（人材等）に係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保を具体的に検討している。
良好 (5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル (0 点)	主要なハード（洋上風車本体や風車基礎、海底ケーブル）に関するサプライチェーン形成計画（部品の調達先候補、予備品の保管場所）が具体的に示されているもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
電力安定供給 （運転開始以降を想定）	部品調達	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、交換が必要な部品がスケジュール通りに入荷しないリスク
	船舶調達	・維持管理時に作業員や交換対象部品の運搬に用いる船を十分に調達できなくなるリスク
	人員確保	・維持管理に必要な人員（作業員等）を十分に確保できなくなるリスク

vii) 関係行政機関の長等との調整能力

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。
優れている (7.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。
ミドルランナー (5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下のi)、ii)のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
良好 (2.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
最低限必要なレベル (0点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ②事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。 ③関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。 ④当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。または、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(注) 「関係行政機関の長等との調整能力」に係る関係都道府県知事の評価の考え方については別添7を参照すること。

viii) 周辺航路、漁業等との協調・共生（10 点満点）

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。
良好 (2.5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。
最低限必要なレベル (0 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ②協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

（注）「周辺航路、漁業等との協調・共生」に係る関係都道府県知事の評価の考え方については別添 7 を参照すること。

ix) 地域経済波及効果（10 点満点）

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。

優れている (7.5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもの。
ミドルランナー (5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。
良好 (2.5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル (0 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(注) 「地域経済波及効果」に係る関係都道府県知事の評価の考え方については別添7を参照すること。

x) 国内経済波及効果 (10 点満点)

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から国内経済の発展に資するもの。
優れている (7.5 点)	「ミドルランナー」に評価されるもののうち、高い波及効果を有するもの。

ミドルランナー (5点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。
良好 (2.5点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル (0点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(4) 評価に関する補足事項

1) 事業実施の実績の評価に関する補足事項

i) 評価の対象となる実績

- ・ 洋上風力発電事業の主な工程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。
- ・ 洋上風力発電事業において各事業者が果たす役割には、
ア) 事業の実施・管理（事業に係る責任を有する者が行う、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等。）
イ) 海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（EPC等）
があるため、これらの役割ごとに実績を評価する。なお、1つの企業が、事業の実施・管理及びEPC等の両方の役割について評価対象となることも可能であるが、事業体制として適切な実績を有することを示すことが必要である。
- ・ 事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。
- ・ EPC等についての評価対象は、公募段階では必ずしも確定していないことが想定されるため、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業のほか、候補者として関心表明書【様式 3-2-4】を提出している協力企業の実績も含めて評価する。

なお、協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきであるが、公募時点で協力企業を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けない。また、協力企業については、複

数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。

2) 撤去費用の金額及び算定根拠について

撤去費用のうち、公募段階における海洋に設置した設備の撤去費用は、一律に、海洋における施工費（海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、基礎・風車・ケーブル、洋上変電所等の資材購入費は含まない。また、陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費は含まない。）の 70%とし、撤去費用の算出方法等については評価の対象とはしないことに留意すること。

ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。

なお、今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴う撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である。

3) 電力安定供給に係るサプライチェーンに関する補足事項

i) 評価対象となるサプライチェーンの範囲

評価対象とするハード、ソフトに係るサプライチェーンの範囲は、下記①、②とする。なお、建設工事の施工や陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含まない。

- ① ハードに係るサプライチェーン：風車主要部品（ナセル、ブレード、タワーやその関連部素材）、海底送電線・通信ケーブルなどの電気系統、風車基礎等
- ② ソフトに係るサプライチェーン：運転、維持管理のための人材や物流等

ii) サプライチェーン形成計画の変更

公募段階においては、サプライチェーンが確定していないことが想定されるため、公募占用計画においてはサプライチェーンをどのように形成する予定かを記載することとし、事業者選定後に変更が生じた場合には、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれるか」「やむを得ない事情があるか」等という観点から審査を行った上で、公募占用計画の変更の可否を判断する（公募占用計画の変更の詳細については第9章（5）「公募占用計画の変更に係る事項」を参照）。原則として、事業者選定時の水準が維持されるかを個別に判断する。

4) 地域経済等への波及効果の評価に関する補足事項

地域への経済波及、国内への経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOU など）が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。

なお、経済波及効果の試算に産業連関分析を用いる場合は、以下の産業連関表を用いること。

- ・地域経済波及効果については、対象となる促進区域に応じて、「平成 27 年（2015 年）秋田県産業連関表」（秋田県、2020 年 10 月 21 日公表）、「平成 27 年（2015 年）新潟県産業連関表」（新潟県、2021 年 2 月 24 日公表）又は「平成 27 年（2015 年）長崎県産業連関表」（長崎県、2021 年 3 月 22 日公表）を用いること。
- ・国内経済波及効果については「平成 27 年（2015 年）産業連関表」（総務省、2019 年 6 月 27 日公表）を用いること。

第9章 選定事業者の選定後に行う手続

(1) 基準価格等の決定

経済産業大臣は、公募占用指針に従い、公募の結果を踏まえ、選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る基準価格及び交付期間を定め、これを公示する。

本公募においては、第2章(3)2)基準価格の額の決定方法及び3)交付期間のとおり、基準価格の額は選定事業者が公募占用計画に記載した供給価格の額、交付期間は20年とする。

(2) 公募占用計画の認定

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者を選定し、その旨を通知後、選定事業者において、提出した公募占用計画について評価の過程で提示された補足資料や記載事項の訂正等を加えた上で、選定事業者が提出した公募占用計画を認定する。

(3) 公募占用計画等の公示

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画を認定したときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要（建設時に利用する港湾及び当該港湾の利用スケジュールを含む）、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示する。

なお、本規定に基づき公示する促進区域内海域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置や維持管理に必要となる区域も勘案して指定するものであり、選定事業者以外の者の占用の申請を制限することとなる。そのため、公募占用計画の認定前に公募占用計画の概要とあわせ、公示する占用の区域及び期間について選定事業者が協議会において説明するものとする。

また、ここで公示する占用の区域及び期間は必要最小限にすべきであり、公募占用計画認定後においては、選定事業者と関係漁業者等の利害関係者が協議を行い、必要に応じ、公募占用計画の変更を行うものとする。

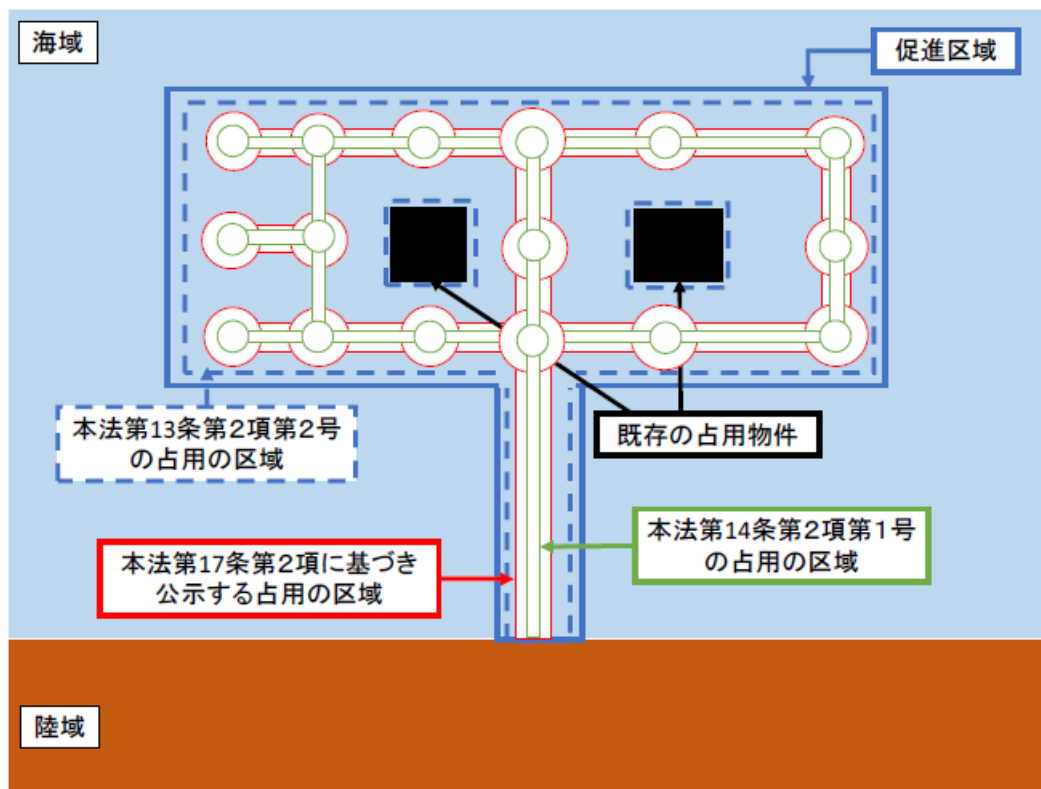


図 法第 17 条の規定に基づき公示される区域等のイメージ

(4) 系統に係る契約等の承継と承継条件等について

1) 系統に係る接続契約等について

本公募においては、第 2 章 (1) 2) 「当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準」記載のとおり、系統提供事業者が確保している系統容量を活用することが前提となるため、公募の結果、系統提供事業者以外の事業者が選定事業者として選定された場合には、本公募占用指針で定める条件により、選定の通知を発した日の翌日から 3 ヶ月以内に遅滞なく当該系統容量に係る全ての接続契約（契約の前提となった接続検討申込みに係る情報及び接続検討回答の情報を含む。）、工事費負担金契約及び東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスによる系統の場合は工事費負担金補償契約（以下、当該接続契約、工事費負担金契約、工事費負担金補償契約を合わせて「本件契約上の地位等」という。）を選定事業者に承継することを条件とする。

上記の期間内に、合理的な理由なく、系統提供事業者が本件契約上の地位等を承継しなかった場合や、選定事業者が本件契約上の地位等の譲渡対価を支払わなかった場合には、（別添 4）で定めるところにより、一定の期間、法に基づく公募（本促進区域以外の海域に係る公募も含む。以下同じ。）への参加を認めないことがある。

本件契約上の地位等の内容は、第 3 章 (2) 2) により、系統に係る契約等に関する情報として提供するとおりである。

本件契約上の地位等の承継に係る譲渡対価は、以下の算定式によることとする。

<算定式>

譲渡対価 = (①既払の工事費負担金等 + ②諸経費相当分) × ③運用利益率

① 既払の工事費負担金等 (一般送配電事業者に対する直接的支出のうち既払分)

② 諸経費相当分 : 工事費負担金等 (未払分を含む総額) の 1% 分 (上限 750 万円)

③ 運用利益率 : ①② の合計金額に、①既払額の支出日 (支出日が複数ある場合、①既払額については各支出日、②諸経費相当分については①既払額の最後の支出日とする。) から、本件契約上の地位等の承継の日までの期間について、1.001 (年利) の率を乗じる。

2) 本件契約上の地位等以外の資産について

系統提供事業者が有する㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等 (自営線敷設のために必要な用地や自営線敷設ルート検討のために実施した調査の結果など) や、㊧本件契約上の地位等の承継とは無関係のその他の事業資産については、公募後に当事者間で承継の要否やその条件を誠実に交渉するものとする。

このうち、㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等は、系統接続を実施する上で有用なものも含むことから、選定事業者が円滑な系統接続のために希望する場合には、原則として、本件契約上の地位等と合わせて承継されるものとする。

もっとも、この場合においても、本件契約上の地位等に係る地位の承継に関する交渉とその他の資産等の承継に関する交渉は明確に切り分けられるべきであり、以下の場合やこれに類する場合に該当するときには、本件契約上の地位等を合理的な理由なく承継しなかったものとして、(別添 4) で定めるところにより、一定の期間、法に基づく公募の参加を認めないことがある。

- ① 系統提供事業者が、選定事業者の事業を妨害する目的で、㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等の承継を拒んだとき
- ② 系統提供事業者が、当事者間の交渉に委ねるべき資産等の承継に係る交渉に選定事業者が応じないことを理由に、本件契約上の地位等の承継を拒んだり、交渉を遅延したりしたとき

3) 本件契約上の地位等の承継に関する条件の詳細について

上記 1) 及び 2) で定めるもののほか、本件契約上の地位等の承継条件等の詳細については、(別添 5) 系統に係る契約上の地位等の承継条件等に記載するとおりとする。

(5) 公募占用計画の変更に係る事項

公募占用計画の認定後、選定事業者において、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募占用計画を変更せざるを得ない場合

が想定される。

認定公募占用計画の変更に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない、変更の申請があった場合には、変更後の公募占用計画が法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること、洋上風力発電にかかる技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、法第18条第2項に定める基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができる。なお、施設の一部を残置等する公募占用計画を作成した場合には、建設工事着手日までに撤去工事の実施候補者を含む施設の撤去方法を具体化し公募占用計画を変更しなければならない。【様式6-2】

1) 変更を認める場合の基準

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者から公募占用計画変更の認定の申請があったときは、法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定をする。

なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認した上で判断する。

また、変更の認定の判断に当たっては、法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合することが明らかでない場合など、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することも考慮する。

i) 法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準への適合

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更後の公募占用計画が法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていることを確認する。

① 公募占用指針に照らし適切なこと（法第15条第1項第1号）

法第13条第2項に示された公募占用指針の各項目について、明らかに公募占用指針の求める要求事項に合致していない公募占用計画の変更は認定しない。

（変更が認められない公募占用計画の変更例）

- －区域、期間が公募占用指針の記載に適合しない公募占用計画の変更
- －構造や工事実施の方法、維持管理方法等が示されていない公募占用計画の変更
- －その他事業実施体制、許可条件への対応について、事業の確実な実施が難しくなると考えられる公募占用計画の変更

② 法第10条第2項に該当しないこと（法第15条第1項第2号）

本促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画の変更は認定しない。

③ 海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令の基準に適合していること（法第15条第1項第3号）

ii) 公共の利益の増進又はやむを得ない事情（法第18条第2項第2号）

第2の基準として、経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があることを確認する。

公共の利益の一層の増進又はやむを得ない事情としては、例えば、新たな技術的知見により工事实施の方法等の変更が妥当な場合、技術革新等により海洋再生可能エネルギー発電設備の変更が妥当な場合、また公募段階においては概略を示した資料であった事項に関し必要な調査や体制整備等を実施し、詳細かつ具体的な内容が確定した場合などが考えられる。

ただし、これらの場合であっても、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意することとする。

また、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。

（公募の公正な実施に支障を及ぼす場合の例）

- ・ 選定事業者の希望する変更後の港湾利用期間が、他の促進区域に係る選定事業者の公募占用計画又は審査・評価段階にある公募占用計画における港湾利用期間と重複する場合
- ・ 他の促進区域における公募占用計画の受付期間（公募占用指針の配布開始日から公募占用計画の受付期限日までの期間をいう。）において、選定事業者の希望する変更後の港湾利用期間が、当該他の促進区域に係る公募占用指針に記載された「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間と重複することにより、当該他の促進区域における公募条件に影響が生じる場合

（※）上記はあくまで例示であり、選定事業者は港湾利用スケジュールの変更の可能性が生じた場合には、速やかに国土交通省の担当部局に相談すること

2) 認定公募占用計画の変更内容の公示

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更の認定をしたときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、認定をした日、認定の有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域、占用の期間及び変更の内容について公示する。

3) 軽微な変更についての変更の届出

公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更など、認定公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更については、公募占用計画の変更の認定を受ける必要はない。もっとも、選定事業者が軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

4) SPC の構成員の変更について

公募占用計画には、コンソーシアム又はSPCの構成員の議決権を記載することとされているため（「第6章 公募占用計画に記載すべき事項」参照）、SPCの構成員を変更する際には、その旨の公募占用計画の変更が必要である。

「第8章 選定事業者を選定するための評価の基準」に記載したとおり、事業者選定時には、各構成員の役割に応じてその実績（能力）を評価しており、事後的にこれらの企業以外に議決権の多数の保持を認めることとすると、事業者選定時点の前提として評価した事業者の影響力が弱まり、事業の確実性が担保されない可能性がある。このため、SPCの構成員を変更する旨の公募占用計画の変更については、法第18条第2項に基づき、適切に事業ができる体制であるかという点も含め、当該変更が①公共の利益の一層の増進に寄与するものであること（同項第1号）又は②やむを得ない事情があること（同項第2号）という要件に適合するかという観点から、その可否を個別に判断する。

特に、㊦議決権の最も大きい企業を変更する場合、㊦SPCの議決権を有する企業のうち、事業の実施・管理の評価対象として公募占用計画別紙2【様式3-1-5】に記載した企業が脱退する場合、㊦評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模（※1）を下回ることとなる場合等、事業の確実性への影響が大きいと考えられる場合には、変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、①②の要件への適合性を慎重に判断する。

他方で、資本の流動性を高めることは、資金調達のコストを抑制し、発電コストの低減に資する面もあるため、可能な限り、柔軟な運用を行うことも重要である。このため、上記に該当しない場合における議決権の譲渡については、事業実施の確実性への影響は低く抑えつつ、発電コスト低減に資すると考えられることから、原則として、公共の利益の一層の増進に寄与するものとして、公募占用計画の変更を認定する。

※1 一定規模とは、海洋再生可能エネルギー発電設備の建設工事が完了し、再生可能エネルギーの電気の供給が開始された後は事業リスクが低減することを考慮し、運転開始日前は全体の議決権の2/3未満となる譲渡、運転開始日後は、全体の議決権の1/2以下となる譲渡とする。

※2 SPCが合同会社等の株式会社以外である場合についても、同様の考え方に

基づき、契約実態を踏まえて審査する。

(6) FIP 認定の申請期限(法第 13 条第 2 項第 10 号)

選定事業者は、選定後速やかな再エネ特措法第 9 条第 4 項の認定（以下「FIP 認定」という。）の取得が求められるため、申請の準備期間等を考慮し、選定事業者の選定の通知があった日の翌日から起算して 1 年以内に FIP 認定の申請をしなければならないこととする。

選定事業者に係る再生可能エネルギー発電事業については、公募の結果が公表された時において基準価格が決定するため、速やかな事業実施を促すべきである。したがって、選定事業者は、申請を行った日から 6 ヶ月以内に FIP 認定を受けなければならないこととする。

(7) 占用許可に係る事項について

1) 選定事業者の責務

選定事業者は、法第 19 条第 1 項の規定により、認定公募占用計画に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

そのため、選定事業者は、認定公募占用計画に記載したスケジュール等に従って設置工事等に必要となる各種調整及び調査設計等を実施し、記載した工事実施の方法等に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行うことが必要となる。

この義務を履行していない場合、例えば、選定事業者が設置工事を実施するまでの準備段階において認定公募占用計画に示した必要な業務を実施していないなど、工事の準備が予定より遅延し、その結果、当該公募占用計画で示した工事の時期に工事を実施することができないことが確認された場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣は法第 21 条の規定に基づき公募占用計画の認定を取り消すことができる。

しかしながら、やむを得ない事情により遅延した場合など、法第 18 条第 2 項に規定する基準に適合する場合にあっては、選定事業者からの申請により当該公募占用計画の変更が可能となるため、取消しの判断に当たっては、遅延した経緯等を事前に確認する。

2) 占用許可及び占用料

i) 占用許可

国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき促進区域内海域の占用の許可の申請があった場合にあっては、占用の許可を与えなければならない。

ただし、選定事業者が法第 19 条第 1 項の規定に違反したとき（上記 1）又は詐欺その他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したときに、経済産業大臣及び国土交通大臣が法第 21 条の規定により当該認定を取り消した場合にあっては、占用を許可する必要はなく、また、占用の許可の期間中であつ

ても、法第 21 条第 3 項の規定により占用の許可の効力を失うこととなる。

なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用の取扱いについては、第 2 章（4）3）占用の期間に記載のとおりである。認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。

占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占用許可期間を審査する。

また、選定事業者は、上記申請に加え海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事等を目的として海域の占有を行う場合には、法第 10 条第 1 項に基づく占有許可を受けなければならない。

ii) 占用料

① 占用料の単価

各促進区域内海域の占有許可に係る占用料の単価は、それぞれ下表に記載の告示とおりとする。

促進区域	占用料を定める告示
秋田県八峰町及び能代市沖	秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和二年東北地方整備局告示第百四十七号、最終改正：令和三年東北地方整備局告示第百六十六号）
秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖	
新潟県村上市及び胎内市沖	新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和四年北陸地方整備局告示第七十六号）
長崎県西海市江島沖	長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和四年九州地方整備局告示第百二十四号）

② 占用料の算定方法

海洋再生可能エネルギー発電設備の占用料については、海洋再生可能エネルギー発電設備（海底送電線等を除く。）の投影面積に基づき、海底送電線等の占用料については、海底送電線等の長さに基づき算定する。

iii) 選定事業者以外の占有の禁止

選定事業者以外の者は、法第 19 条第 3 項の規定により、経済産業大臣及び国

国土交通大臣が公募占用計画の認定をしたとき（当該公募占用計画の変更の認定をした場合を含む。）に公示した占用の期間内においては、併せて公示した区域について、占用の許可の申請をすることができない。

iv) 占用許可の条件

国土交通大臣が促進区域の占用を許可する際には、法第10条第5項に基づき、国土交通大臣が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に必要な限度において、条件を付することができるとされている。

占用許可に当たっての条件は以下のとおりとする。

- ・ 選定事業者は、占用許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。
- ・ 台風後等の流木の発生、船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事に当たって、補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること。
- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備が備える係留施設は、港湾法の技術基準対象施設となっており、必要とされる性能に関して港湾法第56条の2の2で定める港湾の施設に関する技術上の基準に適合すること。
- ・ 施設の一部を残置等する公募占用計画を作成した場合においては、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに公募占用計画を変更していること。
- ・ 水域占用許可に係る権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- ・ 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」「洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」（全て洋上風力発電施設検討委員会）に則って、設置及び維持管理を実施すること。
- ・ 港湾の利用に係る関係者（例えば港湾利用者及び港湾協力団体等）と十分に協議し、港湾の安全や環境保全に配慮して、港湾を利用すること。
- ・ 工事の施工に当たっては、濁り防止等、環境保全に十分に注意して施工すること。
- ・ 発電を開始する場合は、速やかにその旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出ること。
- ・ 維持管理に伴う設備の更新を除き、許可を受けた設備以外の設備を設置しないこと。設備の改変、追加など、許可を受けた事項・内容を変更・実施する際には許可を受けること。
- ・ 占用水域を洋上風力発電以外の目的に利用しないこと。
- ・ 設置したケーブルについて迂回等の必要が生じた場合は、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議すること。
- ・ 風況、海底地質等のデータ取得のための調査を実施しようとするときは、「外国船舶による我が国領海等における海洋調査等の取扱いに関する所管事

業関係者への周知について（令和２年４月）」を参照し、該当する場合は適切に手続を行うこと。

- ・ 本公募時点で想定されない事態が発生した場合に、国土交通大臣が必要と認める事項。

v) 占用料の支払方法

占用料の支払方法については、以下のとおりとする。

- ① 占用料の支払は、国土交通省が発行する納入告知書により納めるものとする。
- ② 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、延滞金を徴収する場合がある。
- ③ 既納の占用料は返還しない。

(8) 公募占用計画の履行状況の報告について

認定公募占用計画の履行状況について、選定事業者から少なくとも年１回の定期的な報告を徴収する。主な報告の内容は以下のとおりとし、書面その他の経済産業大臣及び国土交通大臣の指定する方法により提出することとする。

1) 認定から着工までの期間

- －風況・地盤等の自然環境調査、社会条件調査、関係者調整、協議等の進捗状況、結果 等
- －財務状態に係る事項 等
- －現時点までに発生した累積費用とその内訳
- －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン

2) 工事期間中

- －建設工事の実施状況等 等
- －財務状態に係る事項 等
- －現時点までに発生した累積費用とその内訳
- －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン

3) 運用中

- －維持管理結果に係る事項
- －緊急時対応に係る事項
- －風況等の自然環境データの観測結果に係る事項
- －財務状態に係る事項 等
- －現時点までに発生した累積費用とその内訳
- －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン

報告された事項から、海洋再生可能エネルギー発電設備の占用許可の条件の履行状況、維持管理状況等について確認する。報告の内容で不明なことがあった場合は、新たに資料を求めることがある。

また、必要に応じ、法第 25 条第 2 項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は、

海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、必要な検査を行うことがある。

海洋再生可能エネルギー発電設備に異常が発生した場合は、選定事業者からの報告を聴取する。報告された事項から、異常発生の原因、内容、対策の状況、今後の発生防止策等について確認を行うこととし、必要に応じて立入り検査を実施する場合がある。なお、大規模地震時等で海洋再生可能エネルギー発電設備が倒壊した場合は、事業者は責任をもって撤去を行うものとする。

（９）地位の承継

法第 20 条に基づき、下記の 1) 又は 2) に掲げる者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた公募占用計画の認定に基づく地位を承継することができる。認定に基づく地位を承継した者が、法第 10 条第 1 項の占用の許可の申請をした場合、その許可が付与される。

選定事業者から、本制度に基づく地位の承継の申し出があった場合は、公募占用計画の審査及び評価の基準となる事業実施体制の変更に該当することに鑑み、地位を承継する者が認定公募占用計画に従って、平時における維持管理や非常時における対応等を適切に実施できる体制を整えているか等、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持等に支障がないか、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更とならないか等の観点に留意し、審査する。

なお、承認を与える場合は、事業者の変更に伴う変更箇所以外については、原則として従前の認定公募占用計画を変更せずに承継すべきものとする。

1) 選定事業者の一般承継人

経済産業大臣及び国土交通大臣は、相続・合併・分割により、選定事業者が有していた全ての権利・義務を一括して承継したものについては、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて、その承継を承認する。

2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権等を取得したもの

選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権その他当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者について、経済産業大臣及び国土交通大臣は、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがないこと、また、事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については一切変更をしない限りにおいて、その承継を承認する。

第 10 章 その他

(1) 公募占用計画の認定の取消し

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更を認定したものを含め、法第 21 条第 1 項に基づき、下記に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

- 1) 選定事業者が法第 19 条第 1 項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を実施していないとき。
- 2) 選定事業者が詐欺その他の不正な手段により公募占用計画の認定を受けたとき。

なお、法第 19 条第 1 項においては、認定を受けた公募占用計画に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならないとされており、公募占用計画を提出する際には、本公募占用指針に従って事業を実施する旨の宣誓が必要である。このため、本公募占用指針に従って事業が実施されていない場合は、認定を受けた公募占用計画に従わないこととなり、同項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は公募占用計画の認定を取り消すことができることに留意が必要である。

加えて、第 7 章（４）選定事業者の選定の取消し事由に該当すると認められる場合も、本公募占用指針に従わないものとして、公募占用計画の認定を取り消すことができるため留意すること。

当該規定に基づき認定を取り消した場合、認定公募占用計画に基づき与えられた促進区域内海域の占用許可は、その効力を失うこととなる。また、FIP 認定についても取消しがなされることとなる。なお、取消しの判断に当たっては、事業者側にやむを得ない事情があったかなどを事前に確認する。

(2) 公募占用計画に係る接続検討申込みについて

本公募においては、系統提供事業者が本件契約上の地位により確保している系統容量を活用することを前提としているところ、公募参加予定者が、それぞれの事業者の責任の下で、出力規模の変更等が可能か否かについて、接続検討申込みを行うことで一般送配電事業者に確認することが可能である。

公募参加者が上記の確認をする際には、以下の留意事項に留意すること。

(留意事項)

1) 申込みを行うことができる者

- i) 本公募に係る系統容量を確保している者
- ii) 第 3 章（２）の規定により経済産業省及び国土交通省から本公募に係る系統容量に関する情報の提供を受けた者

2) 接続検討料

各申込みにつき 200,000 円（+税）。

3) 接続検討に当たっての留意事項

- i) 接続検討申込みに当たっては、本公募に基づく申込みであることが分かるように、接続検討申込書に対象事業者である旨を確認できる書類を添付すること。
- ii) 接続検討申込みの受付時点（※1）から回答までの標準処理期間は 3 ヶ月となるため、公募期間中に、1 事業者当たり少なくとも 1 回の接続検討を行うためには、速やかな接続検討申込みが必要である。接続検討申込時期が遅い場合、公募占用計画の受付期限までの接続検討回答が困難となることに留意する（情報が必要な日の 4 ヶ月前に申請することを推奨）。
- iii) 特定の事業者が複数の接続検討申込みを行う等により、接続検討申込みが多数となった場合には、公募占用計画の受付期限より 3 ヶ月を超える検討期間があったとしても全ての申込みに対して接続検討回答が出来ない場合があることに留意する（※2）。
- iv) 接続検討申込みは、以下の内容を前提とする。
（前提となる接続検討申込みの内容）
 - ・ 連系予定地点については、公募に提供された系統容量の検討の前提となった地点とする。
 - ・ 最大受電電力及び海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（※3）は、第 2 章（1）2）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第 13 条第 2 項第 4 号）に記載した海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準の範囲内とする。

※1 接続検討申込みの受付時点は、一般送配電事業者に対して所定の接続検討申込書類を提出し、接続検討料の入金が確認できた時点（入金後、提出した書類の修正が必要となった場合には当該修正後の書類が受け付けられた時点）となる。

※2 本公募に係る接続検討は、各事業者 1 件ずつ、順番に検討を行うこととなる。

※3 海洋再生可能エネルギー発電設備の出力とは、促進区域内海域の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる能力（kW）の合計をいう。

- iv) 接続検討の結果、出力の変更が不可であった場合、選定された事業の設備仕様では系統容量が取り消される可能性があることについて留意する。

（3）その他の留意事項

- 1) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募の実施に当たり、談合等の不正が明らかになった場合には、公募を中止し、必要に応じて再度公募を行う。
- 2) 書類の作成・質問等に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準

時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

- 3) 公募占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- 4) 提出された公募占用計画の内容変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、経済産業大臣及び国土交通大臣から記載事項の訂正指示や補足資料の提出の要請等を行う場合はこの限りではない。
- 5) 提出された公募占用計画について、以下の場合を除いて提出者に無断で二次的な使用をすることはない。
 - i) 公募参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供する場合。
 - ii) 長期的・安定的・効率的な海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するための政策検討に使用する場合。なおこの場合には、個々の情報に係る公募占用計画の提出者が明らかにならないようにし、公募参加者の営業秘密等が不当に害されないように取り扱う
- 6) 情報開示請求があった場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき対応する。
- 7) 本公募に関する手続において提出された資料一式は返却しない。
- 8) 選定事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている資機材、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 9) 本件公募に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（４）担当部局

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
風力政策室

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話：03-3501-6623

国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話：03-5253-8674（代表）

<メールアドレスは共通>

Email：hqt-2022koubo@gxb.mlit.go.jp

第 1 1 章 選定事業者の希望に基づく制度変更

(1) 選定事業者の希望に基づく制度変更の適用の趣旨

令和 7 年度以降に実施する法に基づく公募においては、コスト低減と迅速性を重視しつつ、収入や費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、選定事業者に洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点から、撤退や遅延を抑止するための保証金の増額、入札後の物価変動等を踏まえて基準価格又は調達価格を調整する仕組みの導入等がされることとなった。これを踏まえ、事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、本公募の選定事業者が希望する場合には、認定公募占用計画の変更により、新たな保証金制度及び基準価格又は調達価格への物価変動に応じた調整（以下「価格調整スキーム」という。）の適用を認めることとする。

(2) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用する変更

1) 制度変更に係る公募占用計画の変更

新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するためには、制度変更希望届【様式 6-3】の提出及び第 9 章（5）「公募占用計画の変更に係る事項」に基づく認定公募占用計画の変更が必要となる。なお、保証金制度の変更と価格調整スキームを適用する変更のいずれかのみを選択して適用することはできず、両者のいずれも適用することとなる。

2) 保証金制度の変更内容

第 5 章（3）保証金に関する事項（法第 13 条第 2 項第 6 号）を次のとおり読み替える。なお、以下の記載にかかわらず、選定事業者は、保証金制度の変更の適用に伴う増額分に係る保証金を、当該変更が認定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して 8 週間以内に提供するものとする。

(3) 保証金に関する事項（法第 13 条第 2 項第 6 号）

恣意的に供給価格を低く設定して複数の応募を行うこと等による公募の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な公募の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第 1 次保証金」という。）の提供を求める。また、本区域においては、選定事業者のみが認定を受けて事業実施することが可能となるため、選定事業者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、選定事業者に対し、選定時に保証金（以下「第 2 次保証金」という。）の提供を求めるとともに、更に選定から 24 か月以内に追加の保証金（以下「第 3 次保証金」という。）の提供を求める。

保証金の提供については、現金納付による方法のほか、保証金に相当する額を国土交通省の担当部局に提供することを担保する書面（当該保証金に相当する額の提供を担保する者（以下「保証人」という。）が経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものに該当する場合に限る。以下「保証状」という。）を国土交通省の担当部局に提出する方法によることができる。現金納付と保証状を併用することも可能であり、この場合はそれぞれにより確保される金額の合計額が保証金相当額となるようにすること。なお、現金納付及び保証状の金額の配分を事業年度ごとに変更する

こと及び保証状を事業年度ごとに更新することが可能である。この方法による場合において国土交通省担当部局は、当該保証状を返還することにより、保証金の返還に代える。

1) 保証金の額及び提供方法

i) 第1次保証金

①第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500 円/kW とする。したがって、公募参加者が提供すべき第1次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる出力又は最大受電電力のいずれか小さいものをいう。第2次保証金及び第3次保証金の額についても同様とする。）に当該単価を乗じて得た額とする。

②第1次保証金の提供期限

第1次保証金は、公募占用計画の提出時まで提供すること。

第1次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該応募は無効とする。

③第1次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

公募占用計画の提出時まで第1次保証金の払込みを行った上、公募占用計画の提出時に保管金提出書【様式 4-1】及び保管金領収証書を国土交通省の担当部局に提出すること。

(留意点)

事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第1次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

公募占用計画の提出時まで、下記の条件を満たす保証状及び添付書類の原本を公募占用計画の提出時に国土交通省の担当部局に提出すること。

(保証状の条件)

- ・【様式 4-2】で定めた保証状様式を使用していること
- ・保証人が保証状を発行する時点において、金融庁長官に登録された格付業者による信用格付が、A－又はA 3以上の金融機関であること
- ・保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・保証期間の終了日が令和3年12月末日よりも長いこと（第7章（4）1）iv）に留意すること）
- ・保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から6か月以上先であること
- ・被保証人は公募参加者（本事業実施のために設立されたSPCを含む。）であること
- ・下記 3) i)「第1次保証金の没収事由」に該当する場合に、国土交通大臣が

請求書を発行することで 10 営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること

- ・保証が取消不能かつ無条件であること
- ・支払通貨が日本円となっていること
- ・コンソーシアムの形態で公募に参加する場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であること（また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。）
- ・準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

（添付書類）

- ・保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】

※提出日より 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

（保証状の提出先）

- ・公募占用指針第 10 章（４）に記載の国土交通省の担当部局
- ・公募占用計画の提出に当たっては、「記載要領及び様式集」に従い第一次保証金について【3-2-5】に金融機関の保証状概要（銀行名、支店名、発行日、保証状の番号等）を記入し、提出すること。

ii) 第 2 次保証金

①第 2 次保証金の額

第 2 次保証金の単価は、10,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第 2 次保証金の額は、選定事業者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第 1 次保証金として提供した額が第 2 次保証金に充当され、第 2 次保証金とみなされる（選定事業者が第 1 次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第 2 次保証金の一部に係る保証状とみなされる。）ため、選定事業者が第 2 次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、選定事業者が第 1 次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

②第 2 次保証金の提供期限

第 2 次保証金の提供期限は、本公募において選定事業者に選定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して 8 週間以内とする。

第 2 次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定を無効とする。

③第 2 次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

第 2 次保証金に係る保管金提出書【様式 4-1】及び保管金領収証書を選定事業者に選定された旨の通知を受けた日の翌日から 8 週間以内に国土交通省の担当部局に提出すること。

（留意事項）

事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第 2 次保証金に

相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

選定事業者を選定された旨の通知を受けた日の翌日から 8 週間以内に保証状及び添付書類の原本を国土交通省の担当部局に提出すること（必着）。なお、下記の条件を満たしていることが確認できない場合、第 2 次保証金を期限内に提出したものと認められない。

（保証状の条件）

- ・【様式 4-3】で定めた保証状様式を使用していること
- ・保証人が保証状を発行する時点において、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A－又は A 3 以上の金融機関であること
- ・保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者氏名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・保証期間の終了日が少なくとも提出日から 1 年が経過した日より長いこと（第 7 章（4）1）iv）に留意すること）
- ・保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から 6 か月以上先であること
- ・被保証人は選定事業者（本事業実施のために設立された SPC を含む。）であること
- ・下記 3) ii)「第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由」に該当する場合に、国土交通大臣が請求書を発行することで 10 営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・保証が取消不能かつ無条件であること
- ・支払通貨が日本円となっていること
- ・コンソーシアムの形態で公募に参加した場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であること（また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。）
- ・準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

（添付書類）

- ・保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】

※提出日より 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

（保証状の提出先）

公募占用指針第 10 章（4）に記載の国土交通省の担当部局

（留意事項）

運転開始前に国土交通省担当部局に提出された保証状の保証期間が終了する場合は、保証期間終了までに、①新たな保証状の提出又は②第 2 次保証金相当額の現金納付を行うこと。

なお、現金納付による場合は上記ア）現金納付による場合に準ずる方法で、保証状による場合は上記イ）金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合に準ずる方法で、増額期日までに増額相当分の保証金納付又は保

証状を追加で提供すること。

ウ) 納付形式の変更

保証金納付後の納付形式の変更は、金融機関の発行する保証状を提出する方法から現金納付による方法へ変更する場合のみ認められる。したがって、一度現金納付による方法で保証金を納付した場合は、保証状を提出する方法へ変更することはできない。現金納付形式へ変更する場合は、金融機関発行の保証状の保証期間内に上記で記載されている振込先へ第2次保証金相当額の振込を行うとともに、保証状の返却を行うこと。

iii) 第3次保証金

①第3次保証金の額

第3次保証金の単価は、24,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第3次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額が第3次保証金に充当され、第3次保証金とみなされる（選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第3次保証金の一部に係る保証状とみなされる。）ため、選定事業者が第3次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

②第3次保証金の提供期限

第3次保証金の提供期限は、本公募において選定事業者を選定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して12か月以内とする。

第3次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定を無効とする。

③第3次保証金の提供方法

上記 ii) ③「第2次保証金の提供方法」に準じるものとする。

2) 保証金の返還

i) 第1次保証金

国土交通省は、公募参加者のうち、選定事業者を選定された者及び3) 保証金の没収に関する事項に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、当該選定事業者を選定された旨の通知を発した日の翌日以降、当該公募参加者が提出した保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）の受付日から起算して2週間以内に、当該公募参加者が提供した第1次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者が提供した第1次保証金は返還されず、当該選定事業者が提供すべき第2次保証金に充当され、第2次保証金としてみなされる（当該選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状を第2次保証金の一部に係る保証状とみなされる。）。

ii) 第2次保証金及び第3次保証金

国土交通大臣は、選定事業者が公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則とし

て、当該供給を開始した日の翌日以降、当該公募参加者が提出した保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）の受付日から起算して 2 週間以内に、当該選定事業者が提供した第 2 次保証金及び第 3 次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者は、再生可能エネルギー電気の供給開始報告【様式 4-7】及び供給開始したことを証明する書類（買取実績を記載した検針票等）を国土交通省の担当部局に提出し、供給開始した旨を申し出るとともに、保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）をもって保証金（又は保証状）の返還（返却）を行うこと。

3) 保証金の没収に関する事項

i) 第 1 次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、第 1 次保証金の全額を没収し、国庫に納付する。

	第 1 次保証金の没収事由	没収額
1	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2	公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第 2 次保証金の提出期限までに必要な第 2 次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額

ii) 第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、没収額の欄に記載のとおりの方額の第 2 次保証金又は第 3 次保証金を没収し、国庫に納付する。

	第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収事由	没収額
1	当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	選定事業者が本公募占用指針に定める取得期限までに、再生可能エネルギー電気特措法第 9 条第 4 項の認定（以下「FIP 認定又は FIT 認定」という。）を取得しなかったこと	全額
3	選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	全額
4	第 3 次保証金の提出期限までに第 3 次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額
5	選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと	全額
6	選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。 ア 当該法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、又は当該法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その	全額

	他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であること イ 当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること ウ 当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること エ 当該法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること		
7	選定事業者として選定された時点における公募占用計画(以下「当初公募占用計画」)に記載された運転開始予定日まで再生可能エネルギー発電設備の運転開始(※)がなされなかったこと なお、以下のとおりの運転開始予定日の徒過の期間に応じ、右欄の没収額となる。 運転開始予定日まで再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(①) 運転開始予定日から起算して6か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(②) 運転開始予定日から起算して12か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(③) 運転開始予定日から起算して18か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(④) 運転開始予定日から起算して24か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(⑤) ※運転開始：特定契約等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること	選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(①) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(②) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に8,000円/kWを乗じた額(③) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(④) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(⑤)	

iii) 保証状に係る保証債務の履行

公募参加者又は選定事業者が保証金の提供に代えて保証状を提出した場合において、没収事由に該当する事実があったことにより国土交通大臣が当該保証状に係る保証人に当該保証状に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証人は、国土交通大臣が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を国土交通大臣に提供しなければならないこととする。

4) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除

選定事業者は、上記 3) で定める第2次保証金又は第3次保証金の没収事由が生じた場合であっても、以下 i) から iii) に定める事由があったときは、第2次保証金及び第3次保証金の没収の免除を受けることができる。なお、没収免除の判断に当たっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取する。

i) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲

第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲は、法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害があった場合とする。没収事由7に係る同範囲については、上記に加え、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合とする。

ii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除を受けるための要件

選定事業者が第2次保証金又は第3次保証金の没収の免除を受けるための要件は、上記 i) に定める範囲の事由が生じた上で、以下の①、②の要件のいずれかを満たすこととし、没収事由7に係る没収の免除については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすこと又は③、④の要件のいずれも満たすこととする。なお、当該要件を満たしていることについて、国土交通大臣又は経済産業大臣が行う現地調査による確認を受ける必要がある。

- ①法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第2次保証金又は第3次保証金の没収事由に該当する程度のものであること
- ②激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備若しくはその設置予定地若しくは本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当する程度の直接かつ物理的な損害が生じていること
- ③当該事由が選定事業者の自己の過失によらないものであること
- ④当該事由による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すること

iii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の可否

第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の可否については、それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとする。

不可抗力事由 第2次保証金及び第3次保証金没収事由	法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等	激甚災害による直接の被災／武力行使による直接の被害			左記以外のその他当事者のコントロールができず回避が可能なではない事象
		発電事業を行う事業者の本社	海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社・事業所	海洋再生可能エネルギー発電設備又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置予定地	
当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	可	可	可	可	不可
選定事業者が、第9章（6）に定める期限までに、FIP認定又はFIT認定を受けなかったこと。	可 （FIP認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	可 （FIP認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	可 （FIP認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	可 （FIP認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	不可
選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	不可	可	可	不可	不可
第3次保証金の提出期限までに第3次保証金を提供していることが確認できなかったこと。	不可	可	可	不可	不可
選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	不可	不可	不可	不可	不可

選定事業者たる法人等が暴力団あるいはこれと関係があること。	不可	不可	不可	不可	不可
法第24条の監督処分により公募占用計画の認定の取消又は効力の停止の処分を受けたこと。	不可	不可	不可	不可	不可
当初公募占用計画に記載された運転開始予定日までに海洋再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかったこと。	可	可	可	可	可

iv) 保証金没収の免除を受けようとする場合の手続

第2次保証金又は第3次保証金の没収の免除を受けようとする場合、没収免除の対象となる事由が発生次第速やかに、国土交通省の担当部局宛てに、下記の書類により申請すること。

書類の提出後の現地調査の詳細については、別途担当部局から連絡するところによる。

(必要書類)

- ・第2次保証金又は第3次保証金没収の免除申請書【様式4-8】
- ・被災証明書（激甚災害による直接の被害があった場合）

5) 没収通知等に関する事項

経済産業大臣及び国土交通大臣は、3) 保証金の没収に関する事項の規定に基づき第1次保証金、第2次保証金又は第3次保証金を没収する場合は、その旨を当該第1次保証金に係る公募参加者又は当該第2次保証金若しくは当該第3次保証金に係る選定事業者に対し、通知（以下「没収通知」という。）する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、没収通知をするに当たってその没収の理由を付すとともに、当該保証金に係る公募参加者又は選定事業者は当該没収通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）において当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の規定により説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答する。また、当該説明をするに当たって、3) 保証金の没収に関する事項に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、没収通知を取り消し、その旨を併せて回答する。

3) 価格調整スキームの適用の内容

「特定物価変動率」を、i) の期間における次の表の各号ごとの指数等の欄に掲

げる数値に対する ii) の期間における当該数値の比率にそれぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じて得た数値を合計して得た数値に 100/98 を乗じて得た数値とする。

- i) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するための公募占用計画の変更の認定を申請した日の属する月の前月までの 1 年間
- ii) 選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第 48 条第 1 項に規定による届出（海域における電気事業法第 38 条第 2 項の事業用電気工作物の設置の工事に係るものに限る。）の予定日の属する月の前月までの 1 年間

	指数等	乗じるべき率
一	日本銀行が統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 25 条の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指数（以下「企業物価指数」という。）のうち A 重油に係る国内企業物価指数と企業物価指数のうち B 重油・C 重油に係る国内企業物価指数の平均値	0. 1 3 7 5
二	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数（ii）の期間における数値にあっては、当該数値に ii）の期間と i）の期間の外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 7 条第 1 項に規定する裁定外国為替相場により 1 ユーロを本邦通貨に換算した額の比率（以下「為替調整比率」という。）を乗じて得た数値）	0. 1 3 7 5
三	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数	0. 0 6 0 0
四	企業物価指数のうち電力・通信用メタルケーブルに係る国内企業物価指数	0. 0 5 0 0
五	企業物価指数のうち産業用電気機器に係る国内企業物価指数（ii）の期間における数値にあっては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値）	0. 1 3 7 5
六	毎月勤労統計調査の結果に基づき作成する事業所規模 5 人以上の製造業の現金給与総額に係る季節調整済指数（ii）の期間における数値にあっては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値）	0. 1 3 7 5
七	港湾・漁港に係る国土交通省が作成する建設工事に係る費用を特定の年度を基準とするものに变换するための指標（以下「建設工事費デフレーター」という。）	0. 2 0 0 0
八	電力に係る建設工事費デフレーター	0. 1 2 0 0

「特定物価調整率」を、次の i) 又は ii) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ i) 又は ii) に定める比率に 686/1000 を乗じて得た数値に、314/1000 を加えて得た数値とする。ただし、本公募において、特定物価変動率の上限比率は●/100、下限比率は●/100 とする。

- i) 特定物価変動率が 1 以上の場合

特定物価変動率（特定物価変動率が上限比率を上回る場合にあっては、当該上限比率）から $1/100$ を控除して得た比率

ii) 特定物価変動率が 1 未満の場合

特定物価変動率（特定物価変動率が下限比率を下回る場合にあっては、当該下限比率）に $1/100$ を加えて得た比率

価格調整スキームの下では、本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る特定物価変動率が $99/100$ 以下又は $101/100$ 以上である場合、基準価格又は調達価格は、公募占用計画に記載された供給価格の額（調達価格は、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合においては消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合においては消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。）に当該特定物価変動率に係る特定物価調整率を乗じて得た額とする。

(別添 1) 本公募対象区域

- ・ 本公募対象区域は、下図の「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」内の各区域である。当該区域は、下表に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域である。
- ・ 当該区域に風車を無条件で設置できる訳ではない。実際の設置に際しては、船舶航行への影響の検討や環境影響評価の実施及び周辺水域の関係者や関係機関等と調整の上、風車の大きさや設置本数、配置、工法などを決定する必要がある。

(1) 秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

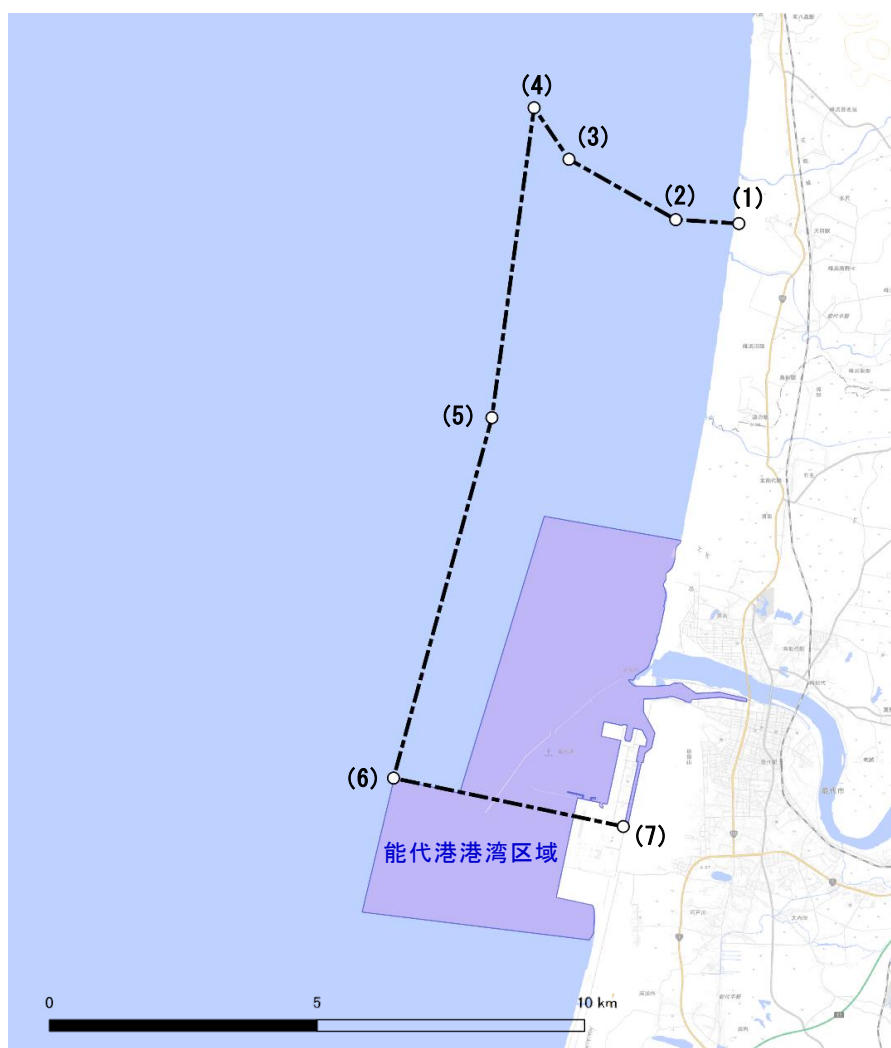


表 区域の座標

座標番号	緯度				経度			
(1)	北緯	40 度	17 分	50 秒	東経	140 度	01 分	22 秒
(2)		40 度	17 分	52 秒		140 度	00 分	32 秒
(3)		40 度	18 分	28 秒		139 度	59 分	07 秒
(4)		40 度	18 分	59 秒		139 度	58 分	39 秒
(5)		40 度	15 分	51 秒		139 度	58 分	08 秒
(6)		40 度	12 分	12 秒		139 度	56 分	53 秒
(7)		40 度	11 分	44 秒		139 度	59 分	55 秒

(2) 秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域



表 区域の座標

座標番号	緯度						経度							
(1)	北緯	39	度	54	分	3	秒	東経	139	度	55	分	20	秒
(2)		39	度	52	分	2	秒		139	度	54	分	19	秒
(3)		39	度	51	分	13	秒		139	度	56	分	14	秒
(4)		39	度	48	分	47	秒		139	度	58	分	15	秒
(5)		39	度	48	分	1	秒		139	度	59	分	52	秒
(6)		39	度	47	分	35	秒		140	度	00	分	57	秒
(7)		39	度	47	分	46	秒		140	度	02	分	18	秒
(8)		39	度	53	分	35	秒		139	度	56	分	40	秒
(9)		39	度	53	分	19	秒		139	度	56	分	24	秒
(10)		39	度	53	分	10	秒		139	度	56	分	46	秒
(11)		39	度	53	分	25	秒		139	度	57	分	3	秒

発電設備等の設置に制約が生じる範囲



発電設備等の設置に制約が生じる範囲の座標値



座標番号	緯度			経度		
①	北緯	39 度 53 分 30.60 秒		東経	139 度 56 分 35.60 秒	
②		39 度 53 分 32.36 秒			139 度 56 分 29.33 秒	
③		39 度 51 分 30.89 秒			139 度 55 分 32.02 秒	
④		39 度 51 分 19.78 秒			139 度 55 分 58.10 秒	
⑤		39 度 53 分 16.23 秒			139 度 56 分 53.06 秒	
⑥		39 度 53 分 10.00 秒			139 度 56 分 46.00 秒	
⑦		39 度 53 分 19.00 秒			139 度 56 分 24.00 秒	
⑧		39 度 53 分 24.60 秒			139 度 56 分 57.01 秒	
⑨		39 度 50 分 59.75 秒			139 度 55 分 17.33 秒	
⑩		39 度 50 分 52.00 秒			139 度 55 分 45.00 秒	

※①～⑦は促進区域内の海域の座標値。

※②及び⑧～⑩は秋田県漁業協同組合提供座標値、⑥及び⑦は秋田県提供座標値。

※①及び③～⑤は船越水道の船舶通航海域境界と促進区域境界の交点の座標値を1／100秒単位で四捨五入した座標値であり、概ねの座標値を示したものの。

(3) 新潟県村上市及び胎内市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

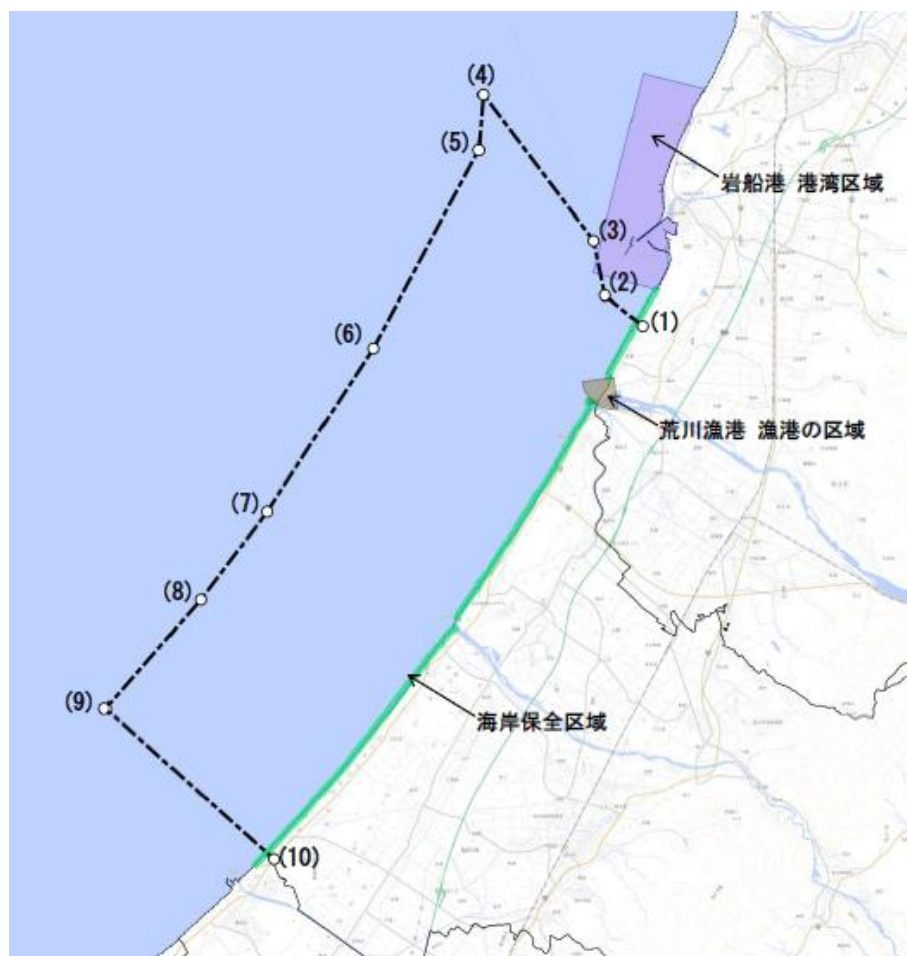
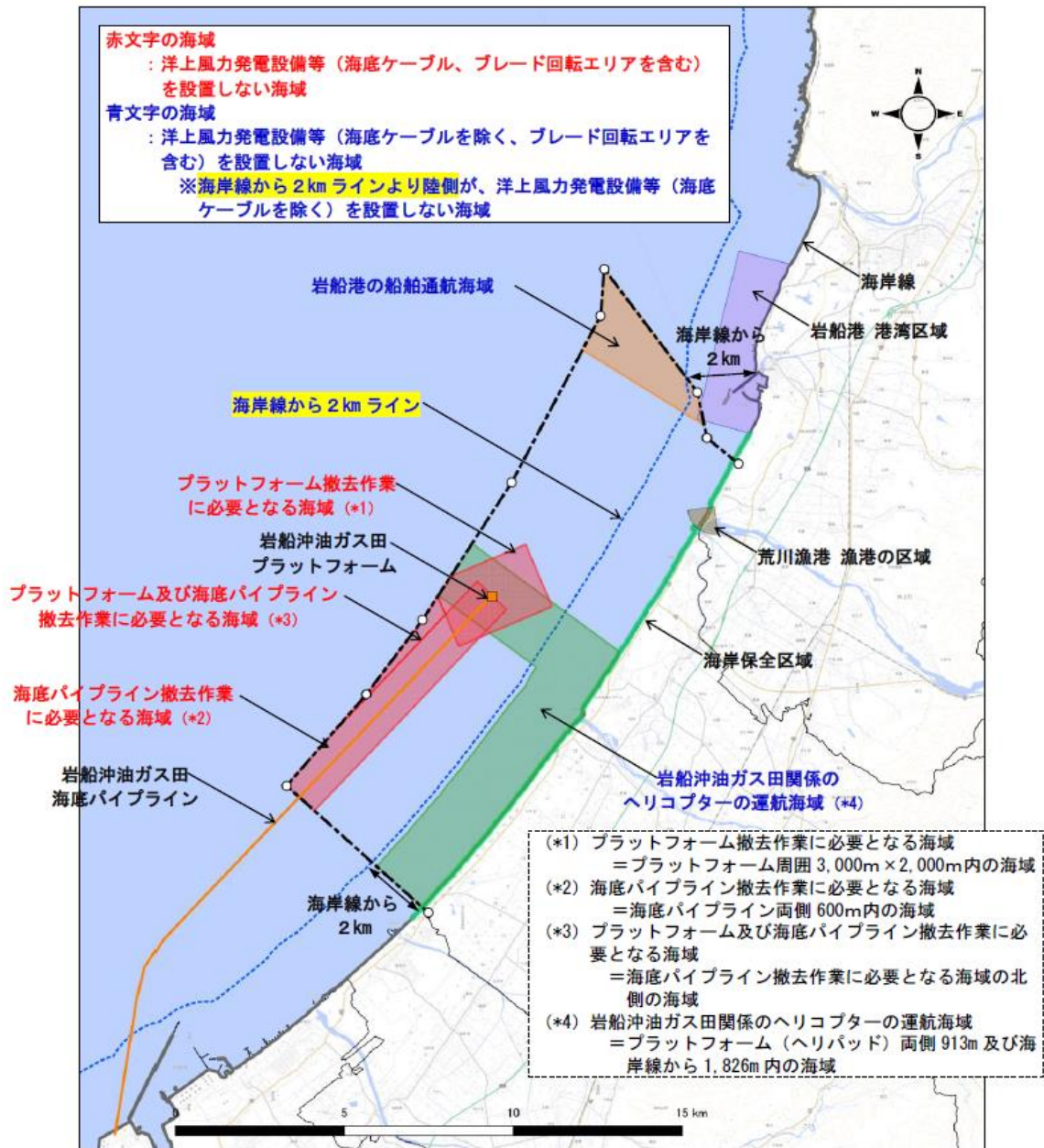


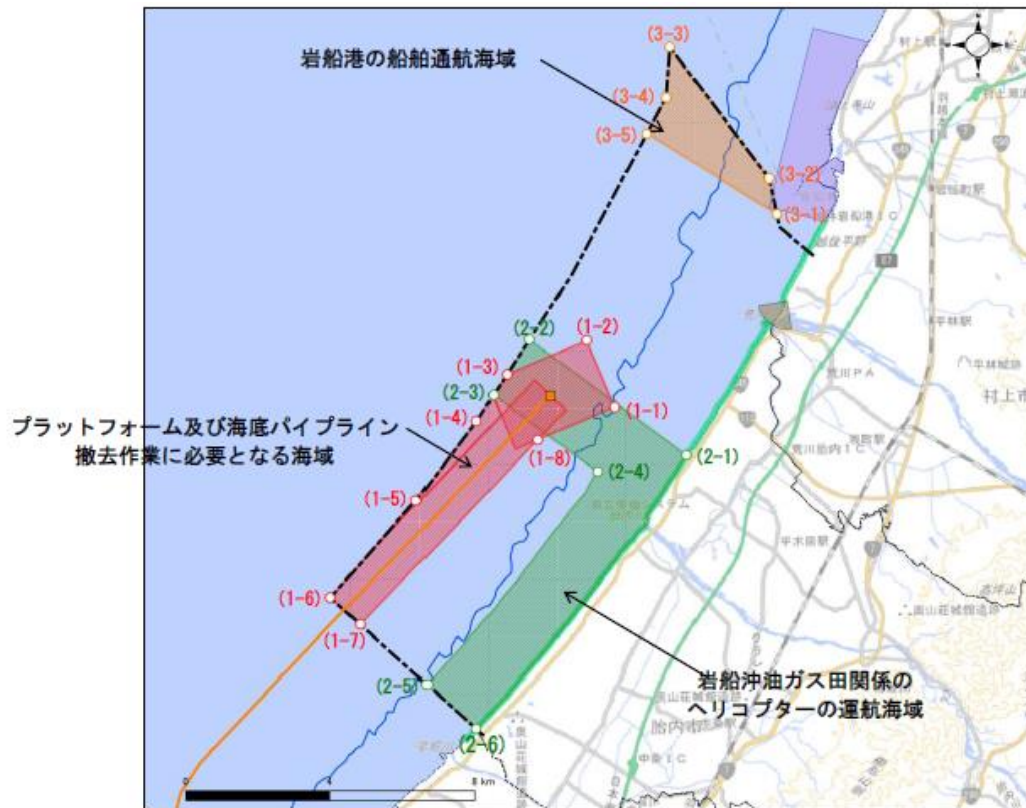
表 区域の座標

座標番号	緯度				経度			
(1)	北緯	38 度	10 分	1 秒	東経	139 度	25 分	19 秒
(2)		38 度	10 分	26 秒		139 度	24 分	41 秒
(3)		38 度	11 分	10 秒		139 度	24 分	30 秒
(4)		38 度	13 分	9 秒		139 度	22 分	38 秒
(5)		38 度	12 分	24 秒		139 度	22 分	33 秒
(6)		38 度	9 分	45 秒		139 度	20 分	43 秒
(7)		38 度	7 分	34 秒		139 度	18 分	53 秒
(8)		38 度	6 分	23 秒		139 度	17 分	44 秒
(9)		38 度	4 分	56 秒		139 度	16 分	6 秒
(10)		38 度	2 分	53 秒		139 度	18 分	57 秒

発電設備等の設置に制約が生じる範囲



発電設備等の設置に制約が生じる範囲の座標値



○プラットフォーム及び海底パイプライン撤去作業に必要となる海域
(洋上風力発電設備等(海底ケーブル、ブレード回転エリアを含む)を設置しない海域)

座標番号	緯度			経度		
(1-1)	北緯	38 度	7 分 45.6 秒	東経	139 度	21 分 30.7 秒
(1-2)		38 度	8 分 45.6 秒		139 度	20 分 59.3 秒
(1-3)		38 度	8 分 15.7 秒		139 度	19 分 28.0 秒
(1-4)		38 度	7 分 34.0 秒		139 度	18 分 53.0 秒
(1-5)		38 度	6 分 23.0 秒		139 度	17 分 44.0 秒
(1-6)		38 度	4 分 56.0 秒		139 度	16 分 6.0 秒
(1-7)		38 度	4 分 31.8 秒		139 度	16 分 39.7 秒
(1-8)		38 度	7 分 16.7 秒		139 度	20 分 2.3 秒

○岩船沖油ガス田関係のヘリコプターの運航海域

(洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く、ブレード回転エリアを含む)を設置しない海域)

座標番号	緯度	経度
(2-1)	北緯 38 度 7 分 1.5 秒	東経 139 度 22 分 52.6 秒
(2-2)	38 度 8 分 46.8 秒	139 度 19 分 54.1 秒
(2-3)	38 度 7 分 57.4 秒	139 度 19 分 12.6 秒
(2-4)	38 度 6 分 47.7 秒	139 度 21 分 10.7 秒
(2-5)	38 度 3 分 38.1 秒	139 度 17 分 54.3 秒
(2-6)	38 度 2 分 58.1 秒	139 度 18 分 49.9 秒

○岩船港の船舶通航海域

(洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く、ブレード回転エリアを含む)を設置しない海域)

座標番号	緯度	経度
(3-1)	北緯 38 度 10 分 38.0 秒	東経 139 度 24 分 38.0 秒
(3-2)	38 度 11 分 10.0 秒	139 度 24 分 30.0 秒
(3-3)	38 度 13 分 9.0 秒	139 度 22 分 38.0 秒
(3-4)	38 度 12 分 24.0 秒	139 度 22 分 33.0 秒
(3-5)	38 度 11 分 51.7 秒	139 度 22 分 10.6 秒

※上記の座標値は主要な地点の座標値を示したものであり、上記に掲げる各座標で囲まれた海域は概ねの海域の範囲を示すものである。

(4) 長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

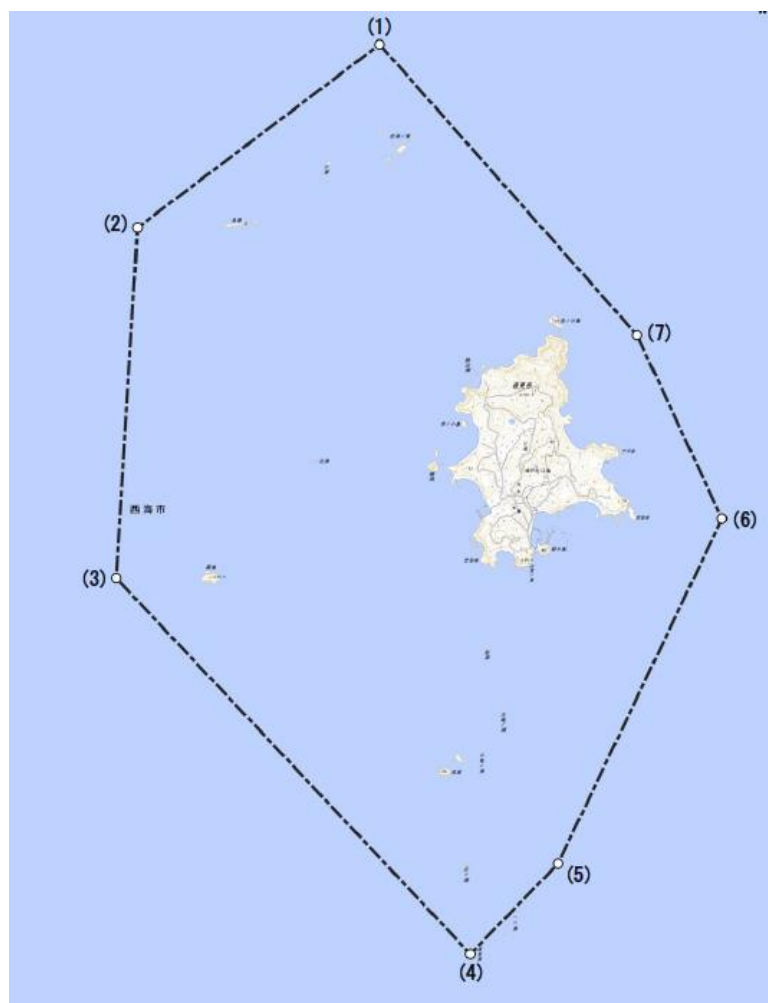
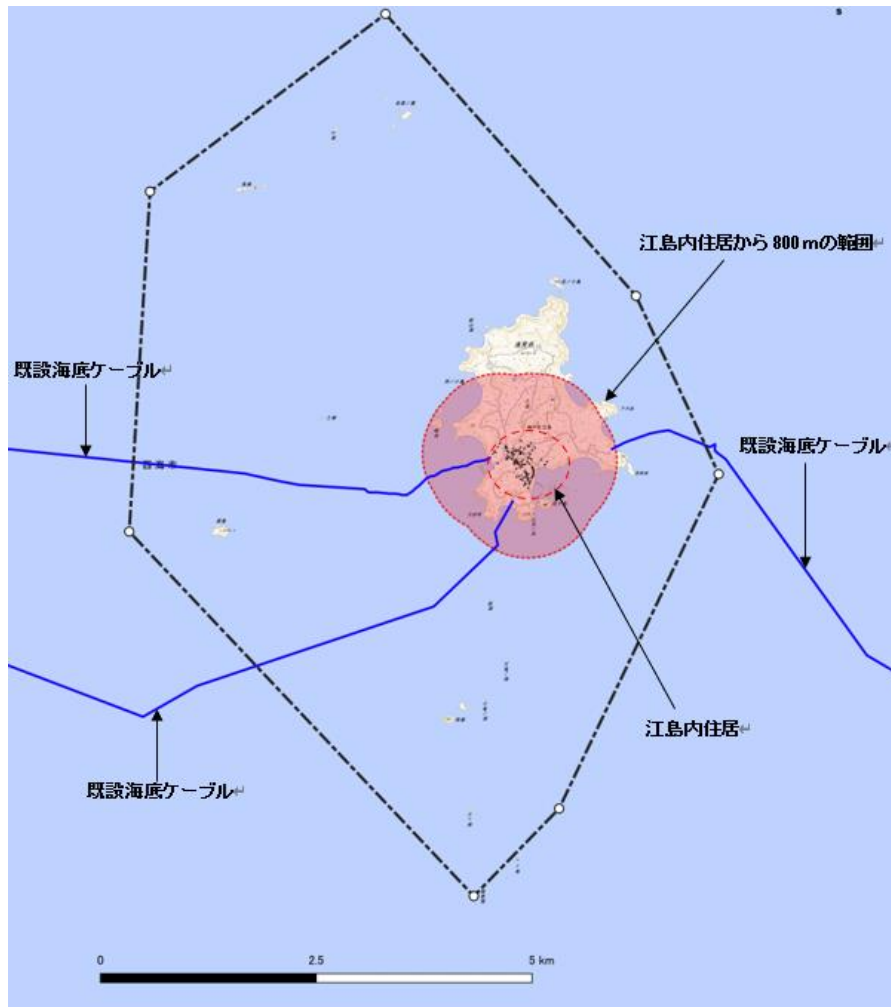


表 区域の座標

座標番号	緯度				経度			
(1)	北緯	33	度	3 分 2 秒	東経	129	度	19 分 56 秒
(2)		33	度	1 分 55 秒		129	度	18 分 11 秒
(3)		32	度	59 分 47 秒		129	度	18 分 2 秒
(4)		32	度	57 分 30 秒		129	度	20 分 36 秒
(5)		32	度	58 分 3 秒		129	度	21 分 14 秒
(6)		33	度	0 分 9 秒		129	度	22 分 25 秒
(7)		33	度	1 分 16 秒		129	度	21 分 48 秒

発電設備等の設置に制約が生じる範囲



（別添 2-1）秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見と りまとめ

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 17 日に秋田県八峰町及び能代市沖における協議会を設置し、秋田県八峰町及び能代市沖の区域について、法第 8 条第 1 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

秋田県八峰町及び能代市沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（3, 239.4ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ① 選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ② 選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「八峰町、能代市及び秋田県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ③ 協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年 5 月 17 日閣議決定）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の 4 つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して

海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ・ 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
- ・ 選定事業者は、洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること。

（例：以下のような地産地消に資する取組等

- ・ 地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力
- ・ 本事業で発電される電気を県内企業が活用するための検討
- ・ 再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動への協力）
- ・ 選定事業者は、港湾及びその周辺地域への洋上風力発電関連産業の立地に向け地元自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。

（選定事業者による協力の例：

- ・ 第２期秋田県新エネルギー産業戦略（改訂版）（令和４年３月）の重点プロジェクトとして掲げる各項目の実現に資する取組）
- ・ 選定事業者は、洋上風力発電設備の観光資源としての活用や、環境教育・広報のための利用（広報用資料や展示物の作成・設置、地元住民等への情報発信、地元教育機関の講義への講師派遣や研究への協力等）について配慮すること。
- ・ 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講ずること。基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力（kW）の規模に、kW当たりの単価（250 円）と公募占用計画の最大認定期間（30 年）を乗じた額、すなわち発電設備出力（kW）×250×30 で算定される額を目安とする。また、各年度の基金への出捐等の額、用途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。
- ・ 選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組みの実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ・ 八峰町及び能代市以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。
- ・ 選定事業者は、本海域における漁場の実態に基づき、漁業との協調・共生・振興策について関係漁業者と協議を行うこと。また、発電事業による漁業への影響について十分に

配慮するため、少なくとも建設工事の１年程度前から漁業影響調査に着手することとし、発電事業の開始後も継続して実施すること。調査の具体的方法及び時期については、協議会での議論や、別途開催する実務者会議における検討内容、並びに関係漁業者、学識経験者及び地元自治体の意見・助言を尊重すること。その際、内水面漁業への配慮も適切に行うこと。

- ・ 選定事業者は、漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること。

（３）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ・ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・ 選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内の水深１０ｍ以浅の海域には洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く。）を設置しないこと。
- ・ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことがないよう、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ・ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、電波環境に支障を及ぼすことがないよう、十分に配慮すること。

（４）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ・ 選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。特に、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当たっては、八峰町及び能代市の関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などと漁業の操業等について適切に調整すること。
- ・ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置をとること。

（例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。）

（５）発電事業の実施に当たっての留意点

- ・ 選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

- ・ 選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

（６）環境配慮事項について

- ・ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。
- ・ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- ・ 選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、超低周波音、鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

（７）その他

- ・ 今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。

（別添 2-2）秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会意見とりまとめ

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 25 日に秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会を設置し、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の区域について、法第 8 条第 1 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（5,315.3ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ① 選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ② 選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「男鹿市、潟上市、秋田市及び秋田県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ③ 協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年 5 月 17 日閣議決定）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の 4 つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている漁業者（以下「関係漁業者」という。）の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による

促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ① 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
- ② 選定事業者は、洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること。
- ③ 選定事業者は、港湾及びその周辺地域への洋上風力発電関連産業の立地に向け地元自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備の観光資源としての活用や、環境教育・広報のための利用について配慮すること。
- ⑤ 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を行うこと。
- ⑥ 基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力（kW）の規模に、kW 当たりの単価（250 円）と公募占用計画の最大認定期間（30 年）を乗じた額、すなわち発電設備出力（kW）×250×30 で算定される額を目安とする。
- ⑦ 各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。
- ⑧ 選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組の実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ⑨ 地元基礎自治体（「男鹿市、潟上市及び秋田市」をいう。）以外に基金を設置する場合には、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。
- ⑩ 選定事業者は、本海域における漁場の実態に基づき、漁業との協調・共生・振興策について関係漁業者等と協議を行うこと。また、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、建設工事前に２年間の漁業影響調査を実施することとし、発電事業の開始後も少なくとも３年間は継続して実施すること。調査の具体的方法及び時期については、協議会での議論や、協議会が提案する「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業に係る漁業影響調査手法」（別紙１）に留意するとともに、同調査手法において定める実務者会議での検討内容、並びに関係漁業者等、学識経験者及び地元自治体の意見・助言を尊重すること。その際、内水面漁業への配慮も適切に行うこと。

- ⑪ 選定事業者は、漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者等に対して必要な措置をとること。
- ⑫ 選定事業者は、地域や漁業との協調・共生策の提案に当たっては、上記①～⑩のほか、「４．洋上風力発電事業を通じた男鹿市、潟上市及び秋田市の将来像」の趣旨を踏まえること。

（３）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ① 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ② 選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内の水深 10m 以浅の海域には洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く。）を設置しないこと。また、海底ケーブルの設置に当たっては、漁業に支障を及ぼすことがないよう、十分な深さでの埋設を行う等、設置方式に配慮すること。なお、洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和２年３月版）では、海底ケーブル敷設時の埋設深さや位置の状態を適切に維持し確保することが求められている。同解説を踏まえ、適切に定期点検を実施すること。
- ③ 船越水道を航行する船舶の通航路における安全航行を確保するため、選定事業者は、別紙２において示す赤色のエリアには洋上風力発電設備等（海底ケーブル、ブレード回転エリアを除く。）を設置しないこと。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことがないよう、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ⑤ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ⑥ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、気象レーダーや電波受信環境等に支障を及ぼすことがないよう、気象庁及び放送事業者等と協議を行う等、十分に配慮すること。

（４）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ① 選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、周辺住民に対して、工事内容やスケジュールの周知を行うこと。
- ② 特に、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当たっては、関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行等と漁業の操業等について適切に調整すること。大きな騒音を伴う工事については、早朝や夜間の作業は避ける等、周辺住民の生活に十分配慮すること。

- ③ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置をとること。

（例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。）

（５）発電事業の実施に当たっての留意点

- ① 選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ② 選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、船舶の航行の安全を確保するための必要な支援を行うこと。
- ③ 選定事業者は、洋上風力発電設備等によって電波受信障害など地域住民の生活に影響が生じた場合の相談窓口として、あらかじめ対応窓口を明確化し、十分な周知を行うこと。また、影響が生じた場合においては、その内容について迅速に周知を行い、改善に向けた対応をとること。

（６）環境配慮事項について

- ① 選定事業者は、環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。
- ② 選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観等について適切に環境影響評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- ③ 選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、超低周波音、鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念される場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

（７）その他

今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。

4. 洋上風力発電事業を通じた男鹿市、潟上市及び秋田市の将来像

近年、本県の人口減少率は全国最大のペースで推移しているが、その要因の一つは、就職等に伴う若年層の県外流出であり、本県の少子化にも大きな影響を与えている。

県都秋田市を含む当地域も例外ではなく、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2045 年における当地域の 20～30 歳代人口の合計は、2015 年の約 45%にまで落ち込むものとされている。

こうした状況を踏まえ、県では、県政運営の指針である新秋田元気創造プラン（令和 4 年 3 月策定）において、人口減少問題の克服を最重要課題に位置付けているが、同プランの実施計画の一つである第 2 期秋田県新エネルギー産業戦略（令和 4 年 3 月改訂）では、県内企業の参入拡大や当地域への関連産業の集積等に向けた取組を推進することとしており、雇用創出による若年層の回帰・定着に寄与することが見込まれている。このほか、漁業・観光振興等への洋上風力発電施設の活用や、環境価値の地産地消・レジリエンスの強化等につながる再エネ電力の供給等、洋上風力発電を起点とした様々な取組が展開されることにより、当地域がカーボンニュートラルや S D G s の理念を体現するエリアとして存在感を持ちながら、将来にわたって持続的に発展していくことが期待される。

選定事業者は、これらの課題・期待を十分に理解した上で、地域・漁業との共存共栄の理念のもと、以下に掲げる取組等を通じて協調・共生策に取り組んでいく必要がある。

（１）地域振興策

- ① 本事業で発電される電気を県内企業や地域住民が活用するための検討や再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動等、地産地消に資する取組
- ② 地元自治体や教育機関、試験研究機関等との連携による研究開発に向けた取組のほか、地元教育機関への講師派遣等、人材育成及び地元雇用創出に資する取組
- ③ 地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力
- ④ 洋上風力発電施設を活用した観光ツアー造成への協力や教育旅行誘致への協力等、洋上風力発電事業を契機とした観光振興のほか、既存の観光資源の活性化等に資する取組
- ⑤ 広報用資料や展示物の作成・設置、選定事業者の運営する web サイト等を活用した地域住民への適時正確な情報発信
- ⑥ 船川港港湾ビジョン（令和 4 年 3 月策定）に掲げる取組や、基地港湾である秋田港やそれを補完する船川港の利活用等、地域の港湾振興に資する取組
- ⑦ その他、第 2 期秋田県新エネルギー産業戦略の重点プロジェクトとして掲げる各項目の実現に資する取組や地元自治体の総合計画等に掲げる各目標達成に資する洋上風力発電を活用した取組

（２）漁業振興策

- ① 漁業者の確保・育成に向けた取組や、継続的な漁業生産の安定化への支援等、若い世代が将来にわたって続けることができる持続可能な漁業の実現に資する取組
- ② 漁場造成や種苗放流、蓄養殖の推進、流入水域を含む漁場環境の保全等、水産資源の維持・増大に資する取組

- ③ 秋田の魚介類の販売促進活動等による県産水産物のブランド化及び販路拡大、観光と連携した漁業の推進等による漁業経営支援及び漁村の活性化
- ④ 地元自治体の整備計画に基づく漁港施設及び港湾区域における漁業施設の機能強化や水域施設の機能維持に係る協力・支援のほか、漁業生産活動及び水産物流通の拠点となる陸上施設の整備に係る支援
- ⑤ 漁業活動に起因する洋上風力発電施設等の毀損等が関係漁業者の故意の行為によらず生じた際に、漁業者の負担を極力軽減する対応の検討
- ⑥ ICTやAI等の先進技術を活用した、洋上風力発電設備等の気象海象データの関係漁業者との共有・連携や安全な操業の支援、漁業監視等、「スマート水産業」の実現による操業の効率化や利益最大化に向けた取組

(別添 2-3) 新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見と りまとめ

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 19 日に 新潟県村上市及び胎内市沖 における協議会を設置し、 新潟県村上市及び胎内市沖 の区域について、法第 8 条第 1 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

新潟県村上市及び胎内市沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（9,188.1ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

(1) 全体理念

- ① 選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ② 選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（村上市、胎内市及び新潟県をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ③ 協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年 5 月 17 日閣議決定）（以下「基本的な方針」という。）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の 4 つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている漁業者（以下「関係漁業者」という。）の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区

域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ① 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
- ② 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を行うこと。また、基金を原資とした地域や漁業との協調・共生策（基金の設置組織において使途が公開されるものに限る）の検討・実施に参画するとともに、公募占用計画の作成に当たっては、「４．洋上風力発電事業を通じた村上市及び胎内市の将来像」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ③ 基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力（kW）の規模に、kW 当たりの単価（250 円）と公募占用計画の最大認定期間（30 年）を乗じた額、すなわち発電設備出力（kW）×250×30 で算定される額を目安とする。
- ④ 各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項について、選定事業者は協議会構成員と必要な協議をすること。
- ⑤ 選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組の実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ⑥ 地方自治体以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。
- ⑦ 選定事業者は、本海域における漁場及び周辺河川での鮭漁や増殖事業の実態を踏まえ、漁業との協調・共生策を実施する際には海面及び内水面の両方の関係漁業者と協議を行うこと。
- ⑧ 発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、選定事業者は、新潟県村上市及び胎内市沖における協議会実務者会議（以下「実務者会議」という。）において検討した「新潟県村上市及び胎内市沖において実施する漁業影響調査の考え方」（別紙１）に記載の内容を十分に考慮したうえで、実務者会議における議論を経て、具体的な漁業影響調査内容を設計し、決定すること。また、漁業影響調査の実施に当たっては、実務者会議を通じて説明・報告を適時行うとともに、そこで出された意見・助言を尊重して取り組むこと。
- ⑨ 選定事業者は、漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること。

（３）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ① 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、埋設等を含めた設置方式についても関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ② 漁業との共存共栄の理念を実現するために、促進区域は海岸から３海里以内としたうえで、選定事業者は、促進区域内のおおむね水深２０ｍ以浅ないしはおおむね水深２０ｍ以浅の範囲で別途設定する海域には洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く。）を設置しないこと。また、海底ケーブルの設置に当たっては、漁業に支障を及ぼすことがないように、地下埋設を行う等、設置方式を配慮すること。
- ③ 岩船港を入出港する船舶の通航路における安全航行を確保するため、選定事業者は、通航路からの離隔距離を考慮するとともに、別紙２において示すオレンジ色のエリアには海底ケーブルを除く洋上風力発電設備等（ブレード回転エリアを含む）を設置しないこと。
- ④ 選定事業者は、促進区域内に位置する岩船沖油ガス田プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の操業に伴うヘリコプターの運航に支障を及ぼすことがないように、別紙２において示す緑色のエリアには海底ケーブルを除く洋上風力発電設備等（ブレード回転エリアを含む）を設置せず、また、プラットフォームと海底パイプラインの撤去作業に支障を及ぼすことがないように、別紙２において示す赤色のエリアには海底ケーブルを含む洋上風力発電設備等（ブレード回転エリアを含む）を設置しないこと。
- ⑤ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全、管理及びヘリコプターの安全運航に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ⑥ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ⑦ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、電波環境に支障を及ぼすことがないように、十分に配慮すること。
- ⑧ 選定事業者は、促進区域内には廃坑井が存在することが判明しているため、事業計画の際には、別に定める情報提供の手続きを行い廃坑井の情報を入手した上で、損傷等の影響を及ぼさない位置に設置すること。

（４）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ① 選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、鉱業権者、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うとともに、促進区域の周辺海域において本事業に係る船舶の航行並びに停泊及び停留等が生じる場合には、当該周辺海域の漁業者、船舶運航事業者、海上保安部に対して適切な対応を行うこと。特に、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当

たっては、先行利用者である関係漁業者及び鉱業権者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などと漁業の操業等について適切に調整すること。

- ② 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置をとること。

（例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。）

（５）発電事業の実施に当たっての留意点

- ① 選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、鉱業権者、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ② 選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、鉱業権者、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

（６）環境配慮事項について

- ① 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。
- ② 選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- ③ 選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、超低周波音、鳥類、海生生物、海岸浸食等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。また、環境影響評価の結果や環境監視、事後調査の状況等については、協議会構成員に適時報告すること。

（７）その他

- ① 今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。
- ② 選定事業者は、本協議会の構成員のみならず、広く地域社会と関係性を構築していくことになる点に鑑み、促進区域の周辺における地域の関係者からの問合せ等に対しても丁寧な対応を行うこと。

４．洋上風力発電事業を通じた村上市及び胎内市の将来像

当該区域に面する村上市と胎内市は、新潟県北部に位置し、日本海に面した海岸線は、水産資源に恵まれた漁場を有している。

また、周辺の河川では古くから鮭漁が盛んであり、これが村上地域の「鮭文化」という独自の地域資源を育んでいる。このような村上市・胎内市沿岸の海面漁業と内水面漁業の取組によって、当地域の水産業が形成されている。

地域においては、人口減少や少子高齢化が進み、若い世代の転出に伴う市内産業の人材不足や地域活動の担い手不足が顕在化しており、大きな課題となってきた。一方で、地球温暖化を抑止することを大切な環境課題と捉え、再生可能エネルギーの利用促進を重要なテーマに据えて、地域特性を活かした洋上風力発電事業の誘致に積極的に取り組んでいる。このことによって、この地で暮らす人々と生まれ育つ人々が環境を大切に考えるようになり、ひいてはそれがこの地域における「シビックプライド」の醸成にもつながっていくことを企図している。そして、洋上風力発電事業が現実のものとなれば、産業の振興、雇用確保、魅力ある観光スポットが生まれること等も波及効果として見込まれ、将来を見据えた持続可能なまちづくりに資するものと期待するところである。

すなわち、発電事業の実施と並行して、以下に例示するような取組を行っていくことを通じて、将来にわたって当地域を活性化していくこと、及び持続可能な漁業体制を構築していくことが期待される。

（１）地域振興策

- ① 洋上風力発電に関する地元企業への積極的な情報提供を通じた、地域における新産業の育成や関連する雇用の確保
- ② 地元を活用したサプライチェーンの構築による、持続性のある地域産業との関係性の構築
- ③ 洋上風力発電事業における地元港湾の積極的な活用を通じた、港湾地域の活性化
- ④ 洋上風力発電事業を契機とした観光振興や環境教育の活性化

（２）漁業振興策

- ① 水産資源管理や漁獲量把握等の情報を漁業関係者と共有・連携することによる漁獲量や水揚げ量の増加、漁業操業の効率化推進による利益最大化等の漁業経営基盤の強化
- ② 漁業環境の整備や担い手の育成、地場産水産物の販売力強化や消費拡大を通じた継続的な漁業運営
- ③ 鮭を中心とした孵化増殖事業や鮭漁の見学等の取組の支援・推進及び鮭文化の保全・発展

選定事業者は、当地域のこのような課題認識や期待を念頭に置いたうえで、本事業によって洋上風力発電と地域・漁業との共存共栄が達成されるよう、発電事業と併せて協調・共生策に取り組んでいく必要がある。

（別添 2-4）長崎県西海市江島沖における協議会意見とりまとめ**1. はじめに**

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年4月23日に長崎県西海市江島沖における協議会を設置し、長崎県西海市江島沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

長崎県西海市江島沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添の図面及び座標（3,983.8ha）のとおり、着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項**（1）全体理念**

- ① 選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ② 選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「西海市及び長崎県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ③ 協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年5月17日閣議決定）（以下「基本的な方針」という。）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ① 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、地域や漁業者などと十分なコミュニケーションを図り、信頼関係の構築と発電事業の安全性確保に向けて適切な対応を行うこと。
- ② 選定事業者は、本海域における洋上風力発電事業が日本の離島振興モデルとなることを目指して、地元自治体が江島の人口減少対策や生活面での利便性向上等に向けて、江島の振興に関する計画を策定する際には、その検討に協力すること。
- ③ 選定事業者は、洋上風力発電による電力の地域における利用に関し、地元自治体による災害時の電力供給確保に関する防災計画の検討・策定等に協力すること。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置・維持管理における地場産業との連携等に関し、地元自治体からの協議に応じるとともに、発電事業の実施に支障を及ぼさない範囲で協力を行うこと。
- ⑤ 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、発電事業で得られた利益の地域（主として本件の影響を最も受ける江島漁業者及び島民）への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を行うこと。また、地域や漁業との協調・共生策（当該海域における漁業等の持続的発展のための環境整備、先進技術の活用等による生活の質の向上に向けた取組等として、基金の設置組織において使途が公開されるものに限る）の検討・実施に参画するとともに、公募占用計画の作成にあたっては、「４．おわりに」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ⑥ 基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力（kW）の規模に、kW 当たりの単価（250 円）と公募占用計画の最大認定期間（30 年）を乗じた額、すなわち発電設備出力（kW）×250×30 で算定される額を目安とする。
- ⑦ 各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項について、選定事業者を含む協議会構成員は、協議会の場で必要な協議を行うこと。また、協議会の構成員である西海市が、必要な協議に向けて、基金の活用に関する地元住民等との意見交換を行う場を設置した場合は、選定事業者はこの意見交換の場に参加すること。
- ⑧ 選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組みの実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性を確保しなければならない。また、効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ⑨ 地方自治体以外に基金を設置する場合（例えば、新たに財団法人を設置する等）は、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。
- ⑩ 発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、選定事業者は、少なくとも建設工事の１年程度前から漁業影響調査を開始すること。調査の具体的方法及び時期に

については、選定事業者の決定後に協議会における意見・助言を踏まえて決定する。漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合には、選定事業者は関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること。

（３）洋上風力発電設備等の設置位置の検討における留意点

- ① 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に伴う海底送電線及び通信ケーブル（以下「海底送電線等」という。）の敷設に当たり、既設の海底ケーブルの保全及び管理に支障を及ぼすことがないよう、これら既設の施設の管理者と十分な協議を行うとともに、海底送電線等の経路や陸揚げ地点における関係漁業者に丁寧に説明し、協議すること。なお、海底送電線等の敷設ルートは、西海市本土方面から陸揚げすることを基本として検討を行うこと。
- ② 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体と協議し、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ③ 選定事業者は、島内居住者に対する騒音等の影響を防止する観点から、江島島内の住宅から８００ｍ以内の海域には洋上風力発電設備等（海底送電線等を除く。）を設置しないこと。

（４）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ① 選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体へ丁寧に説明し、協議すること。特に、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工に当たっては、西海市江島地区の関係漁業者に対して丁寧に説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などについて、漁業の操業等と適切に調整すること。
- ② 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存の海洋における設置物へ被害が及ばないように、必要な措置をとること。
（例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。）

（５）発電事業の実施に当たっての留意点

- ① 選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体に対して丁寧に説明し、協議を行うこと。

- ② 選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体に対して、丁寧に説明し、協議を行うこと。

（６）環境配慮事項について

- ① 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。
- ② 選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、振動、風車の影、鳥類、海生生物、海洋環境、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- ③ 選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、振動、鳥類、海生生物、海洋環境等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ④ 選定事業者は、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産からの眺望について、関係機関と十分な協議を行うとともに、遺産影響評価を行った上で、世界文化遺産の「顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）」に影響しない事業計画とすること。なお、遺産影響評価の結果については、ユネスコ世界遺産センターへ提出する必要があることから、選定後速やかに遺産影響評価に取り組むこと。

（７）その他

今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じた場合、本協議会を開催し、協議や情報共有を行うこと。

４．おわりに ―洋上風力発電事業を通じた江島の将来像―

江島は、過疎化が進行するとともに、少子化に伴う小中学校の廃校問題といった後戻りできない事態に直面しつつある。また、主要産業である漁業については、豊かな漁場がある反面、島民の減少と連動し、事業継続等の面において、厳しい状況に直面している。こうした状況を大きく改善し得る、潜在力あるプロジェクトが長崎県西海市江島沖における洋上風力発電事業である。この事業を通じて、（１）漁業振興策として、①海産資源をしっかりと守り育てていく取組、②江島で漁業を始めた人が継続的に漁業に従事できるような環境整備、③水揚げ高増加につながる取組等の実施が期待される。また、（２）地域振興策としては、①風車の維持・管理の一端を担う拠点整備に加えて、②島民や移住者といった地域コミュニティが交流する場の整備が期待される。さらに、（３）ＩＣＴ等の様々な先進技術を活用した島民の生活の質の向上、高付加価値農産品

の栽培等を含む新たな地元就業環境の創出、テレワークを活用したワーケーションといった多様な働き方を実現するフィールドとして、江島のいわば“スマートアイランド化”を目指す。

このような江島の振興に係るプロジェクトが早期に実現することで、江島へ移住・定着される人が徐々に増加していくこと、加えて、江島が将来にわたってライフステージに応じ、安心して快適な生活圏となることが強く期待される。

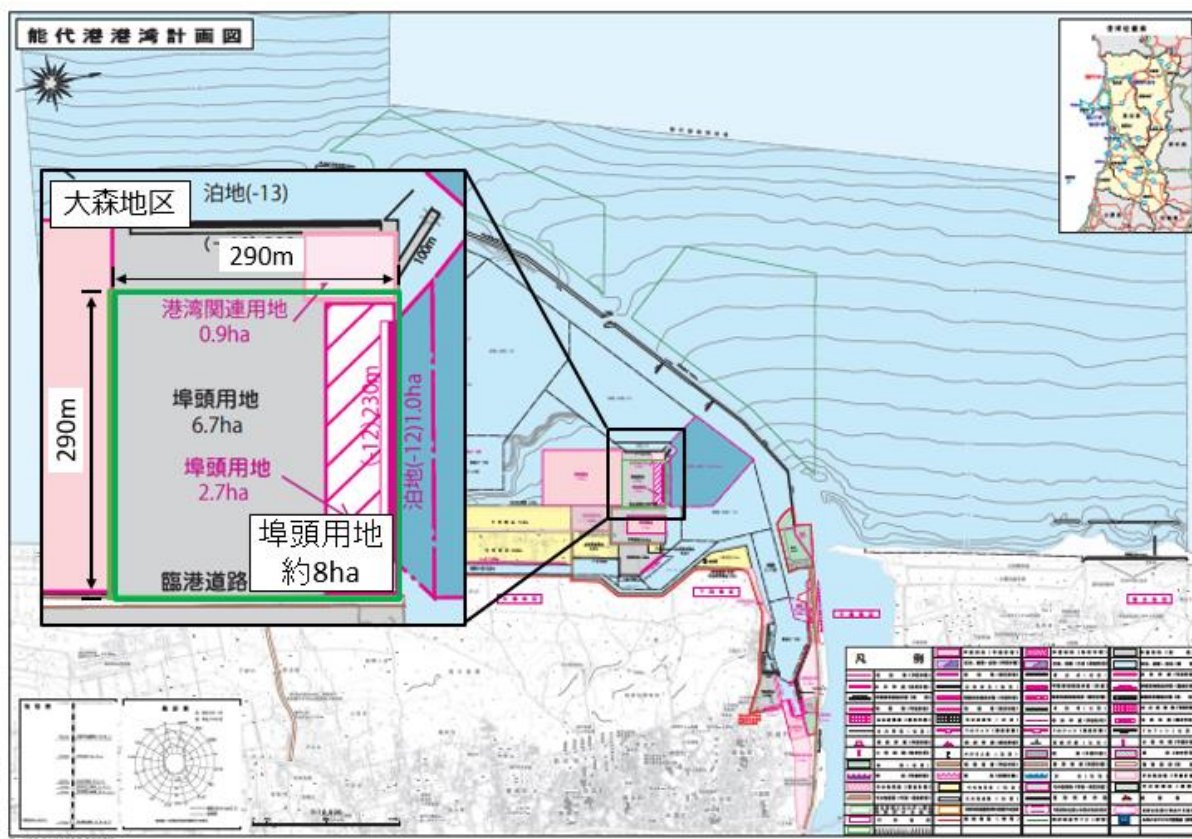
選定事業者は、このような江島を取り巻く情勢を念頭に置いたうえで、本事業が日本における一つの先進的な離島振興モデルとなることを目指し、発電事業と併せて協調・共生策に取り組んでいく必要がある。

(別添 3) 促進区域と一体的に利用できる港湾

1. 能代港の利用について

(港湾・埠頭名及びその諸元)

- ・ 能代港大森埠頭、岸壁水深 10m、岸壁延長 180m、最大耐荷重 約 35t/m²、利用可能面積 約 8 ha (背後の荷さばき地含む。)



(利用可能期間)

- ・ 港湾法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、当該埠頭を独占排他的に利用することのできる期間は下表のとおりとする。

利用目的	利用可能期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間及び令和11年4月1日から令和16年3月31日までの期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去工事	令和28年4月1日から令和33年9月30日までの期間及び令和35年7月1日から令和37年9月30日までの期間

- ・全ての公募参加者は、当該埠頭における上記の利用可能期間以外の期間において、本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は撤去工事（設置工事又は撤去工事を行うためのヤード整備、資機材搬入等の事前準備及び原状回復工事を含む。）を行うことを前提とした公募占用計画を提出することができない。

（貸付料等）

- ・東北地方整備局、秋田県及び選定事業者の３者で、最長30年の賃貸借契約を締結する。賃貸借契約の内容は、原則として、国土交通省HPに掲載の賃貸借契約書のフォーマット「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」のとおりとする。

（https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000068.html）

- ・東北地方整備局へ支払う貸付料は50億円（最長20年の均等分割払い）、秋田県へ支払う貸付料は50億円（最長20年の均等分割払い）を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする（他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。）。詳細は上記賃貸借契約書（案）を参照すること。

注）上記金額は施設整備に要する費用と埠頭の利用可能面積をもとに算定したものであるが、施設整備等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうる。

- ・公募占用計画に費用として計上する東北地方整備局及び秋田県へ支払う貸付料の額について、出力量按分において前提とする他の風力発電事業者の出力量及び賃貸借契約の開始時期は以下のとおりとする。なお、あくまで評価の公平性の観点から一定の仮定における前提条件を示すものであり、他の風力発電事業者の賃貸借契約の締結状況等によって本公募における選定事業者が支払うべき貸付料の額は変動する可能性がある。

他の風力発電事業者の出力量	賃貸借契約の開始時期
494.0MW	令和８年４月

（貸付期間）

最長 30 年間

（留意事項）

- ・能代港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。なお、上記埠頭

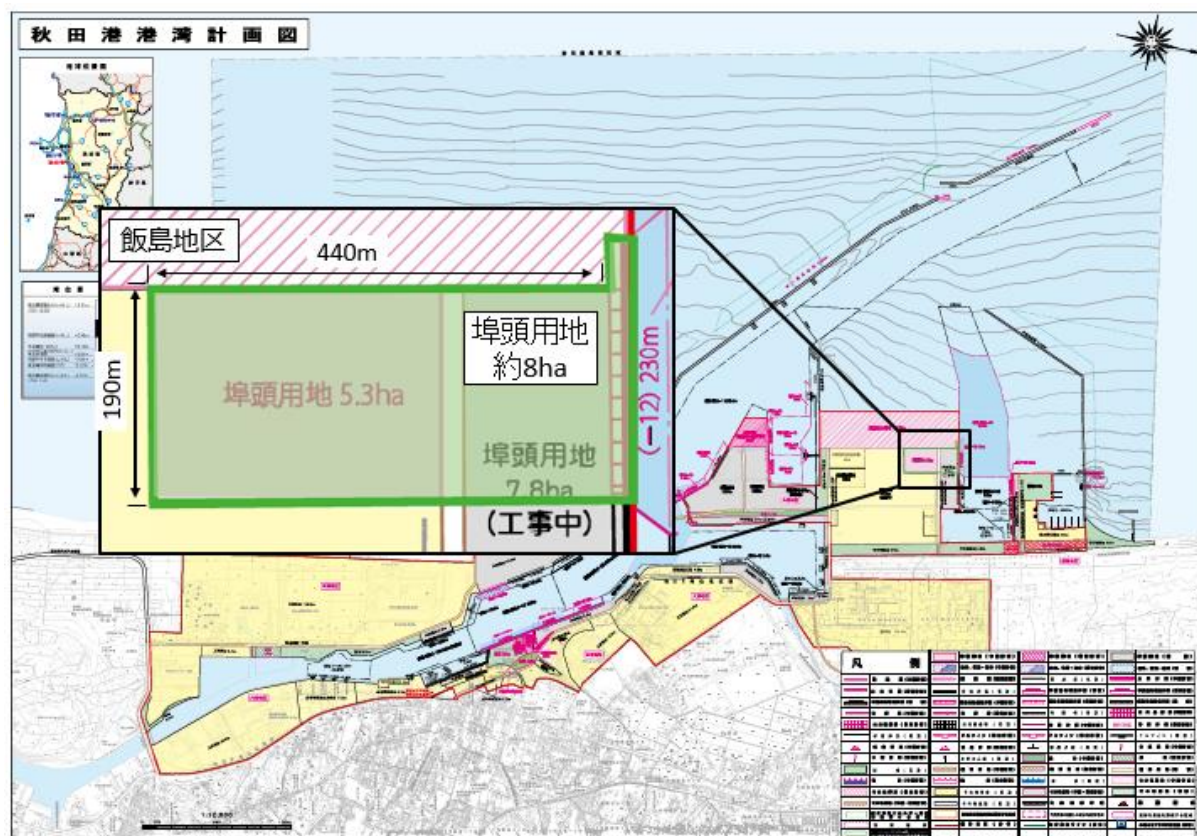
を令和6年度に利用する場合には、在来貨物利用者との調整が必要であることから、必要に応じて、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）へ相談すること。

- ・港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者に確認すること。
- ・公募参加時点においては、上記埠頭における他の借受者（公募参加者自らを含む。）が整備するヤード設備の一部又は全部を承継することや、原状回復を行わないことを前提とした公募占用計画の提出は認められない。また、全ての公募参加者は、ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること。なお、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第24条及び第34条の規定を参照すること。
- ・上記埠頭を利用する場合、事業者の選定後、選定事業者は、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）と締結すること。
- ・本公募の対象区域のうち、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」以外の区域に係る洋上風力発電設備の建設、維持管理のために上記埠頭を利用することは認められない。
- ・港湾施設の賃貸借契約を締結する場合、選定事業者は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）に基づく措置を講じる必要があるため、東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）と余裕をもって調整すること。

2. 秋田港の利用について

(港湾・埠頭名及びその諸元)

- ・秋田港飯島埠頭、岸壁水深 11m、岸壁延長 190m、最大耐荷重 約 35t/m²、利用可能面積 約 8 ha（背後の荷さばき地含む。）。



(利用可能期間)

- ・港湾法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、当該埠頭を独占排他的に利用することのできる期間は下表のとおりとする。

利用目的	利用可能期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事	令和6年1月1日から令和10年2月29日までの期間及び令和13年4月1日から令和16年3月31日までの期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去工事	令和28年4月1日から令和33年9月30日までの期間及び令和36年1月1日から令和37年9月30日までの期間

- ・全ての公募参加者は、当該埠頭における上記の利用可能期間以外の期間において、本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は撤去工事（設置工事又は撤去工事を行うためのヤード整備、資機材搬入等の事前準備）

備及び原状回復工事を含む。)を行うことを前提とした公募占用計画を提出することができない。

(貸付料等)

- ・東北地方整備局、秋田県及び選定事業者の3者で、最長30年の賃貸借契約を締結する。賃貸借契約の内容は、原則として、国土交通省HPに掲載の賃貸借契約書のフォーマット「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」のとおりとする。

(https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000068.html)

- ・東北地方整備局へ支払う貸付料は15億円(最長20年の均等分割払い)、秋田県へ支払う貸付料は25億円(最長20年の均等分割払い)を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする(他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。)。詳細は上記賃貸借契約書(案)を参照すること。

注) 上記金額は施設整備に要する費用と埠頭の利用可能面積をもとに算定したものであるが、上記賃貸借契約書(案)第11条第1項の規定により、今後の変更がありうる。

- ・公募占用計画に費用として計上する東北地方整備局及び秋田県へ支払う貸付料の額について、出力量按分において前提とする他の風力発電事業者の出力量及び賃貸借契約の開始時期は以下のとおりとする。なお、あくまで評価の公平性の観点から一定の仮定における前提条件を示すものであり、他の風力発電事業者の賃貸借契約の締結状況等によって本公募における選定事業者が支払うべき貸付料の額は変動する可能性がある。

他の風力発電事業者の出力量	賃貸借契約の開始時期
138.6MW	令和3年4月
845.0MW	令和10年3月

(貸付期間)

最長30年間

(留意事項)

- ・秋田港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者(秋田県)に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。
- ・港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細に

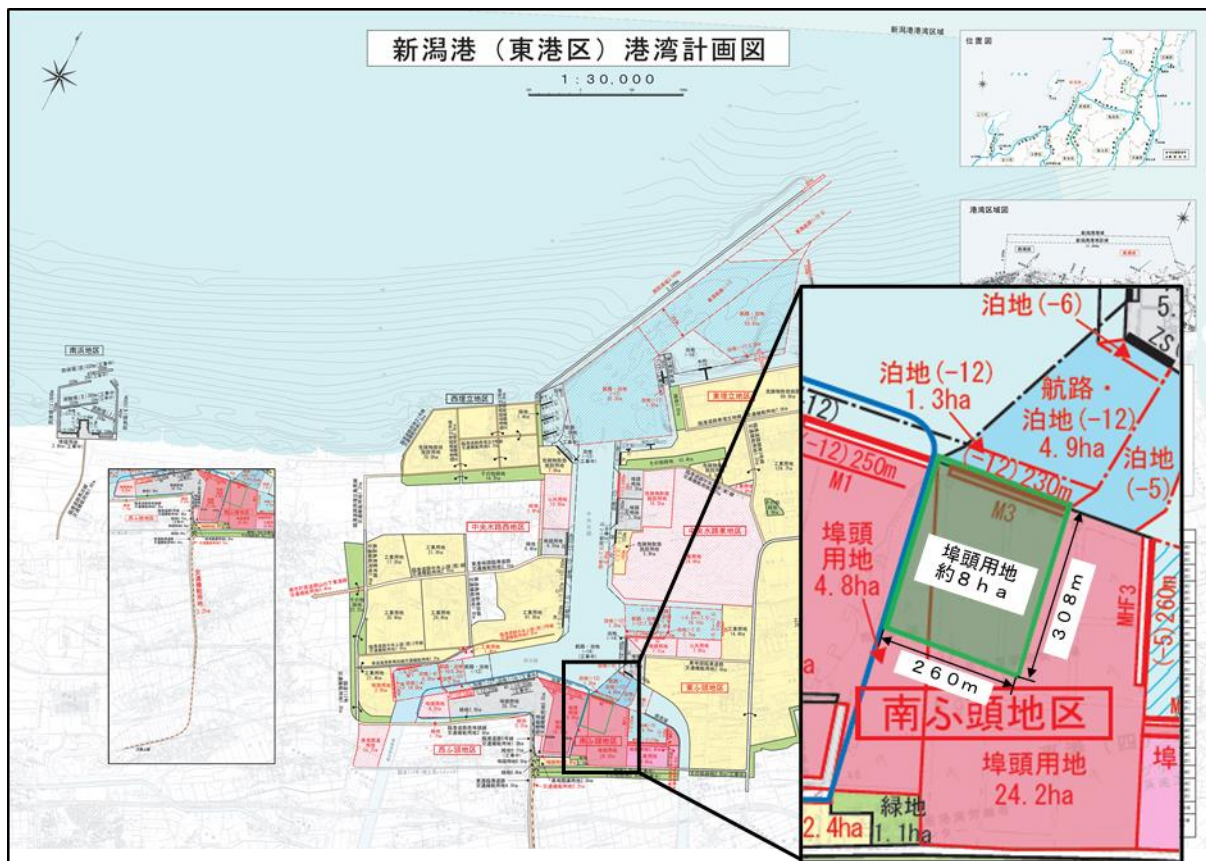
については、港湾管理者に確認すること。

- ・公募参加時点においては、上記埠頭における他の借受者（公募参加者自らを含む。）が整備するヤード設備の一部又は全部を承継することや、原状回復を行わないことを前提とした公募占用計画の提出は認められない。また、全ての公募参加者は、ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること。なお、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第 24 条及び第 34 条の規定を参照すること。
- ・上記埠頭を利用する場合、事業者の選定後、選定事業者は、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）と締結すること。
- ・本公募の対象区域のうち、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」以外の区域に係る洋上風力発電設備の建設、維持管理のために上記埠頭を利用することは認められない。
- ・港湾施設の賃貸借契約を締結する場合、選定事業者は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）に基づく措置を講じる必要があるため、東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）と余裕をもって調整すること。

3. 新潟港の利用について

(港湾・埠頭名及びその諸元)

- ・新潟港（東港区）南ふ頭地区、岸壁水深 12m、岸壁延長 230m、最大耐荷重 約 35t/m²、利用可能面積 約 8 ha（背後の荷さばき地含む。）。



(利用可能期間)

- ・港湾法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、当該埠頭を独占排他的に利用することのできる期間は下表のとおりとする。

利用目的	利用可能期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事	令和9年4月1日から令和16年3月31日までの期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去工事	令和28年4月1日から令和37年9月30日までの期間

- ・全ての公募参加者は、当該埠頭における上記の利用可能期間以外の期間において、本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は撤去工事（設置工事又は撤去工事を行うためのヤード整備、資機材搬入等の事前準備及び原状回復工事を含む。）を行うことを前提とした公募占用計画を提出することができない。

(貸付料等)

- ・北陸地方整備局、新潟県及び選定事業者の3者で、最長30年の賃貸借契約を締結する。賃貸借契約の内容は、原則として、国土交通省HPに掲載の賃貸借契約書のフォーマット「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」のとおりとする。

(https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000068.html)

- ・北陸地方整備局へ支払う貸付料は75億円（最長20年の均等分割払い）、新潟県へ支払う貸付料は90億円（最長20年の均等分割払い）を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする（他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。）。詳細は上記賃貸借契約書（案）を参照すること。

注）上記金額は施設整備に要する費用と埠頭の利用可能面積をもとに算定したものであるが、施設整備等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうる。

- ・公募占用計画に費用として計上する北陸地方整備局及び新潟県へ支払う貸付料の額について、出力量按分において前提とする他の風力発電事業者の出力量及び賃貸借契約の開始時期は以下のとおりとする。なお、あくまで評価の公平性の観点から一定の仮定における前提条件を示すものであり、他の風力発電事業者の賃貸借契約の締結状況等によって本公募における選定事業者が支払うべき貸付料の額は変動する可能性がある。

他の風力発電事業者の出力量	賃貸借契約の開始時期
350.0MW（想定）	令和12年4月（想定）

(貸付期間)

最長30年間

(留意事項)

- ・新潟港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省北陸地方整備局及び港湾管理者（新潟県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。なお、新潟港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、新潟県村上市及び胎内市沖の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。
- ・港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細に

については、港湾管理者に確認すること。

- ・公募参加時点においては、上記埠頭における他の借受者（公募参加者自らを含む。）が整備するヤード設備の一部又は全部を承継することや、原状回復を行わないことを前提とした公募占用計画の提出は認められない。また、全ての公募参加者は、ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること。なお、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第 24 条及び第 34 条の規定を参照すること。
- ・上記埠頭を利用する場合、事業者の選定後、選定事業者は、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を北陸地方整備局及び港湾管理者（新潟県）と締結すること。
- ・本公募の対象区域のうち、「新潟県村上市及び胎内市沖」以外の区域に係る洋上風力発電設備の建設、維持管理のために上記埠頭を利用することは認められない。
- ・港湾施設の賃貸借契約を締結する場合、選定事業者は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）に基づく措置を講じる必要があるため、北陸地方整備局及び港湾管理者（新潟県）と余裕をもって調整すること。

(港湾・埠頭名及びその諸元)

- [illegible]

- ・ 港灣法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、当該埠頭を独占排他的に利用することのできる期間は下表のとおりとする。

- ・全ての公募参加者は、当該埠頭における上記の利用可能期間以外の期間において、本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は撤去工事（設置工事又は撤去工事を行うためのヤード整備、資機材搬入等の事前準備

備及び原状回復工事を含む。)を行うことを前提とした公募占用計画を提出することができない。

(貸付料等)

- ・九州地方整備局、北九州市及び選定事業者の3者で、最長30年の賃貸借契約を締結する。賃貸借契約の内容は、原則として、国土交通省HPに掲載の賃貸借契約書のフォーマット「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」のとおりとする。

(https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000068.html)

- ・九州地方整備局へ支払う貸付料は70億円(最長20年の均等分割払い)、北九州市へ支払う貸付料は75億円(最長20年の均等分割払い)を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする(他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。)。詳細は上記賃貸借契約書(案)を参照すること。

注) 上記金額は施設整備に要する費用と埠頭の利用可能面積をもとに算定したものであるが、施設整備等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうる。

- ・公募占用計画に費用として計上する九州地方整備局及び北九州市へ支払う貸付料の額について、出力量按分において前提とする他の風力発電事業者の出力量及び賃貸借契約の開始時期は以下のとおりとする。なお、あくまで評価の公平性の観点から一定の仮定における前提条件を示すものであり、他の風力発電事業者の賃貸借契約の締結状況等によって本公募における選定事業者が支払うべき貸付料の額は変動する可能性がある。

他の風力発電事業者の出力量	賃貸借契約の開始時期
220.0MW	令和6年度中(想定)

(貸付期間)

最長30年間

(留意事項)

- ・北九州港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省九州地方整備局及び港湾管理者(北九州市)に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。
- ・港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者に確認すること。

- ・公募参加時点においては、上記埠頭における他の借受者（公募参加者自らを含む。）が整備するヤード設備の一部又は全部を承継することや、原状回復を行わないことを前提とした公募占用計画の提出は認められない。また、全ての公募参加者は、ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること。なお、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第 24 条及び第 34 条の規定を参照すること。
- ・上記埠頭を利用する場合、事業者の選定後、選定事業者は、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）と締結すること。
- ・本公募の対象区域のうち、「長崎県西海市江島沖」以外の区域に係る洋上風力発電設備の建設、維持管理のために上記埠頭を利用することは認められない。
- ・港湾施設の賃貸借契約を締結する場合、選定事業者は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）に基づく措置を講じる必要があるため、九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）と余裕をもって調整すること。

5. 上記1～4に共通する事項

- ・港湾の利用に当たって、騒音等による影響が出ないように、港湾管理者及び港湾協力団体等が実施する港湾周辺地域の良好な環境の形成等にも配慮しながら港湾を活用すること。
- ・上記1～4に示す埠頭のうち、同一の促進区域に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事のために複数の埠頭を利用することを前提とした公募占用計画の作成は認められない。
- ・上記1～4に示す埠頭を海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事のために利用する場合には、当該促進区域に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去工事については同一の埠頭又は上記1～4以外の港湾の埠頭の利用を前提とした公募占用計画を作成することとする。
- ・同一の公募参加者（※）が複数の促進区域の公募に参加する場合には、当該参加者が作成する複数の公募占用計画において、同一埠頭における利用期間が重複することは認められない。

（※）共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一の公募参加者とする

6. 上記1～4以外の港湾の利用について

- ・上記の港湾に加え、利用形態に関わらず、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することは可能とする。この場合には、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付すること。

（別添 4）公募参加資格

本公募の参加資格は、以下 1 から 3 の要件を全て満たすこととする。

- 1 公募占用計画が、再エネ特措法施行規則第 5 条（同条第 1 項第 2 号、第 2 号の 2、第 8 号の 2、第 8 号の 5、第 9 号から第 10 号の 2 及び第 10 号の 3 から第 12 号の 2 並びに第 2 項第 2 号、第 5 号から第 7 号の 3 及び第 9 号を除く。）及び第 5 条の 2（同条第 1 号及び第 2 号を除く。）に規定する基準に適合するものであること。

この場合において、再エネ特措法施行規則第 5 条及び第 5 条の 2 中「当該認定の申請」とあるのは「当該公募占用計画」と、「再生可能エネルギー発電事業計画」とあるのは「公募占用計画」と、「環境影響評価（環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定する環境影響評価をいう。第 12 号ロにおいて同じ。）を行っている場合にあっては、」とあるのは「環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 4 項に規定する対象事業に該当する場合にあっては」と読み替えるものとする。

- 2 申請者が、次のいずれにも該当する者であること

- (1) 国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること。

（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当すること）。

- (2) 国内外における海洋土木工事の実績（公募開始日から 10 年以内に行われた実績に限る。国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事に限る。）があること。（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む。なお、協力企業を活用する場合は、当該企業の関心表明書【様式 3-2-4】を提出すること。）

- (3) 事業実施のための資金的裏付けがあること。

（プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合）

金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績及び LOI 等があること。

（自己資本による調達を予定する場合）

以下の内容が記載された事業者名義の誓約書があること。

- ① 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
- ② また、外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

- 3 申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと）

- (1) 法、再エネ特措法又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(2) 法人であって、その役員のうち(1)に該当する者があるもの

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法第 17 条に基づく更正手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て

イ 経済産業省本省及び国土交通省本省により、現に指名停止措置を受けている者

ウ 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者

エ 法人税の滞納者

オ 同一の促進区域の公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者

カ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(カ) 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

キ 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないこととされている者

(ア) 法第 21 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取り消しを受けた者

(イ) 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者が自ら確保した系統を承継しなかった者

(ウ) 国による促進区域指定のための情報収集において事業者が国に提供したデータに偽造等があった者

(エ) 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者

- (オ) 上記のほか第5章(1)2)で規定する遵守事項に違反した者
- (カ) 第5章(3)ii)①イ)及びiii)①イ)で規定する保証金納付規定を遵守しなかった者
- (キ) その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者

(公募への参加を認めない期間について)

- ・ 上記(3)キ(ア)～(カ)に該当する者に対して適用される法に基づく公募への参加を認めない期間(以下「公募参加停止期間」という。)については、公共工事における指名停止期間(工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公契連モデル)を準用し、不正行為等の内容、関係法令違反の有無に応じて個別事案ごとに設定することとする。公募参加停止期間については、コンソーシアム・SPCの各構成員に対して適用することを原則とするが、各構成員の責任の有無が明らかに特定できる場合には、責任が無いとされた構成員は措置の対象としない。また、公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できないこととする。

（別添 5） 系統に係る契約上の地位の承継条件等

本公募の結果、系統提供事業者以外の事業者が選定事業者として選定された場合には、系統提供事業者及び当該選定事業者として選定された事業者（以下「本件選定事業者」という。）は、以下の条件に従い、系統提供事業者が有する本件契約上の地位等を承継するとともに、本件契約上の地位等に付随する事業用資産の承継に関する協議等を行うこととする。

1. 系統提供事業者及び本件選定事業者は、本公募の結果が通知された日から3箇月が経過する日までに、本件契約上の地位等の承継を完了しなければならない。
2. 本件契約上の地位等の承継対価は、下記の算定式により算定された額とする。

＜算定式＞

譲渡対価 = (①既払の工事費負担金等+②諸経費相当分) × ③運用利益率

① 既払の工事費負担金等（一般送配電事業者に対する直接的支出のうち既払分）

② 諸経費相当分：工事費負担金等（未払分を含む総額）の1%分（上限750万円）

③ 運用利益率：①②の合計金額に、①既払額の支出日（支出日が複数ある場合、①既払額については各支出日、②諸経費相当分については①既払額の最後の支出日とする。）から、本件契約上の地位等の承継の日までの期間について、1.001（年利）の率を乗じる。

3. 系統提供事業者は、本件選定事業者に対し、本件契約上の地位の承継のための手続について、必要な協力を行わなければならない。
4. 本件選定事業者は、本公募の結果が通知された日から3箇月が経過する日までに、系統提供事業者に対し、本件契約上の地位等の承継を受けるのと引き換えに、その対価として、第2項の規定により算定された額の金銭を支払わなければならない。
5. 系統提供事業者及び本件選定事業者は、本件契約上の地位等に付随する事業用資産等の承継について誠実に協議しなければならない。この場合において、系統提供事業者は、本件選定事業者の事業を妨害する目的で本件事業用資産等の承継を拒否してはならない。
6. 系統提供事業者は、本件契約上の地位等に付随する事業用資産等やその他の事業資産等の承継に関する協議が本件公募の終了時から3箇月以内までに調わない場合であっても、このことを理由に、第1項の本件契約上の地位等の承継を拒否又は遅延して

はならない。

7. 本件選定事業者は、本件契約上の地位等に付随する事業用財産等やその他の事業資産等の承継に関する協議が本公募の結果が通知された日から3箇月が経過する日までに整わない場合であっても、このことを理由に第4条で規定する本件契約上の地位等の承継の対価の支払を拒否又は遅延してはならない。
8. 本件契約上の地位等の承継に関する条件のうち、第1項から第7項までに掲げるものの以外の条件については、系統提供事業者及び本件選定事業者の間で、誠実に協議の上、決定するものとする。

（別添 6）公募参加者一者あたりの落札制限に関する事項及び 能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項

1. 公募参加者一者あたりの落札制限に関する事項

第 7 章・第 8 章に記載する方法により、促進区域毎に価格評価と事業実現性評価を実施した結果、同一の公募参加者（※ 1）が、系統容量合計及び設置する発電設備容量合計のいずれも 1 GW を超える複数の促進区域において評価点（価格評価点と事業実現性評価点の合計をいう。以下同じ。）が 1 位であった場合には、以下の方法により事業者選定を行う。

（※ 1）複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPC の構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が $1/2$ 超の場合は同一性があると判断する。なお、会社法で親子会社と定義される構成員については同一の構成員として判断を行う。またコンソーシアム・SPC の構成員に SPC がいる場合は、同一性の判断の対象には当該コンソーシアム・SPC の構成員となっている SPC の構成員を含める。

① 評価点 1 位の公募参加者と次点の公募参加者（※ 2）との点差が大きな区域から順に、各区域の系統容量又は設置する発電設備容量のうち小さい方を順に足し合わせた容量の合計が 1 GW 以上となるまで評価点 1 位の公募参加者に促進区域を割り当てる（※ 3）。

（※ 2）「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については、他の促進区域で選定される公募参加者と能代港又は秋田港の利用重複が生じない次点の公募参加者とする。

（※ 3）優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）は、設備容量の大きな区域を優先して割り当てる。

② 各区域の系統容量又は設置する発電設備容量のうち小さい方を順に足し合わせた容量の合計が 1 GW 以上となった時点において、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とする。

2. 能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項

本公募の対象区域のうち、「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については、それぞれの促進区域において評価点が 1 位の公募占用計画間で能代港又は秋田港の利用期間（海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事のために埠頭を独占排他的に使用する期間をいう。以下同じ。）に重複があった場合には、以下の方法により事業者選定を行う。

- ①「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」のうち、下表に記載する「(ア) 及び (イ) の評価点差」と「(ウ) 及び (エ) の評価点差」を比較したときに評価点差の大きな区域（以下「甲区域」という。）において、評価点1位の公募占用計画の提出者を選定する。上記の評価点差が同点であった場合には、系統容量の大きな「秋田県八峰町及び能代市沖」を「甲区域」とする。

「秋田県八峰町及び能代市沖」に係る評価点	「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」に係る評価点
(ア) 上記区域において評価点が1位であった公募占用計画の評価点	(ウ) 上記区域において評価点が1位であった公募占用計画の評価点
(イ) 上記区域において評価が行われた公募占用計画のうち、本表(ウ)に係る公募占用計画との間で能代港又は秋田港の利用期間が重複する公募占用計画を除いたものの中で、最も評価点の高い公募占用計画の評価点	(エ) 上記区域において評価が行われた公募占用計画のうち、本表(ア)に係る公募占用計画との間で能代港又は秋田港の利用期間が重複する公募占用計画を除いたものの中で、最も評価点の高い公募占用計画の評価点

- ②「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」のうち「甲区域」以外の促進区域（以下「乙区域」という。）において評価点が1位であった公募占用計画の提出者に対して、公募占用計画の再提出が可能である旨を令和5年11月末までに書面で通知する。この際、再提出時における能代港及び秋田港の利用可能期間（※1）、再提出の期限（再提出が可能である旨を通知した日から2カ月以内）及び方法、再提出時の留意事項（※2）を併せて通知する。

- ③「乙区域」において、上記②の通知を受けた公募参加者から期限までに公募占用計画の再提出があった場合には、本公募占用指針で定められた方法により、改めて審査・評価を行う。この結果、(オ)「再提出後の公募占用計画」の評価点が、(カ)「乙区域において評価が行われた公募占用計画のうち、「甲区域」において評価点が1位であった公募占用計画との間で能代港又は秋田港の利用期間が重複する公募占用計画を除いたものの中で、最も評価点の高い公募占用計画」の評価点以上であった場合には(オ)の提出者を選定し、当該評価点に満たない場合（上記②の通知を受けた公募参加者から期限までに公募占用計画の再提出が無かった場合を含む。）には(カ)の提出者を選定する。

(※1) (別添3)において示された能代港及び秋田港の利用可能期間のうち、「甲区域」において評価点が1位であった公募占用計画における能代港又は秋田港の利用期間を除いた期間

(※2) 再提出時に公募占用計画の記載内容を変更した全ての事項について、記載内容の変更理由（利用港湾が変更となったこととの関係）を書面で提出頂くこととする。記載内容の変更事項のうち、合理的な理由が示されなかった部分の記載

は評価の対象としない。これにより、事業実現性評価における「最低限必要なレベル」を満たさなくなる場合には、再提出後の公募占用計画が失格となる可能性がある。

（再提出時に記載内容の変更が認められる場合の例示）

- ・利用港湾の変更に伴って発電設備の設置工事期間が変更となったことを直接的な原因とする「事業実施体制・実績の変更（EPC等の役割を担う企業の変更等）」、「供給価格、資金計画・収支計画の変更（工事費用や運転開始時期等の変更等）」、「事業全体のスケジュール、施工計画、工事の時期（工事期間の変更等）」、「発電設備の構造（調達時期の変更による風車機種の変更等）」、「リスクの特定及び分析（利用港湾の変更に伴う施工リスクの見直し等）」等

※上記はあくまで例示であり、記載されていない事項についても、利用港湾が変更となったこととの関係において合理的な理由が示された場合には認められる

（再提出時に記載内容の変更が認められない場合の例示）

- ・公募〆切後に公募参加者が実施した調査・設計・検討等の結果や、公募〆切後に公募参加者が新たに得た知見・情報等を踏まえた記載事項の変更等

（備考）

- ・「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の公募参加者に対しては、他方の促進区域の公募参加者と能代港又は秋田港の利用期間の重複の有無について、令和5年7月までに書面にて通知する。
- ・各促進区域における審査・評価の結果、能代港及び秋田港のいずれにおいても利用期間の重複が発生しなかった場合には、本公募における全ての促進区域に係る選定結果を令和5年12月に前倒しで公表する。
- ・各促進区域における審査・評価の結果、能代港又は秋田港において利用期間の重複が発生し、上記2. ②及び③に記載した公募占用計画の再提出・再評価が行われる場合であっても、次のいずれも満たす場合には、「新潟県村上市及び胎内市沖」「長崎県西海市江島沖」「甲区域」に係る選定結果を令和5年12月に先行して公表することとする。なお、この場合、先行して公表する時点においては、以下の内容を公表することとし、その他の事項については令和6年3月に併せて公表する。
 - 1) 能代港又は秋田港の利用重複時における公募占用計画の再提出・再評価の結果に関わらず、公募参加者一者あたりの落札制限が適用されないことが明らかであること
 - 2) 本公募のうち、一部の促進区域の選定結果のみを先行して公表することが、本公募の公正な実施に支障を及ぼす恐れがないこと

【先行公表時の公表内容】

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表

- i) 事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）
- ii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、以下を公表

- i) 事業者名、構成員名
- ii) 供給価格

(別添 7) 関係都道府県知事の評価の考え方

1. 秋田県知事の評価の考え方

i) 関係行政機関の長等との調整能力 (10 点満点)

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。
優れている (7.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。
ミドルランナー (5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i)、ii) のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
良好 (2.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
最低限必要な レベル (0 点)	①事業の実施に当たって調整先となる行政機関（関係行政機関）が特定されているか。 ②事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。 ③関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。 ④当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。または、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

ii) 周辺航路、漁業等との協調・共生 (10 点満点)

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめや公募占用指針に記載されている各説明会を踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。

優れている (7.5 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめや公募占用指針に記載されている各説明会を踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5 点)	①関係漁業者及び地域住民に対する丁寧な説明が計画されているもの。 ②「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。
良好 (2.5 点)	①船舶（漁船を含む）の航行安全の確認手法が具体的なもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。
最低限必要な レベル (0 点)	協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

iii) 地域経済波及効果（10 点満点）

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。特に、秋田県知事の評価基準（※）に照らし、各評価項目について高い実現性が示されるなど、とりわけ優れた提案がなされているもの。
優れている (7.5 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもので、秋田県知事の評価基準（※）に照らし、優れた提案がなされているもの。
ミドルランナー (5 点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。加えて、秋田県知事の評価基準（※）に掲げる項目への対応について検討されているもの。
良好 (2.5 点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。

最低限必要なレベル (0点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(※) 秋田県知事の評価基準

協議会意見とりまとめに記載されている地域振興策事例を踏まえ、特に以下に掲げる項目を評価する。

- ・事業実施会社の主たる事業所の立地や県内企業が出資参画する計画となっているか。
- ・本事業で発電される電力の地産地消に向けた具体的な計画があるか。
- ・基地港湾である能代港、秋田港に加え、近隣港湾の活用など、県内の港湾振興が最大化される計画となっているか。
- ・事業実施地域のみならず、広域的な地域振興策の実施などにより、県内経済波及効果が最大化される計画となっているか。
- ・第2期秋田県新エネルギー産業戦略の重点プロジェクトとして掲げる各項目の実現に資する取組が提案されているか。

2. 新潟県知事の評価の考え方

i) 関係行政機関の長等との調整能力 (10点満点)

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。
優れている (7.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。
ミドルランナー (5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i)、ii) のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
良好 (2.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績があるもの。

最低限必要なレベル (0点)	①事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。 ②関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。 ③当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。または、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

ii) 周辺航路、漁業等との協調・共生 (10点満点)

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。
良好 (2.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

iii) 地域経済波及効果 (10点満点)

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。

優れている (7.5 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもの。
ミドルランナー (5 点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。
良好 (2.5 点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要な レベル (0 点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

3. 長崎県知事の評価の考え方

i) 関係行政機関の長等との調整能力 (10 点満点)

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。
優れている (7.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。
ミドルランナー (5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i)、ii) のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
良好 (2.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績があるもの。

最低限必要なレベル (0点)	①事業の実施に当たって調整先となる行政機関（関係行政機関）が特定されているか。 ②事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。 ③関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。 ④当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。または、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

ii) 周辺航路、漁業等との協調・共生（10点満点）

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめや公募占用指針に記載されている各説明会を踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめや公募占用指針に記載されている各説明会を踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5点)	①関係漁業者及び地域住民に対する丁寧な説明が計画されているもの。 ②「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。
良好 (2.5点)	①船舶（漁船を含む）の航行安全の確認手法が具体的なもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

iii) 地域経済波及効果 (10 点満点)

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。特に、協議会意見とりまとめを踏まえた対応 (※) について、高い実現性が示されるなど、とりわけ優れた提案がなされているもの。
優れている (7.5 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもので、協議会意見とりまとめを踏まえた対応 (※) について、優れた提案がなされているもの。
ミドルランナー (5 点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。加えて、協議会意見とりまとめを踏まえた対応 (※) について検討されているもの。
良好 (2.5 点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル (0 点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(※) 協議会意見とりまとめを踏まえた提案、対応の例

(以下は例で、評価は各海域における協議会意見とりまとめの内容を踏まえて行われる)

- ・ 江島を取り巻く情勢を念頭に置いたうえで、本事業が日本における一つの先進的な離島振興モデルとなることを目指し、発電事業と併せて漁業や地域との協調・共生策に取り組む計画となっているもの。
- ・ 地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有する計画となっているもの。
- ・ 災害時の電力供給確保など洋上風力発電による電力の地域における利用を想定した計画となっているもの。